

目 次

第1号（3月4日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
承認第1号 工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについて	8
承認第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについて	9
議案第1号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）	9
議案第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	28
議案第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	31
議案第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	31
議案第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	32
議案第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）	33
議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について	34
議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	34
議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について	34
議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	34
議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	34
議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	34
議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について	34

議案第14号	津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について -----	3 4
議案第15号	津奈木町情報公開条例等の一部改正について -----	3 4
議案第16号	津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について -----	3 4
議案第17号	津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正につ いて -----	3 4
議案第18号	津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関 する条例の一部改正について -----	3 4
議案第19号	津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について -----	3 4
議案第20号	津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について -----	3 4
議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について -----	3 4
議案第22号	津奈木町税条例の一部改正について -----	3 4
議案第23号	津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について -----	3 4
議案第24号	津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について ----	3 4
議案第25号	津奈木町体育施設条例の一部改正について -----	3 5
議案第26号	津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について -----	3 5
議案第27号	津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について -----	3 5
議案第28号	津奈木町漁港管理条例の一部改正について -----	3 5
議案第29号	津奈木町簡易水道条例の一部改正について -----	3 5
議案第30号	平成28年度津奈木町一般会計予算 -----	3 5
議案第31号	平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算 -----	3 5
議案第32号	平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算 -----	3 5
議案第33号	平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算 -----	3 5
議案第34号	平成28年度津奈木町介護保険事業特別会計予算 -----	3 5
議案第35号	平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算 -----	3 5
議案第36号	平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算 -----	3 5
散 会	-----	4 5

議事日程	4 7
本日の会議に付した事件	4 7
出席議員	4 7
欠席議員	4 7
事務局職員出席者	4 7
説明のため出席した者の職氏名	4 7
開 議	5 2
一般質問	5 2
5 番 橋口知恵子君	5 2
2 番 本山 真吾君	6 7
1 番 上村 勝法君	8 2
9 番 村上 義廣君	8 7
3 番 澤井 静代君	9 8
7 番 川野 雄一君	1 0 4
散 会	1 1 9

第3号（3月18日）

議事日程	1 2 1
本日の会議に付した事件	1 2 2
出席議員	1 2 4
欠席議員	1 2 4
事務局職員出席者	1 2 4
説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
開 議	1 2 4
議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について	1 2 4
議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	1 2 4
議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について	1 2 4
議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	1 2 4
議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	1 2 4
議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	1 2 5
議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について	1 2 5

議案第14号	津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について	1 2 5
議案第15号	津奈木町情報公開条例等の一部改正について	1 2 5
議案第16号	津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	1 2 5
議案第17号	津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について	1 2 5
議案第18号	津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について	1 2 5
議案第19号	津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	1 2 5
議案第20号	津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	1 2 5
議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 2 5
議案第22号	津奈木町税条例の一部改正について	1 2 5
議案第23号	津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について	1 2 5
議案第24号	津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について	1 2 5
議案第25号	津奈木町体育施設条例の一部改正について	1 2 5
議案第26号	津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 2 5
議案第27号	津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	1 2 5
議案第28号	津奈木町漁港管理条例の一部改正について	1 2 5
議案第29号	津奈木町簡易水道条例の一部改正について	1 2 5
議案第30号	平成28年度津奈木町一般会計予算	1 2 5
議案第31号	平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	1 2 5
議案第32号	平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	1 2 5
議案第33号	平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算	1 2 5
議案第34号	平成28年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	1 2 5
議案第35号	平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	1 2 5
議案第36号	平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	1 2 6
議員派遣の件		1 4 5
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件		1 4 6
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件		1 4 6

教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 4 6
議案第37号 津奈木町過疎地域自立促進計画の策定について	1 4 6
議案第38号 工事請負契約の締結について	1 4 7
発議第1号 町長専決処分事項の指定について	1 4 8
閉 会	1 4 9
終 了	1 5 0
署 名	1 5 1

津奈木町告示第5号

平成28年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月12日

津奈木町長 西川 裕

- 1 期 日 平成28年3月4日
2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

上村 勝法君	本山 真吾君
澤井 静代君	久村 昌司君
橋口知恵子君	柳迫 好則君
川野 雄一君	寺本 信介君
村上 義廣君	林 賢二君

○3月11日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第1回（定例）津 奈 木 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年3月4日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成28年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 津奈木町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に

関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第19号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 津奈木町税条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第26号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第27号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第28号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第34 議案第29号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第35 議案第30号 平成28年度津奈木町一般会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成28年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第41 議案第36号 平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第9 議案第4号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 津奈木町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 津奈木町税条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第26号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第27号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第28号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

- 日程第34 議案第29号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
日程第35 議案第30号 平成28年度津奈木町一般会計予算
日程第36 議案第31号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第37 議案第32号 平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第38 議案第33号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
日程第39 議案第34号 平成28年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
日程第40 議案第35号 平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
日程第41 議案第36号 平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

出席議員（10名）

1 番	上村 勝法君	2 番	本山 真吾君
3 番	澤井 静代君	4 番	久村 昌司君
5 番	橋口知恵子君	6 番	柳迫 好則君
7 番	川野 雄一君	8 番	寺本 信介君
9 番	村上 義廣君	10 番	林 賢二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西川 裕君	副町長	山田 豊隆君
教育長	塩山 一之君	総務課長	林田 三洋君
振興課長	倉本 健一君	振興審議員	下川 秀美君
振興審議員	財部 大介君	住民課長	新立 啓介君
住民審議員	久村 庄次君	教育課長	椎葉 正盛君

午前10時00分開会

○議長（林 賢二君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第1回津奈木町

議会定例会を開会致します。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本定例会は、平成28年度当初予算を初め、平成27年度補正予算のほか、条例の制定や一部改正など、多くの議案を審議する重要な議会であります。諸議案は多種多様にわたっており、会期も長期間予定しております。新年度における施政方針等については、後ほど町長から詳しく説明があると思いますが、議会と致しましては、町民の福祉増進の立場から、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政運営に反映すべく充分な審議を重ねてまいりたいと思います。

3月に入りましたとはいえ、まだ寒い日が続いているように感じます。このような季節柄、議員各位におかれましては、長期間の会期になりますので、御自愛いただき、審議に御精励くださり、適切妥当な議決に達せられますよう念願し、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成28年第1回津奈木町議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第1回津奈木町議会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、ありがとうございました。

本年1月23日より、30センチ近い積雪に見舞われ、国道3号線はチェーン規制がしかれるなど、かつてない大雪に見舞われました。また、夜間はマイナス7℃以上の冷え込みとなり、水道管の凍結による破損で断水を余儀なくさせられ、農産品にも多大な被害を与えました。昨年の台風といい、本年の大雪といい、地球環境に大きな変動が起きているのではないかと心配しております。

そのような中でも、梅の花が咲き、桃の花のつぼみも大きく膨らみ、春の息吹を感じる季節になってまいりました。

本町では、町の歴史を変える喜ばしい出来事がございました。南九州西回り自動車道の津奈木インターの供用開始でございます。九州自動車道の八代ジャンクションより分岐し、鹿児島までの140キロメートルの中で、八代・津奈木間36.7キロメートルが供用開始されました。このことを生かして、流入人口や定住人口の増加や、地域経済の発展に努力していきたいと思っております。

また、津奈木美術館では、赤崎水曜日郵便局が角川書店より発行され、全国的に津奈木町の名前が知られつつあることは、喜ばしい限りでございます。

これを機に、補正予算に上程致しておりますが、世界的芸術家でもあられます西野達先生による津奈木町裸島ホテルプロジェクトが動き出せば、さらなる津奈木町の知名度が上がり、流入人

口や定住人口へとつながり、ひいては地域経済に貢献できるのではないかと考えております。まさに小さな町の大きな挑戦でもあります。道への挑戦にはリスクも伴いますが、御協力いただく多くの方々の知恵と努力で成功させたいと考えております。今年完成します光ブロードバンドとからめて情報発信をしていきたいと考えております。議員の皆様方の中にコンピューター利用に造詣を持っておられる方々がいらっしゃいますので、よき御提言をいただきたいと考えております。

日本経済もデフレからの脱却で、いろいろな施策を実施中ではございますが、中国経済の減速や原油安に伴う設備投資の減速、減退など、GDPも足踏み状態となっております。日銀のマイナス金利導入による設備投資や、消費拡大による経済発展を行おうと思われておりますが、世界経済の減速により、その効果は限定的なものとなっております。しかし、日本経済指標は、よい方向に向かっているように思います。今後、政治、経済がよい方向に向かっていくことを期待致したいと考えております。

本定例会に上程致しておりますのは、平成27年度地方創生資金関連予算、平成28年度の当初予算が主なものでございます。会期も本日を含め15日間に及びますので、十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（林 賢二君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（林 賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、9番、村上義廣君、1番、上村勝法君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 賢二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきで開催されました議会運営委員会において、本日から3月18日までとの答申をいただいております。よって、本日から3月18日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間に決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（林 賢二君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

1 2 月 2 2 日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長と副議長出席。

2 月 1 7 日、第 6 6 回熊本県町村会議長会定例総会が熊本テルサで開催され、議長出席。

2 月 2 5 日及び 3 月 3 日、全員協議会及び議会運営委員会を開催。また、代表監査委員により 1 月から 2 月に実施されました、例月出納検査の結果報告があつております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4. 承認第 1 号 工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについて

○議長（林 賢二君） 日程第 4、承認第 1 号工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 承認第 1 号工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

福浦漁港防波堤工事その 1 は、基礎捨石工と本体方塊を制作するもので、当初請負契約額は 4,824 万 3,600 円でありましたが、汚濁防止膜の面積等の追加が生じたため、216 万 6,829 円を増額致しました。

変更後の請負契約は 5,041 万 429 円となりましたので、議会の承認が必要でしたが、早急に補助事業費を確定する必要がありましたので、専決処分とすることと致しました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は原案のとおり承認することに決定を致しました。

日程第 5. 承認第 2 号 工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについて

○議長（林 賢二君） 日程第 5、承認第 2 号工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 承認第 2 号工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

福浦漁港防波堤工事その 2 は、9 月議会において承認を得ておりましたが、資材運搬経費等の変更が生じたため、4 0 6 万 8, 1 6 2 円を増額致しました。当初契約額は 7, 6 8 9 万 6, 0 0 0 円で、変更後の請負契約額は 8, 0 9 6 万 4, 1 6 2 円となり、議会の承認が必要でしたが、早急に補助事業費を確定する必要がありましたので、専決処分をすることと致しました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 2 号工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号は原案のとおり承認することに決定を致しました。

日程第 6. 議案第 1 号 平成 2 7 年度津奈木町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（林 賢二君） 日程第 6、議案第 1 号平成 2 7 年度津奈木町一般会計補正予算（第 6 号）を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第 1 号平成 2 7 年度津奈木町一般会計補正予算（第 6 号）について、歳出の主なものから御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく職員給与の改定及び経常的経費、投資的経費の決算見込み

に伴う補正を各款にわたり計上致しております。

また、平成28年1月20日に成立しました国の平成27年度補正予算に伴い、地方創生加速化交付金等の実施事業につきまして、予算を計上致しております。

総務費では、一般管理費で国の補正予算に伴い、マイナンバーによる情報連携システムのセキュリティ強化のため、そのネットワーク構築委託料を計上致しております。

企画費では、地方創生加速化交付金の実施事業として、ICTとアートによる住みたくなるまちづくりプロジェクトにかかわる経費を計上致しております。光ブロードバンド基盤整備事業に合わせて、ICTを活用した情報発信事業や、予約型乗り合いタクシーの走行位置を知ることができるシステム委託料を計上致しております。

また、空き家を活用した移住定住対策用として、PR動画などの制作委託料や、移住定住相談会への参加経費、地域おこし協力隊の募集にかかわる経費などを計上致しております。

地域振興費では、光ブロードバンド基盤整備事業補助金で、光基盤整備費分を実績に合わせて減額し、行政情報提供分を増額致しております。

美術館費では、ベルリン在住の芸術家、西野達氏を招致し、旧赤崎小学校沖の裸島に期間限定のワンルームホテルの建設をし運営するつなぎホテルプロジェクトや、空き家を利活用した芸術家滞在型の作品創作事業を合わせて実施し、アートによる移住定住対策を展開する計画でございます。いずれの事業も地方創生加速化交付金で対応致します。

また、舞鶴城公園展望広場に設置してあります彫刻の台座基礎部分が、昨年の台風被害でむき出しとなり、早急な対応が必要となりましたので、その補修工事費を計上致しております。

民生費では、老人福祉費で地方創生加速化交付金の広域連携事業分として、今年から水俣市とともに行うシルバー人材センターの事業費補助金を計上致しております。

障害者福祉費では、利用者の減により障害福祉サービス費等を減額し、児童福祉費でも、実績に基づき、延長保育促進事業補助金、そのほか、管外保育所運営費を減額致しております。

津南保育園運営費は、保育単価の上昇に伴い増額致しております。

児童手当費は、対象者数の実績により減額致しております。

衛生費では、環境衛生費で合併浄化槽設置補助金を設置実績により減額、塵芥処理費では、旧焼却炉解体周辺環境調査委託料を減額致しております。

農林水産業費では、農地費で多面的機能支払事業補助金及び中山間地域等直接支払制度事業補助金を、平成27年度からの計画見直しによる対象の農用地等の変更に伴い減額致しております。

商工費では、温泉センター関係工事費を実績により減額致しております。

土木費では、道路橋梁費で各工事費及び委託料を実績により減額し、県道改良事業負担金は、県道水俣田浦線福浜工区の舗装工事追加に伴い増額致しております。

歳入について御説明申し上げます。

固定資産税では、九州新幹線の鉄道施設にかかわる特例措置がなくなり、通常課税となったことから増額致しております。

地方消費税交付金では、税率の引き上げにより社会保障財源分を増額致しております。

普通交付税では、国の補正予算により追加交付分を計上致しております。

使用料及び手数料では、津奈木保育園使用料を児童数の実績や保育料の改定により減額致しております。

国庫支出金では、国庫負担金で各交付決定により増減致しております。

国庫補助金でも、各実績により増減し、国の補正予算に伴い、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、地方創生加速化交付金を計上致しております。

県支出金でも、国庫同様に、交付決定額及び実績に基づき増減致しております。

繰入金では、住宅造成事業特別会計繰入金、地域振興基金、町有施設整備基金を減額し、減債基金、社会福祉基金を増額致しております。

雑入では、水俣病患者の夜間介護にかかわる水俣芦北地域振興財団福祉対策特別助成金を減額致しております。

町債では、光ブロードバンド基盤整備事業債を実績に合わせて減額致しております。

第2表の繰越明許費は、国の補正予算にかかわる事業を主に、計18事業を平成28年度へ繰り越すものでございます。

第3表の継続費補正では、光ブロードバンド基盤整備事業の減額変更を行っております。

第4表、地方債補正は、町債の減額変更によるものでございます。

歳入歳出補正総額は300万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,800万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は11ページから15ページまでです。歳出は16ページから25ページまでです。

まず、歳出から質疑を行います。16ページ、17ページ。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 7番、川野でございます。

まず、16ページの13委託料の中に、情報セキュリティ強化対策ネットワーク構築委託料が1,306万4,000円ということで計上されております。町長のほうから、いろんなセキュリティだから、そういうことがないようなということでございますが、その補正理由について説明を求めます。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

この予算は、マイナンバー制度が導入されて、行政運営に当たって、いわゆるサイバー攻撃とか、情報の漏洩等の重大なリスクに対応するために、一応国が基準を定めている方法で行う作業でございまして、内容と致しましては、まず、端末からの情報の持ち出しができないようにするシステムを組み入れるというのが一つと、もう一つが、今、公共団体はL G W A Nという回線で結ばれておりますが、このセキュリティーを確保するために、まず、インターネットと接続を完全に分離するというので、今回これを行うために、国の補助を受けて行うものでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） どうもありがとうございました。基本的に、今、セキュリティー関係は大変重要ということでございますので、きっちりとやっていただければと思っております。

それから、この今、マイナンバーの住民への交付状況と、マイナンバーカードですかね。その交付状況はどのようになっているのか、わかったらお知らせ願います、できれば。（発言する者あり）

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

19ページのところで補正予算上がっております。そこで御質問が出るかなと思っておりますけれども、一応、今、通知カードにつきましては、197件返戻がありまして、そのうち、160件交付を致しております。まだ、とりにおいでになっていない方が37名おられます。これは通知カードでございます。マイナンバーにつきましては、現在、258件の申請があっております。そして、町に届いたカードは148件、交付済みが67件。今、手元に81件、81名分です、残っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） なかなか今、カードについてもいろんなことが言われておりまして、そういういろんな手違いがないようにして、慎重にやっていただければと思っております。この予算に関しては、セキュリティー関係ですので別に賛成でございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。8番、寺本信介君。

○議員（8番 寺本 信介君） 8番、寺本です。

いわゆる17ページの真ん中にあります移住定住促進PRビデオ制作委託料について、詳しく内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 本事業につきましては、地方創生加速化交付金を利用した事業でございます。美術館に一応かわりのあるこれまでの芸術家の方々に協力を依頼して、移住定住の相談会とか、定住サイトで利用する動画、いわゆる静止画を作成して、デジタルデータとして提供してもらい、移住定住のポスター等にも使いながら、ホームページ等でもその映像を発信していくというものでございます。加速化交付金の一部でございます。

以上でございます。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 17ページの企画費の委託料の中で、デジタルサイネージ導入委託料というのがありますが、ちょっと私、勉強不足なんです。この内容をどういうものなのか教えていただければと思います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

これも地方創生加速化交付金の事業で行うものでございまして、一応、美術館と物産センターとか四季彩とかに、デジタルサイネージといいまして、電子看板、一応、4Kの70インチを計画しております。を設置して、町の、先ほど御質問のありましたビデオ制作委託料等で制作したビデオを流して、町の魅力や空き家、観光情報を訪れた人に提供していきたいと。その基本的な電子看板を設置する予算でございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 盛りだくさんで、私は違ったあれで。

17ページの地域振興費の中に、負担金補助及び交付金として2,000万円の減額ということでございます。先ほど町長の予算説明によりますと、新たな行政関係の情報発信をしたいということでございますが、ここに減額をしてあるんですね。その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

まず、光ブロードバンド基盤整備事業は、当初、総事業費3億5,000万円を予定しておりました。一応、町のその3億5,000万円に対する補助が1億7,000万円ということで事業計画を行っており、平成27年と28年の2カ年で実施する予定でした。先に27年に行いました、当然27年度の予算としましては、その半額の8,500万円を一応計上してございまして、入札を行った結果、行政情報提供事業も合わせて、総額9,000万円で行うこととなり

ました。

このことによって、平成27年は半額の4,500万円の予算となり、本来であれば、当然8,500万円組んでありますので、4,000万円を減額するところですけど、平成28年度の支出予定の行政情報分、約2,000万円が、今回の加速化交付金に申請しており、このため、多分繰越明許のほうにも出てまいります、2,000万円を残して平成28年度へ一応繰り越すということにしております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 基本的に、今言ったように、全体事業費が下がったということと、2,000万円落としたけど、加速化交付金のほうにまわしたということですね。

それでは、次の質問が、今言うように、説明を受けた中では、光ボックス700台を配置し、津奈木タウンチャンネル構築、緊急防災情報、町からのお知らせ、暮らしの提示板、掲示板ですかね。回覧板、アンケートのほか、町の動画チャンネルや町のホームページ、広報誌等の閲覧、テレビのほうによる高齢者等の見回り等を提供するという説明を受けました。

そのような中で、私が心配するのは、ここに700個ですかね、光ボックス。当然これがなかったら、テレビでは見られないと思うんですね。その辺を全体の町民に行き渡らせるためには、これでは足りないだと思います。そして、町としてそういう情報発信をする場合に、やはりほとんど、できれば全体に加入していただいたらいいんですね。しかし、それは、この今の説明を受けた段階では、可能ではないと私は思います。そして、町としたならば、そのような、今言うように、町、町民全体に行き渡らせるためには、どのような対策を考えておられるかお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 一応、まず、これは、この補正予算ではございませんけど、新年度予算で計画してるのが、まず、初期投資への補助を考えてございます。これは、もう当初予算の審議の段階で審議していただく内容ですが、一応1万8,000円程度かかる初期投資を補助したいという考えはございます。

それと、これは月額ですね。約、業者によってさまざま違うんですけど、NTTさんによりまして、4,300円程度、維持費がかかってまいります。これは、年を追うごとに契約年数でどんどん割引がかかっていく制度にNTTさん、なっていると思いますが、これで月額4,300円の負担が要ということで、全世帯の加入はなかなか難しいだろうということで、700は一応その中で算出してございます。

その中で、普及に当たっては、当然総務課の職員とNTT西日本と今契約しておりますので、

この光に関してはですね。地域を回って加入の促進は図っていきたいと思っております。NTT以外の業者さんも当然加入はできますので、一応NTTさんに入った場合、電話回線が今、多分基本料金1,700円ぐらい払われてると思いますが、それが500円に割引がかかるということで、そういった形でその加入の促進が図っていければと思っております。

合わせて、これまでのその有線放送とか、広報誌とか、地域へのお知らせとかは継続してまいりますので、これを普及させるために鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 私たちも勉強不足で、私も、今言ったように、この光ボックスを入れたら、役場のほうからそういう防災とかいろんな情報を流した場合、テレビを見られると思ってたんですよ。今の説明によると、ネット加入、月々4,300円、毎月ですね。それを払わなければ見られないちゅうことですね、テレビについては。1点目はですね。そして、基本的に私が心配するのは、700戸ぐらい語られても、全部で1,900世帯ぐらいあるんですかね。そのほかの1,200世帯ぐらいは、これは見られないということだから、今、総務課長の説明によると、多分その有線とか、広報誌を通じてやっていくというような意味ということじゃなかったかと思えます。

私が最後に言いたいことは、できたら、そういう1万8,000円は、もう今、明確に新年度予算のほうで、光ボックス関係については助成を出すというようなことを聞かれましたので、今後は、もうちょっとその辺の、まあ4,300円全額無理ならば、みんながせっかくこういう光ブロードバンドをつけるならば、見られるようなそういう助成等の検討をしていただければと思ひまして、この質問を終わらさせていただきます。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

18ページ、19ページ。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 5番、橋口です。

18ページの13番の委託料の中に、西野達つなぎホテル制作委託料というのが入ってますけども、この内容をちょっと詳しく教えていただきたいと思ひます。

それと、あと、実施予定期間というのが何かあったみたいですので、それをいつからいつまでなのか、それをお願いします。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答え致します。

委託料1,784万7,000円でございますが、まず、事業全体の御説明を差し上げたいと思ひます。

本事業につきましては、現在進行中の赤崎水曜日郵便局、こちらが赤崎の旧小学校跡地で展開をされておりますが、この事業に伴いまして、非常に津奈木町が全国から注目をされるというようなことに至っております。

その結果、津奈木町への来訪者数、問い合わせ数等も、以前と比べますと増加傾向にあるというようなことで、この住民参画型のアートプロジェクトというようなことで、これを機会に、ぜひ津奈木に来ていただいて体験できるアートプロジェクトというようなことで、これは、先ほど町長から御説明ございましたとおり、西野達さんという世界的に有名なアーティスト、活動と致しましては、例を挙げますと、シンガポールのマーライオンという観光名所ございますが、こちらをホテルの部屋の中に取り込んだ、そういったホテルを建てたりとか、そういった活動をされていらっしゃる方で、そのホテルを一応、赤崎小学校の前にあります裸島、あちらの上といいですか、あちらに建てるというようなことで、アート作品の作成をお願いするというようなことで、委託料1,784万円を計上致しております。

今回の経緯に至りましたのが、先ほどから申し上げますとおり、津奈木に人が多く来ていただくようになっていると。ただ、残念ながら、当津奈木町には宿泊施設がございませんので、ぜひ滞在をしていただいて、そういった津奈木町のよさ、そういったところを全国的に広められる一つのきっかけになればというようなことで、ホテルを建設するというようなことで計画を致しました。

建設時期につきましては、一応4月以降を予定を致しておりまして、大体11月以降から3カ月程度ですね。ホテルとして営業をしたいと考えております。10月ですかね。10月からの3カ月程度を予定を致しております。

簡単でございますが、以上です。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） このプロジェクトというのは、本当斬新的で画期的な取り組みだと思うんですね。そして、やはりこの津奈木の町に人が来てくれる、そして、あと、定住をしてほしいということで、その前のきっかけになってほしいということでされてると思うんですね。ただ、来てくれて、住んでいただきたいのは、本当もう気持ちがあるんですが、やはりこの裸島に建った時点というのは、やっぱり裸島から見て、津奈木の外形、海から見た外形というのもすごくいいと思うんですね。ただ、それを今度、この期間が10月から12月の間だけで、そのあとは、もう何かちょっと聞いた中では、取り壊すっていうことも聞いてますので、何かもったいないような気もするんですね。だから、本当それをもし生かせるんだったら、そのまんま残した状態で生かせるんじゃないか、生かしてほしいなと思います。

そして、あと、いろんな津奈木町のいいところを、よその、外国でもありますよね、島にいつ

ぱいリゾートの——リゾートというか、宿泊施設をつくるような形がありますので、そういうほうにつながっていただけたらいいかなと思うんですが、取り壊すということをちょっと引っこかりましたので、それを継続できないか、それをお願いします。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 私たちもそれを考えたんですね。せっかくその有名な方がつくったホテルを保存、ずっとできないのかということなんですが、まず、あそこが、一つは、ネックになっておりますのが、国定公園内、裸島がですね。国定公園内というのと、それから、地方創生のその交付金自体がソフト事業であることとなってるわけ。じゃあ、その公共的なホテルを建てた場合は対象外ですよ、補助金はだめですよというようなものに、この規制の枠外になってしまう可能性があるもんですから、あくまでもそのホテルはソフト事業、芸術作品ですから、3カ月たったら壊しますという格好でしか、なかなか許可がおりないような状況でございました。その地方創生のほうになじむのか、それと、国定公園の中にそれを建てますので、それが許可がもらえるのかどうか、その分が非常に悩ましいところだったんです。橋口議員がおっしゃったように、ちょっともったいないかなというふうに私も随分考えましたけども、しかし、それは法規制の中での作業ですので、またこれが、おっしゃったように、民宿であるとか、そういうところにつながっていけばありがたいと。いわゆるその津奈木には、泊まる場所はありません。今、空き家対策もやっておりますし、いろんな農業関係でも、ミカンの木を委託して売ったりということもできますので、そういう農林漁業関係にもつながっていけばと。観光ももちろんですけども。そういう意味で、津奈木にとにかく来ていただかないことには、ここに住もうかどうかという判断はできないと思いますので、ああ、こういう景色のいいところに余生を送りたいなという人も中にはいらっしゃると思うし、若い人でも、こんなところで農業をやってみたいという方もいらっしゃると思いますので、そのインセンティブになればというものも下心の中に十分あつてのことでございます。よろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

20ページ、21ページ。9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 済いません。18ページなんですけども。

○議長（林 賢二君） あ、18ページ。はい。

○議員（9番 村上 義廣君） 工事請負費の中で、この彫刻台座補修工事費というのがあっておりますが、これ、どこの部分であって、どういうふうな格好でこの補修をされるのかをちょっと聞きたいんですけど。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

彫刻台座補修工事217万についてでございますが、こちらにつきましては、舞鶴城公園展望広場の横にございます（ボッカ）、野外彫刻でございますが、昨年の台風によりまして前の木が倒れまして、その結果、土台といたしますか、台座がむき出しの状態になってございました。9月の補正の段階で、その台座の目隠しといたしますか、補修を修繕料という形で30万円弱、補正で計上させていただいたところなんです、倒木を除去しまして、詳細な調査を致しましたところ、単純な補修では、その彫刻、土台、台座の重みに耐えられないだろうというようなことが判明致しまして、基礎部分の台座の前に補強の石積みを、岩の上に立っておりますので、岩着の石積み土台を新たにつくりまして、補強をするというようなことを予定しております。このために、ちょっと多額の費用が必要ということでございますが、早急に対応をする必要があるというようなことで、今回の補正計上ということに至りました。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。6番、柳迫好則君。

○議員（6番 柳迫 好則君） 6番、柳迫です。

環境衛生費で、合併処理浄化槽設置補助金が8,700万ほど減額になってますが、減額の理由をお聞かせください。21ページです。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 合併処理浄化槽設置補助金877万の減額の件かと思いますが、これは、実績見込みによる減ということです。当初25件分計上しておったわけなんです、それが実績見込みで11件ということで、半分以上に減ったものですから、減額をしております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 4番、久村です。

20ページの社会福祉費のシルバー人材センター事業ですね。300万ほどあります。繰越明許費の中からも出てきました。何か空き家の管理などと言われてあったんですけど、この300万というのはどこから、どんな形で。空き家の管理だけで300万するのかどうか教えていただければと思います。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

このシルバー人材センター事業補助金300万4,000円につきましては、先ほど町長の説明にもありましたように、4月1日から、水俣市と広域でシルバー人材センターを設置予定でございます。そのシルバー人材センターに運営補助金として支出する部分で、今回は地方創生の加速化交付金を活用致しまして実施する関係で、今回の補正計上と。繰り越しを致しまして、28年度の運営補助金として支出をするということでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） 4 番、久村昌司君。

○議員（4 番 久村 昌司君） 仮に今回、その補助金でいただいたわけで、まず、水俣と今度一緒に広域でやるということなんですけど、もし仮に単独で、まず、これから先、何年かした場合に、津奈木町だけの単独でやっていこうかってなった場合は、もし仮にこういう形で補助金をもらった場合どうなるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 町単独でということでございますが、平成23年と24年に、川野議員、橋口議員から一般質問を受けております。そのときの町長の答弁でも、単独では難しいだろうと。これは広域でやったほうが良いというような答弁があっております。それで、水俣市のほうと協議を致しまして、今回、広域化ということになっております。実際、単独でやりますと、この300万円がどうなるか、できるのかできないかということを以前、議論もありましたけれども、実際は無理ではないかと。町長も1,000万近くかかるんじゃないかというような発言もあっております。

今回の補助金につきましては、水俣市は一般社団法人、いわゆる法人化をしておりますので、この法人化の団体については、国からの補助金がございます。水俣市が大体、今回1,800万ぐらいの補助申請をされております。今回の300万につきましては、一応60歳以上の高齢人口割で、水俣市が84パーセント、津奈木町が16パーセントの負担割合で補助金を出すということで水俣市と協議をしておりますので、津奈木単独でやった場合は、法人化がありませんので、そういう補助金も受けられないと。ですから、人件費にしろ、いわゆるその車とかですね。事務所費とか、そういうのが丸々かかってきますので、その分が全額、町の持ち出しということになりますので、今回、広域化を進めたところでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。1 番、上村勝法君。

○議員（1 番 上村 勝法君） 1 番、上村です。

4 番の障害者福祉費で、障害福祉サービス費等で1,600万の減額となっておりますが、その説明をお願い致します。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） この障害福祉サービス費、減額の1,600万円でございますが、これ、胎児性水俣病患者の方のサービス費です。24時間介護を必要とされておりますので、その方に対して、歳入でも雑入で1,600万です。水俣芦北地域振興財団福祉対策助成金ということで同額を減額をしておりますけれども、その方が結局、満額利用をしなかったということで、

今回減額になっております。実際、年間最大利用を致しますと、2,439万5,000円利用できます。そのうち、国庫負担の基準額が530万ありまして、差し引きの1,900万を当初予算で計上を致しております。今回、利用されて、まあ見込みとしてですね、860万円、それから、国庫負担の基準額を差し引き300万円ということで、1,900万から300万円を差し引いて1,600万の減額になったということでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ちょっと補助説明を致しますが、この胎児性水俣病の方、これは、普通は明水園とか何かに行かれるんですが、この方はやっぱり在宅でいたいという御希望がありまして、それで、この原資としては、まあこれ交渉の結果でしょうけど、チッソ株式会社のほうから24時間体制のいわゆるケアをするそのお金は、チッソが財団のほうに、熊本県の水俣・芦北地域振興財団、ここに寄附を致します。このチッソの寄附を受けて、この財団のほうからその原資が来るという格好になっておりまして、24時間常に介護士がついてなきゃいけないということなんですが、その方は非常にずっといてもらわなくてはいいいという格好で、24時間ケアをするのを使われないと。サービスを使われないで済んだということで減額になっております。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、本山です。

ちょっと話がさかのぼりまして、またシルバー人材センターのことについて御質問をさしていただきますけれども、4月の1日から事業開始に伴って水俣とやるということでしたが、どうも町民のほうには、その話が余り行き渡ってないような気がします。もちろん使われる側ちゅうか、人材として登録される側、それと、実際助けていただきたい、主に農家の方とか、あるいは、少しお年を召した方が、恐らく家の周りの片づけをお願いされたいとか、いろいろあると思いますけれども、その辺のPRちゅうんですか。そういうのについて、どのように考えておられるのかお尋ね致します。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

このPRにつきましては、まだ現在やっておりません。実際、今月の11日の日に、シルバー人材センターの会員総会というのがありまして、その総会で議決をされないと、実際運用ができない状況にあるものですから、並行して今は進めているところで、その総会で議決を見ますと、その後、水俣市のほうも、津奈木町のほうも、一応PRを行っていくという段取りで、今、予定をしております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2 番、本山真吾君。

○議員（2 番 本山 真吾君） 2 番、本山です。

今の話だと、総会待ちで、こちらが受け身というか、決まらないとしないというような話でありますけれども、財源を見ましても、国庫支出金が 300 万入って、それがそのままそちらのほうに入るような形だと思うんですけど、この予算については、例えば、恒久的に補助をいただけるのでしょうか。それとも、ある程度したら津奈木町の一般財源の中から、その一般法人ですか、そのシルバー人材センターのほうに払わなければいけないような形になるのか。その辺をお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 今回の交付金は、本年度だけだと思います。10割補助というのがですね。あとは、総務課長のほうがちょっと交付金については詳しいと思いますけれども、一応、交付金がなくなったら、町の持ち出しということになってまいります。

以上です。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 本予算につきましては、一応加速化で対応できるということで、いわゆる 2 町以上の広域でそういう組織を立ち上げる場合は、加速化の対象になりますので、一応水俣も津奈木もそれぞれ加速化で今回申請してございます、補助金として。

○議長（林 賢二君） 2 番、本山真吾君。

○議員（2 番 本山 真吾君） 何遍も済いません。加速化の交付金で対応できても、その加速化の交付金ちゅうのが、多分恐らく 3 年とか、そういう区切りがあると思うんですけども、実際シルバー人材ちゅうのは、毎年シルバーの方がふえていくわけでありまして、そういう面では、ずっと続けていただきたい方が多いと思います。それはもう働きたい人も、お世話になりたい人も一緒だと思うんですけども、そうなったときに、300 万負担するんだよとなると、結構うちの財政状況では大きな項目になるんで、先ほどさかのぼって言われましたが、久村議員も言いましたけれども、将来的には、町でもうちょっと簡素化して、人材の使うちゅうか、協力し合うような体制も、片方では考える余地もあるんじゃないかなと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 加速化交付金で、まあ幾らやったかな、単独でしようと思ったら、そういった福祉関係のその補助金が、津奈木の場合、できなかったんですね。事業費、あるいは、人数の関係でですね。水俣の場合は、補助金が継続的に、事業経費のたしか 2 分の 1 ぐらい補助金があるんです、シルバー人材センターのほうに。そうしますと、その補助金を受けながら、そ

の割合を津奈木町も、さっき16パーセント言いましたけども、高齢化人口に比例配分して、じゃあ、その一部を津奈木町が負担をするというほうが効率がいいし、あと一つは、仕事自身が、津奈木の場合は、たしかミカンちぎりとか、タマネギの収穫時期とか、限定的にある程度決まってるんですね。ところが、水俣の場合は、割りかし、さっきおっしゃったように、庭木の手入れであるとか、いろんな格好での仕事がある。そういう点では、合同で人間を融通し合ったほうが非常に効率もよくなるんじゃないかということで、これは熊本県内で初めてです、広域でシルバー人材をやるのは。多良木なんかも、議員さんもいつか調べられたと思いますが、毎年単独で500万以上のお金をシルバー人材につぎ込んでおります。こういう点からしますと、広域でやったほうが仕事もある程度あるし、それと、人材的にも融通ができるという格好で、水俣と津奈木で広域でやろうと。これは熊本県内で初めてでございますので、これが成功しますと、恐らくほかの町村も、そういうことなら合同でやりましょうよと。今、単独ばかりなんですね。ですから、これが成功するかしないか、これは熊本県内のシルバー人材センターの行く末にもかかってるということでございます。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 私も今、シルバー人材センターについては、大変興味深く聞いておりました。私もしたかったんですが、やっぱりみんながこれだけするちゅうことは、関心があると思います。私も先ほど言いましたように、まあ2回ぐらいしたと思うんですね。1回それとか委員会です。そのときの町長の答弁が今のようなことではなくて、津奈木には、まずアンケートをとったけど、募集する、でも人間がいなかったというのが1点目にございました。

そして、今まさに論議された、町長がおっしゃるのは、1,000万というのは、広域的にやったほうがいいですね。法人化した場合はですね。バスを買ったり、そして、いろんな事務所、人員配置、機械等をそろえた場合はそれくらい要ると。ただ、そのときの対案として、多分、今、本山議員のほうからも出しましたが、単独ちゅうんですね。法人化しない場合は、250万から300万というような答弁があったように聞いております。それは、単純に社協かどっかのほうに一人人間を置いて、その人たちが電話をしながら、予約をしながら確認をして、そこでやっていくというような簡単なものですよね。なぜそのようなものが出たかという、やはり必要だよという中で、これはどうにかしてつくってあげたい。私もこれ自体には賛成ですよ。反対じゃありません。

ただ、私が危惧するのは、今言ったように、今この加速化交付金で300万出しますよね。多分当初予算見てみると、また350万ぐらい上げてございますね。これは、もう継続的に、まあ向こうが赤字が出たら、多分ふえるような説明だと思うんですね。ただ、今心配するのは、要するに、本当の意味で、仮に、この前は50人もいなかったと、募集しても。登録される方が。

それが、まあ少なかった場合ですね。今、ことしは600万、初年度はそれだけ要る。あと300万ぐらいずっと要るわけですね。それ以上要るかもしれん。そのときに、津奈木の人たちが、まあ水俣も大分おられるわけですが、その辺の状況が全然わからないもんですから、その計画書というのが。それで、そうした場合に、津奈木の人が仮に50人おって、水俣が何百人おったときに、仕事がないときに水俣を優先するのかどうかですたい。津奈木は津奈木の人を優先的に使う。その辺がやっぱり全然わからんだけ、みんな不安になるんですね。もう300万あったらできるんじゃないか、単独でもと、そういう話も出るわけです。さっき町長おっしゃったように、前は、ミカンの収穫とタマネギの植えつけとか、そういうのしかない。今、多様化した中では、先ほどおっしゃったように、高齢者の庭の掃除とか、買い物とか、また、いろんなことがふえてくると思うんですね。そのようなことで考えていただければ、3月11日に総会があったときにつて、今、説明を受けましたけど、もうそれでかたりますよ、議決されたならば、どうにもならないわけですね。もしよかったら、その前に議会あっておりますので、そういう資料等がございましたら、その加入のメリットですね。私はそれ反対じゃないんですけど、つくってください、ずっと言ってきた中でですね。まあ五、六百万だし、300万以上、多分要ると思うんですね、毎年。それだけの費用対効果が出るのかどうかを心配しますので、もしよかったら、まあずっと議会開かれておりますので、その計画書等があったら、それで説明していただければと思っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） シルバーは、確かに単独でなぜしなかったのかということなんですが、これは、やっぱり津奈木のシルバー人材の方たちが行く、その住民がシルバー人材センターにお願いしますという量が非常に極めて少ないといえますか、少ない。しかし、シルバー人材センターを設置しますと、人も電話も全部そこに張りつけてなきゃいけない。だから、効率が非常に悪いんですね。ですから、ある程度もう初期投資をした水俣市が、それだけの人材もいるし、電話関係、手配も車も持っておりますので、そこと合同して、コンスタントに仕事があるようにしたほうが効率がいいということで、広域でしかかったわけです。

最初、私は、やっぱり農協あたりが一番いいんじゃないかと。特に、農業関係者が一番シルバー人材センターを雇うわけで、今までも水俣市から結構津奈木町に来てらっしゃるんですね。ですから、今度は水俣のほう足りないという場合もあります。そういう点で、庭木の手入れでありますとか、今度は、今考えてるのは、例えば、空き家。空き家になったところをきれいに幾らかもらえば、シルバー人材センターの人が草刈りをして、それを写真撮って、持ち主の都会に住んでる人に送るとか、あるいは、今問題になっております墓ですね。いわゆる誰も墓守をする

人がいない。草ぼうぼうの墓になってしまってる。そういうのを人材センターできれいに清掃をして、いつでも墓参りができるような状況で写真を撮ってやる。もちろん仕事が請け負わないと、いわゆるシルバー人材センターも口銭が稼げないわけですから、あくまでもやっぱり仕事量をふやしていくということでない、単なるボランティアでシルバー人材を設置して、人件費も費用も全部町がするということではございませんので、あくまでも仕事量に対して、そのシルバー人材センターの方が働かれた分を経費としていただく。それで、ある程度賄っていくという格好になります。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 若干、水俣市の今の現状をちょっとお話をしたいと思います。

水俣市、今現在、会員が320名登録をされております。年間の契約額が1億8,000万円。それで、公共部門が3,300万、企業からが1億100万、あと、家庭からが4,600万。1億8,000万契約があるということです。

その内訳ですね。車の運転等、技術系のやつが34件。同じ技術ですけども、剪定とか、左官、大工、そういった受注が396件。あと、一般事務が7件。あと、駐車場管理とか宿日直関係ですね。これが40件。あと、販売とか配達、これが2件。あと、除草とか軽作業、農作業関係含めてですけども、1,250件。あと、家事援助サービス、まあ買い物の支援だったりとか、そういうのが32件ということで、1,800件近くあります。

あと、先ほど一般社団と申しましたが、一応公益社団になっておりまして、公益事業もする必要がありますので、会員の方々のそういう教育、訓練とかですね。そういうのもされております。

簡単に、以上でございます。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 先ほども何回も言うのですが、反対じゃないわけです。今のようない丁寧な説明をしていただくとですね、町長がかたくなに前は、あれはもうJAとか、商工会とか、どこにつくれと言って、まあその辺を聞きたかった。きょうは、もう大分説明を聞きましたので、今のようない丁寧な説明をされんと、今まで600万……650万出すんですよね、基本的には、当初でも。そいじゃ、毎年入って、また、町長おっしゃったように、それだけ雇用があって、収入が入ってくるというのがあれば、誰も文句は言わないと思うんですね。ただ、選択肢が議員ちゅうのは、チェックするやっぱその機能が議会にあるもんだから、そこを心配したわけですので、できたらそういうのをわかっていたら教えていただければ。そういうことで、私はその資料があつたら説明をしていただきたいと思います。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。3番、澤井静代君。

○議員（３番 澤井 静代君） ３番、澤井静代です。勉強不足の中で質問致します。

児童措置費の中で、その保育運営費が増額をされたり、減額をされたりっていうことですが、なんせ無知なものですから、ここだけの内容を説明していただければありがたいと思います。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 津南保育園の運営費は９５２万円の増と、その他、管外保育運営費６１４万７，０００円の減額ということで、その内容につきましては、延長保育関係で、基本部分等加算分というのがありまして、その基本分ですね。上の児童福祉総務費のところ、延長保育促進事業補助金、マイナスの３５１万１，０００円、これと連動をしております、上の延長保育の減額分については、結局、基本分と加算分がありまして、その基本分が運営費に回って、加算分だけが対象になったということで、減額になっております。逆に運営費は、その基本分が運営費のほうに加算をされた。

それと、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金というのがありまして、それが増額をされたということで、津南保育園の運営費は増額になっております。

その他、管外保育運営費につきましては、当初、０歳児をですよ、５名程度入所を見込んでおりましたけれども、それがゼロだったということと、継続入所をしておりました児童が途中で退園をしたということで、減額になっております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ございませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） ２２ページ、２３ページ。９番、村上義廣君。

○議員（９番 村上 義廣君） ９番、村上です。

商工費の中の工事請負費のところですが、５５番のですね。温泉センターの機械設備改修工事、それから、同じく導水管の布設かえ工事、これが減額がされております。２点で１，２４０万、この件について一つ御説明をお願い致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） 御説明致します。

この工事費の減額につきましては、機械設備改修工事、こちらリニューアル工事を２７年度行っております、それと同時に施工というような形でしてる部分もございまして、今回、もう工事が完了を致しましたので、その不要分について１８０万円減額を致しております。

導水管の布設がえ工事につきましては、水道の統合事業ですね。こちらと同時に施工を予定を致しておりました。温泉センターから美術館の裏のあの導水管、水管橋というのがございまして、あの部分を渡ってっておりますが、その部分を水道の統合事業で工事をする計画がございまして

たが、国からの補助の関係で、その事業につきまして、1年先送りというようなことになりましたものですから、温泉管の導水管につきましても、一応先送りというような形で、今回減額を致しておるものでございます。

○議員（9番 村上 義廣君） わかりました。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 1番、上村です。

道路橋梁費で13番の委託料とありますが、減額の理由を教えてくださいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答え致します。

当初計画では、福浦地区の柞丸線のあの橋ですね、の断面補修設計と、赤崎の日当橋のかけかえの設計を実施する計画でございましたが、日当橋の工法の見直しを行いまして、かけかえから断面補修の設計に変更になりましたので、設計内容が少なくなったということで減額を計上しております。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、本山です。

またさかのぼりまして、6番の款の商工費の中で、19番負担金補助及び交付金の中で、熊本県南広域観光連携事業負担金とありますけれども、説明をお願い致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） 御説明致します。

熊本県南広域観光連携事業負担金、こちらにつきましては、八代、水俣、芦北、人吉、球磨、この県南地域におきまして、新たに県南広域観光連携協議会を立ち上げまして、広域で観光推進を図るというようなことで、その負担金23万5,000円を計上致しております。

主な内容と致しましては、共同で観光資源の整備及びルート整備、連携商品のPR、ファン獲得のための取り組みであったり、大きなものと致しましては、インバウンド対策、特に八代港でございます関係で、中国等からの大型のクルーズ船を誘致しようというような流れもございますので、そういった施設整備等を予定をされております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 24、25ページ。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 25ページの社会教育総務費の中の備品購入費200万の増とありますけど、これ今、ただ、この内容説明を求めます。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 今回、学習支援を促進するために必要なＩＣＴ機器ですね、の整備予算として国の補正予算が用意されております。地域未来塾などの取り組みに対して、備品の購入を対象に補助されるものとして打診がありましたので、正式な募集要項は示されてはおりませんけれども、本町はこれを利用して、電子黒板とプロジェクターの導入を計画しております。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） ないようですので、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。

１１ページ、１２、１３ページです。

１４、１５ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） ないようですので、質疑なしと認めます。

全体での質疑をもう一度受けたいと思いますが、よろしゅうございますか。７番、川野雄一君。

○議員（７番 川野 雄一君） ７番、川野です。

今回は、特に、この地方創生加速化交付金というのがあったということで、大型補正になっていると思います。いろんな説明を聞いていますと、ことし１年だけだよということです。そして、今、事業を見てたら、本当に津奈木のＰＲとか、いろんな津奈木の活性化のために必要な事業ということでございますので、町長にお尋ねしますが、ことし１年間補助がつくだけでは、なかなか事業効果が発揮できないと思うんですよね。その辺について、単独でもやっていくというような強い意志を持っておられるのかどうかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） この地方創生加速化交付金ちゅうのも、例えば、これは竹下内閣のときに地方創生資金、あれは１億円だったですよ、人口に関係なく。あれは５年以上続いたんですよ。全部で５億ぐらいもらいました。だから、地方創生という格好で緊急に今、出しておりますけれども、私は続く可能性は非常に強いと思っております。

そういう中で、もしそれに該当しない事業が出てきたときは、単独でもやりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） ７番、川野雄一君。

○議員（７番 川野 雄一君） ありがとうございます。そして、やっぱりこういうのが、多分職員も大分苦勞してつくったんじゃないかと思うんですよ。聞くとところによると、１月ぐらいこういう事業の説明とかがあって、補助要綱が決まって、それをつくり上げたということで、かな

り無理な面もあると思いますが、上がっているのを見てると、やっぱり津奈木の美術館とか、野外彫刻とかですね。そういう中で津奈木の知名度をPRをやっていくという中で、いいんじゃないかと思っております。

ただ、一つ危惧するのは、やっぱりせっかくこういうのをつくってやっていく中で、余り津奈木の、将来的にはその活性化になって、それが町民に返るような所得向上策というのが必要だと思います。それが、私が今思った中で一番、まあ欠けているちゅうのはちょっと語弊があるんですが、やはり住民のいろんな意見を聞く。そして、つくったならば、住民に対してこういうのが今から事業をしますよというような説明をしていくと、津奈木はまだまだ盛り上がっていくと思います。

先ほどもお話に出たんですが、インターチェンジの開通式ですね。マルシェとか、いろんな若者が集まってやったと。もう本当にああいうのが将来の津奈木の姿だと思いますで、町長のほうも、これはもう予算を組んだわけですから、これを成功させるためには、やはり住民のそういう力を利用していただければと思っております。今後ともそういうことで頑張っていただければと思います。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号平成27年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第2号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（林 賢二君） 日程第7、議案第2号平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第2号平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費を見込み額により増額し、後期高齢者支援金や介護納付金は、それぞれ納付確定額に合わせて減額を致しております。

共同事業拠出金では、拠出確定額により増額致しております。

保健事業費では、地方創生加速化交付金の実施事業として、ICTを活用した遠隔地健康相談サービス等にかかわる健康増進事業費を計上致しております。

諸支出金では、前年度療養給付費超過交付分の返還金などを増額を致しております。

歳入では、退職者医療療養給付費交付金を交付決定額に合わせて減額を致しております。

前期高齢者交付金は、交付決定額により増額、共同事業交付金は、交付見込み額により増額致しております。

第2表の繰越明許費は、国の補正予算にかかわる健康増進事業を、平成28年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出補正総額は8,230万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,020万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入7ページ、歳出8ページ、9ページです。質疑ございませんか。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 4番、久村です。

9ページの保健衛生給付費の中で、健康増進システム導入委託料とありますけども、内容を説明いただけますでしょうか。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） この内容につきましては、平成28年度から実施予定の健康増進事業の中で、役場を含む改善センターと、予定は平国のコミュニティセンターに、今度、光ブロードバンドが6月完了予定ですので、そういうの見込みまして、健康保健、まあ健診事業ですね、ある程度、要支援とか、特別支援とか、そういう方がおられます。そういう方々に器具、一応今のところ歩数計をお渡しを致しまして、その方々が運動して、その3つの拠点でそれをかざしますと、自分の健康状態というのがグラフ上であらわれたり、それに基づいて、役場におります保健師とか栄養士が相談をしたり、指導をしたりというような、そういうシステムを予定をしております。

あと、そういう介護予防教室なんかも、そういう公民館等に設置をすれば、今後、遠隔でのそういう教室も可能になってくるというようなことでございます。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） それは、例えば、このいわゆるコミュニティセンターとか、改善

センターとか、そういう建物に行かなければ、そういうことはできないということになるわけですかね。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） 一応、歩数計はそれぞれ個人にお渡ししますけれども、そういうデータを吸い上げるためには、その拠点のところに行かないとできないということになります。

○議長（林 賢二君） 4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） この光ブロードバンドとかのそういう方面でも、今やられているシステムを、そういう今度の光ブロードバンドの設備ができた場合、そういうようなほうにも持って行って、個人宅でもできるようなということとはできない、そういうものは考えていないのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 私のほうから、じゃあ、お答えします。

一応、光を利用した事業と致しまして、これも加速化の事業でございまして、先ほど住民課長答弁したとおり、施設を、町役場、社協とかを結んで、健康管理事業を行っていこう。個人にも万歩計を配布して、そのデータの集約を行っていこうという事業なんです。当然個人で光加入してる自宅では、それが実施できるような、見れるようなシステムは導入されると思いますが、公民館や平国のコミセンとかの話がありましたが、そういったとこに一応設置するのは、その回線に加入してない住民の方もいらっしゃると思いますので、そのサービス提供の一環として行っていこうということでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 3 号 平成 27 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（林 賢二君） 日程第 8、議案第 3 号平成 27 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第 3 号平成 27 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で保険基盤安定負担金を支出見込みにより減額し、歳入では、繰入金で保険基盤安定繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は 70 万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,610 万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入 6 ページ、歳出 7 ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号平成 27 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 4 号 平成 27 年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（林 賢二君） 日程第 9、議案第 4 号平成 27 年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第 4 号平成 27 年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

歳出では、総務費で簡易水道基金積立金を減額致しております。

簡易水道事業費では、統合事業にかかわる国庫補助金の減額に伴い、工事費を減額致しております。

歳入では、国庫補助金を交付決定により減額、基金繰入金も合わせて減額し、平成25年度、26年度の消費税申告等による返還金を計上致しております。

町債では、簡易水道統合事業債を工事費の圧縮に合わせて減額致しております。

第2表地方債補正は、町債の減額による変更でございます。

歳入歳出補正総額は5,160万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億270万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入7ページ、歳出8ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第5号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（林 賢二君） 日程第10、議案第5号平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第5号平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳出では、一般管理費で社会保障税番号制度システム改修委託料などを減額し、歳入では、一般会計事務費繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は200万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,220万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第6号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（林 賢二君） 日程第11、議案第6号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第6号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳出では、施設管理費で電気料などを減額し、歳入では、基金繰入金を増額致しております。

歳入歳出補正総額は100万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,260万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について

日程第13. 議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第14. 議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第15. 議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第16. 議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第17. 議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第18. 議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第19. 議案第14号 津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について

日程第20. 議案第15号 津奈木町情報公開条例等の一部改正について

日程第21. 議案第16号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第22. 議案第17号 津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

日程第23. 議案第18号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第24. 議案第19号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第25. 議案第20号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第26. 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第27. 議案第22号 津奈木町税条例の一部改正について

日程第28. 議案第23号 津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について

日程第29. 議案第24号 津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について

日程第 30. 議案第 25 号 津奈木町体育施設条例の一部改正について

日程第 31. 議案第 26 号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 32. 議案第 27 号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部改正について

日程第 33. 議案第 28 号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

日程第 34. 議案第 29 号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について

日程第 35. 議案第 30 号 平成 28 年度津奈木町一般会計予算

日程第 36. 議案第 31 号 平成 28 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 37. 議案第 32 号 平成 28 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 38. 議案第 33 号 平成 28 年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第 39. 議案第 34 号 平成 28 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第 40. 議案第 35 号 平成 28 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第 41. 議案第 36 号 平成 28 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（林 賢二君） 日程第 12、議案第 7 号津奈木町行政不服審査会条例の制定についてか
ら、日程第 41、議案第 36 号平成 28 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの 30 議案
を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 12、議案第 7 号から日程第
41、議案第 36 号までの 30 議案を一括議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

午前11時35分休憩

午前11時43分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に続き会議を開きます。

ここで、平成 28 年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、西川裕
君。

○町長（西川 裕君） 本日ここに平成 28 年第 1 回津奈木町議会定例会が開催され、平成
28 年度一般会計予算を初めとする重要な諸案件の御審議をお願いすることに当たり、私の町政
運営の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存

じます。

日本経済は緩やかに回復しているとしながらも、昨年4月に2万円台に達した日経平均株価も本年2月には1万5,000円を割り大幅に続落。日銀は2月16日、日本で初めてマイナス金利政策を開始しました。金融機関が融資や投資に資金を振り向けるように促すためですが、海外要因による市場混乱が続く中で、思惑どおりに市場が活発になり、景気が回復するかは未知数です。

日本政府は、アベノミクス第2ステージとして、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」という新・三本の矢を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、さまざまな山積した問題に活路を見出そうとしております。

また、総務省は2015年国勢調査の速報値を発表、人口は1億2,711万47人で、大正9年の調査開始以来、初めてマイナスに転じました。要因は自然減ということがわかっており、はっきりと人口減少に入ってきたと分析、その影響は経済や財政、社会保障など広範囲に及ぶため、政府には対策の加速化がより一層迫られそうです。

そのような中、昨年10月、日米など12カ国で大筋合意した環太平洋経済連携協定、TPPにより、日本が輸入する農産品、工業品のうち約95パーセントの品目の関税が撤廃されます。第1次産業を基幹産業とする地方にとっては、ゆゆしき事態だと懸念しており、生産者の痛みの最小化を図るため、国の迅速な対応が待たれるところです。

さて、海外に目を向けてみますと、再びイスラム過激派組織IS、イスラム国によるテロが多発しており、先月にはシリアの首都ダマスカス近郊とホスムで連続爆弾テロが相次ぎ、民間人多数を含む142人が死亡、昨年11月には、フランス、パリ中心部の劇場やレストラン、近郊のスタジアムなど6カ所が襲撃され、130人もの犠牲者を出しました。フランス同時多発テロについては、先進国の首都が標的にされた事件として、日本でも多く取り上げられ、テロ対策の強化が求められることとなりました。

また、東アジアとの諸問題が未解決の中、隣国の北朝鮮が水素爆弾と思われる核実験に続いて、長距離弾道ミサイルの発射を行いました。国際社会が北朝鮮に対し、国連安保理決議の遵守を求める中で核実験を強行し、その上、長距離弾道ミサイル発射は、恒久平和を願う全ての人々の思いを踏みにじるものであり、決して容認することはできません。日本政府は、国際社会と協力し、北朝鮮に対して毅然とした措置を講じるよう強く望むところです。

国内を見てみますと、記憶に新しいところでは、軽井沢スキーツアーバス転落事故で15名の方が亡くなられ、過去30年で最悪のバス事故となりました。犠牲になられたのは、大学生を中心とする将来を嘱望される方々ばかりで、今なお家族からの悲痛が伝えられております。

国土交通省もバスの構造等の基準見直しを行うとのことですが、公共交通機関を持つ自治体と

しても、運転手の健康管理や労働環境など、厳しい基準をつくり運営しなければならないと考えております。

明るい話題と致しましては、昨年１０月、ノーベル生理学・医学賞に、大村智北里大学教授、ノーベル物理学賞に梶田隆章東京大学宇宙線研究所長の２人が選ばれ、全ての国民に祝福されました。いずれも、日々の積み重ねが受賞の糧となっており、教育の重要性を再認識するものでした。これで日本人の受賞者は２４人となりました。

本町におきましても、昨年１０月に行なわれました郡市中体連駅伝大会で、津奈木中学校が男女とも優勝し、翌月行われました熊本県中学校駅伝も、男子は６位と、初の入賞を果たしました。

今年の熊日三太郎駅伝大会中学校の部でも、１０区間中６区間で区間賞をおさめ、圧倒的な強さで優勝しました。

また、高校生も、カヌー・スプリント・ペア・カヤックでインターハイに出場した高木選手と林田選手のペアが、２００メートル、５００メートルともに全国３位となり、銅メダルを手にしたことは大変喜ばしいニュースでした。

さて、町での出来事も、今年の台風１５号による風倒木被害や、１月末の記録的な寒波による積雪及び凍結の被害がありました。また、本年度をもって津奈木小学校へ統合される、平国小学校の閉校記念式典が先月２１日に行われ、過疎化の流れとはいえ、校舎から望む紺碧の空と美しい不知火海に加え、閉校を惜しむ４００名余りの方々が参加された姿には、私個人と致しまして一抹の寂しさが残る行事となりました。

そのような中ではありますが、先般、私たちが長年待ち望んだ南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジが開通致しました。この開通により九州はもとより、中国・関西圏とも高速道路のネットワークで結ばれ、人や物の流れが活発になり、県内の一体化がさらに進み、多くの観光客や移住者が訪れることで、町の活性化と新たな飛躍につながるものと考えています。

また、水俣病の公式確認から６０年を迎える本年、いまだ最終的な解決を見ていない中ではありますが、平成２８年度より新たな第６次水俣・芦北地域振興計画がスタートします。

本町においてこれまで積み重ねてきた歩みをさらに加速させ、新たな事業の展開により地域経済が発展し、地場の向上につながる好循環を生み出せるよう努めてまいりたいと思います。

平成２８年度の国の予算案では、一般会計の総額を対前年度比０．４パーセント増の９６兆７、２１８億円としております。

国債発行額は前年度から２兆４、３１０億円の減額で、３４兆４、３２０億円とし、公債依存度３５．６パーセントと、平成２０年度のリーマンショック以前の水準まで回復しております。

地方交付税につきましては、対前年度比０．３パーセント減の１６兆７、００３億円と、地方税収の伸びを反映し減額されていますが、実質的には平成２７年度と同水準が確保されるとのこと

です。

熊本県におきましては、平成28年度当初予算は、知事の改選期を迎えることから、骨格予算として編成されており、今のところ総額約6,878億円となり、前年度比8.8パーセントの減となっております。

本町における県事業関係は、染竹地区からの要望もあって行われる、県道深川津奈木線改良事業、昨年に続き行われる県道水俣田浦線改良事業、中山間総合整備事業で、古中尾地区の排水路工事等が計上されています。

また、発足から5年間続いてまいりました水俣芦北雇用創造協議会が、県の御協力により、第6次水俣芦北地域振興計画にあわせ延長されることとなりました。その実績も少しずつ上がってきており、継続が効果的だと、関係機関で判断したものです。引き続き県と本地域の連携を図り、地場産業の振興及び新たな雇用の確保に努めてまいりたいと思います。

さて、本町の平成28年度予算編成においては、これまでの住みたくなる町づくり事業のさらなる推進強化を図ってまいります。

特に、昨年策定致しました津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めております4つの基本目標「安定した雇用を創出する」「津奈木町へ新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」を大きな柱として、長期的視野に立った総合的な施策を積極的に推進し、人口減少問題に取り組むことと致しております。

「安定した雇用を創出する」では、若い世代の進学や就職による人口流出「社会減」が進み、年少人口・生産年齢人口が減少傾向にあるため、若い世代の転出を減少させる必要があります。そのため、本町の基幹産業である農林水産業の担い手・労働力の確保や、所得を向上させ、安定した雇用の創出を目指してまいります。

「津奈木町へ新しい人の流れをつくる」では、安定した雇用の創出と移住定住に係る施策の実施、町の魅力発信により、町外・県外からの転入・交流人口をふやすとともに、住環境・高度通信情報網を整備することにより、訪れたくなる・住みたくなる人をふやしてまいります。

「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」では、本町の合計特殊出生率は1.74で国の1.39よりも上回っておりますが、自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている状況にあります。そのため、子供からお年寄りまで安心して暮らすことができるよう各種施策を実施し、若い世代が結婚し、安心して子供を産み育てることができる地域の実現を目指します。

「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」では、地域の活力を維持していくために、時代を的確にとらえた施策を展開するとともに、生涯を通じて安心して住み続けられることが重

要であるため、必要な生活基盤やシステムを整備し、住み続けたいとなる地域の実現を目指してまいります。

今回の予算編成に当たって、主要財源であります地方交付税は、国の地方財政計画の出口ベースでは0.3パーセントの減で、平成27年度とほぼ同水準が確保されています。しかし、町の普通交付税の算定基礎であります平成27年国勢調査人口は、速報値で4,678人、前回から7.6パーセントの減少であり、その影響も見込まれるため、財源確保は引き続き厳しい状況にあります。自主財源の町税は1割程度であり、予算の約半分を交付税や各種交付金が占める依存財政の体質には変わりはありません。

このような状況を踏まえ、これまで行財政改革に取り組んできたところでありますが、さらなる効率的・効果的な事業運営を継続してまいります。

以上の予算編成方針のもと、限られた財源で重点的かつ効率的配分を行い、質的に充実した予算になるよう努めております。

それでは、平成28年度当初予算について、一般会計から御説明申し上げます。

まず、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、一般管理費で、区長会経費、職員人件費、電算関係費を主に計上し、文書広報費では、有線放送施設の配線状況調査委託料などを計上致しております。

財産管理費では、改善センターホール照明をLED化する工事費や、外壁改修工事費を計上致しております。

企画費では、昨年10月から運行を開始しております予約型乗合タクシー運行委託料や、環境省の補助を受けて行う旧赤崎小学校跡地利活用の基本設計委託料を計上致しております。また、空き家を利活用した移住定住支援策として、空き家リフォーム事業補助金や、町外者の住宅建設支援として定住促進事業補助金を新たに計上致しております。

地域振興費では、環境省の補助を受けましてフィールドミュージアム事業を継続して行うとともに、昨年から取り組んでおります光ブロードバンド基盤整備事業も継続実施し、年内には光回線を町内全域に整備する予定でございます。これにより都市部との情報格差を解消するとともに、企業誘致を初め、多様化する働く場の確保につなげたいと考えております。また、光回線への加入促進事業補助金を新設するほか、地域づくり団体への元気づくり補助金、ふれあい祭り補助金等を計上し、町活性化の推進も図ってまいります。

美化事業推進費では、公園等環境整備委託料で、昨年購入致しました中学校に隣接します舞鶴城公園用地の支障木伐採を計画致しております。

防犯対策費では、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の犯人検挙の手がかり、行方不明者等の捜索などに活用するため、町内8カ所に防犯カメラを設置する費用を計上致しております。

選挙執行費では、7月改選予定の参議院議員選挙経費などを計上致しております。

民生費では、社会福祉総務費で、毎年開催致します敬老会関係経費や地域見守り活動経費を計上し、後期高齢者医療広域連合への負担金や特別会計への繰出金を計上、また、昨年度に引き続き支給されます臨時福祉給付金や所得の少ない高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を計上致しております。

老人福祉費では、本年から水俣市と合同で運営致しますシルバー人材センター事業費補助金や、養護老人ホーム入所措置に要する扶助費などを主に計上致しております。

障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づき障害者福祉サービス費などに要する扶助費を計上致しております。

児童措置費では、津南保育園などへの措置費や児童手当の扶助費を計上致しております。

衛生費では、保健衛生総務費で、妊婦健康診査の実施や中学生までの医療費無料化により子ども・子育て支援を実施してまいります。

予防費では、予防接種法に基づく定期接種のほか、インフルエンザ予防接種を実施し、医療費抑制へとつなげてまいります。

環境衛生費では、合併処理浄化槽設置事業に係る経費を計上し、クリーンエネルギー推進のため、本年も継続して住宅用太陽光発電システム設置補助を実施してまいります。

健康増進事業費では、特定健康診査以外の総合健診や各種がん検診等の費用を計上し、水俣病対策事業としましては、健康管理事業の費用を計上致しております。また、平国地区で実施しております「たっしやか塾」は、本年完成を予定しております仮称平国地区周辺交流拠点センターへ場所を移し、水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業として引き続き実施してまいります。本センターを有効活用し、地域の融和を図るとともに、高齢者の健康増進、介護予防等の福祉対策につなげてまいります。

清掃費では、主に広域行政で行いますごみ及びし尿の処理費負担金や不燃物の各種処理委託料を計上致しております。また、本年は、旧ごみ焼却炉跡地に空き缶プレス機を備えたストックヤードを新設し、あわせて老朽化した管理棟も新たに併設致します。

農林水産業費では、農業振興費で、環境配慮型農業の推進を図り、地域ブランドの確立を目指します。また、有害鳥獣対策補助金や新規就農者育成として、青年就農給付金などを計上致しております。

園芸振興費では、家菜つなぎ隊を中心として、高齢者の生きがい対策を兼ねた野菜振興事業を引き続き実施し、また、主要作物であるデコポンの安定生産・販売に係る各種補助金を計上致しております。

農地費では、中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払事業により、農地の適正管理と

環境保全、農業集落の活性化を図ってまいります。

林業振興費では、町有林の除間伐を行う森林環境保全整備事業を実施し、林業・木材産業の再生を図るため、民間事業者への各種補助金を計上し、適切な森林整備の推進と、森林の持つ多面的機能の維持増進を図ってまいります。

水産業振興費では、津奈木漁協が昨年から取り組んでおりますマガキの試験養殖事業に対する補助金を計上するほか、津奈木漁協船揚場のレール取替えに係る水産基盤整備交付金も計上致しております。また、沿岸漁業、栽培漁業の振興と漁業者の所得向上を図るため、関係協会、町、漁協が協力して行うヒラメ等の放流事業費を計上し、漁業者支援策としまして、漁船保険助成金、漁業後継者補助金も計上致しております。漁港建設費では、福浦漁港と大泊漁港の機能診断などを実施し、保全計画を策定するための委託料を計上、工事費では、福浦漁港防波堤整備事業を初め、高潮時の冠水対策として、福浜漁港内の日当川護岸かさ上げ工事費を計上致しております。

商工費では、商工会及び夏祭り補助金を計上致しております。

観光費では、昨年のリニューアル工事に引き続き、温泉センター管理棟の空調機改修工事や、導水管布設替え工事、モノレールのオーバーホール等を実施し、南九州西回り自動車道津奈木インター開通を契機に、美術館や物産館、舞鶴城公園と一体となって、流入・交流人口の増加を図り、観光振興に努めてまいります。

土木費では、道路維持費で、道路の補修及び修繕費用のほか、町道合串福浦線、男島団地線の舗装補修工事費を計上致しております。

道路新設改良費では、町道白ヶ浦支線の道路改良に係る設計委託料を初め、町道駅前線、河原線及び赤崎線の道路改良事業を主に計上致しております。県道路改良事業負担金は、県道深川津奈木線の染竹工区道路改良負担金を計上致しております。

橋梁維持費では、長寿命化計画に基づき、染竹橋の修繕に係る設計費と、日当橋、杵丸橋の修繕工事費を計上致しております。

住宅建設費では、西迫団地2棟4戸の建替え工事費を計上致しております。平成29年度までに全4棟8戸を建築し、定住促進を図ってまいります。

消防費では、常備消防費で、水俣芦北広域行政事務組合消防費負担金を計上致しております。非常備消防費では、消防団の活動に係る経費や第4分団の小型動力ポンプ購入費を計上致しております。

教育費では、事務局費で、英語指導助手に係る経費や、スクールバス運転手2名分の運転委託料を計上致しております。

小学校費及び中学校費では、平国小学校の閉校に伴い、本年から小中各1校となりますが、支援が必要な児童生徒のために学級支援員を増員配置するとともに、タブレット端末や電子黒板の

充実を図り、ICT教育を推進しながら、児童生徒の学習意欲や思考力、判断力の向上につなげ、情報社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

幼稚園費では、職員1名の退職にあわせ、嘱託職員の1名分を増員して人件費を計上致しております。

社会教育費では、高齢者を対象としたあけぼの大学や、中学生の学力向上を図るために地域未来塾を実施致します。

公民館費では、ヨガ教室などの町民講座や子供たちを対象とした体験学習など、生涯学習の推進を図ってまいります。また、本年度も全地区を対象に地区公民館活動奨励補助金を交付し、地域コミュニティの推進、公民館活動の支援を図ってまいります。

保健体育費では、町民体育祭関係経費、町体育協会に対する補助金を計上し、体育施設費や海洋センター費では、施設の維持管理費や海洋クラブなど青少年の健全育成のため活動費用を計上し、また、その指導者育成に係る費用もあわせて計上致しております。

給食費では、調理員などの人件費を初め管理運営費を計上し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、歳入について、主なものから御説明申し上げます。

町税では、固定資産税で九州新幹線の鉄道施設に係る課税が通常課税となったことから増額致しております。

軽自動車税では、2輪車などの税率改定により増額計上致しております。たばこ税については、販売本数の減少により昨年より減額で見込んでおります。

地方譲与税や各種交付金では、地方財政計画に基づき計上致しております。

地方交付税では、国の地方財政計画において、前年度比0.3パーセントの減額でほぼ同水準ですが、平成27年国勢調査人口の減少を考慮し、13億7,000万円を計上致しております。

分担金及び負担金と使用料及び手数料では、津奈木保育園の保育料を負担金徴収から使用料徴収としたため、各款において増減致しております。

国庫支出金では、国庫負担金で障害者福祉費や児童手当などの負担金を主に計上し、国庫補助金では、臨時福祉給付金や年金生活者等支援の臨時福祉給付事業補助金、旧ごみ焼却炉跡地に整備するストックヤードなど建設に係る循環型社会形成推進交付金などを計上致しております。

また、公営住宅費や道路橋梁費に係る社会資本整備総合交付金も計上致しております。

県支出金では、県委託金で参議院議員選挙費委託金を計上し、県補助金では、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金や、水産基盤整備交付金事業補助金を計上致しております。

財産収入では、土地貸付収入や基金利子を主に計上致しております。

繰入金では、財政調整基金、減債基金をそれぞれ増額計上し、温泉センター管理棟空調機改修

工事などの財源措置として町有施設整備基金を、また、光ブロードバンド加入促進事業補助金や定住促進事業補助金等の財源措置として、地域振興基金などを主に全体で２億２,６９０万円を計上致しております。

諸収入では、水俣芦北地域振興財団福祉対策特別助成金として、胎児性水俣病患者への２４時間介護支援事業への全額助成金を計上致しております。このほか、水俣芦北広域行政事務組合派遣職員給与費負担金や、ごみ袋売りさばき代を主に計上致しております。

町債では、臨時財政対策債を初め、過疎対策事業債として光ブロードバンド基盤整備事業、道路改良事業、福浦漁港防波堤整備事業及びリサイクル施設整備事業を計上致しております。

以上が一般会計の主なものでございます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ３１億２,０００万円と致しております。

次に、特別会計について、まず、国民健康保険事業特別会計から御説明申し上げます。

歳入では、国民健康保険税及び保険給付費等に対する国・県支出金、退職被保険者の療養費等に対する療養給付費交付金、前期高齢者の療養費等の保険者間の調整として交付される前期高齢者交付金等を計上致しております。

歳出では、被保険者の医療費等に対する各保険給付費及び後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等の各保険者負担金並びに特定健康診査等に係る事業費を計上致しております。

なお、本年度も引き続き、被保険者のうち４０歳から７０歳までの基準年齢該当者を対象に、無料人間ドック事業を実施し致します。また、医師会と連携し、各医療機関での個別受診等を特定健診へ取り込むための特定健康情報提供事業をあわせて実施し、特定健診の受診率向上に努めます。さらに、保健指導対象者などへの健康増進事業にも取り組み、保健指導等を拡充させ、今後の医療費や介護給付費の抑制を図っていきます。

予算総額を、歳入歳出それぞれ９億８,５００万円と致しております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の本町が行います業務に要する予算を計上致しております。

歳入では、被保険者から徴収致します後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、保険料等を納付する後期高齢者医療広域連合納付金、被保険者の健康の保持・増進及び疾病の早期発見・早期治療を目的とする健診事業費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ７,２００万円と致しております。

次に、簡易水道事業特別会計について御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料のほか、簡易水道統合計画に係る簡易水道施設整備費補助金及び簡易水道統合事業債として一般会計繰入金を繰り出し基準により計上致しております。

歳出では、各施設の維持管理費に係る経費や統合計画に基づく岩城配水池建設工事費及び配水

管布設替え工事など統合事業工事費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,300万円と致しております。

次に、介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

平成27年度から29年度までを計画期間として策定しました津奈木町老人保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づき、介護サービスが必要な方へ適切なサービスの供給が行われるよう、給付適正化事業を実施し、介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者からの保険料、各介護保険事業に対する国・県からの支出金、支払基金からの交付金等を計上しております。

歳出では、各介護サービス事業等の保険給付費、介護予防事業等の地域支援事業費等を計上致しております。

なお、本年から医師会と水俣芦北地域で連携し、在宅医療・介護連携支援センターを立ち上げ、医療と介護の連携体制を強化していくほか、認知症初期集中支援チームを設置し、初期の認知症への対応と体制の充実を図ります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,000万円と致しております。

次に、恒久対策事業特別会計について御説明申し上げます。

歳入では、維持及び事業運営基金繰入金を主に計上致しております。歳出では、人件費と施設の維持管理費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,600万円と致しております。

最後に、宅地造成事業特別会計について御説明申し上げます。

歳入では、事業収入と致しまして、2区画分の販売見込み額を計上致しております。歳出では、一般会計で本年から取り組む移住定住促進事業にあわせ、さくら団地の販売促進強化に努めてまいります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,000万円と致しております。

以上が特別会計の主なものでございます。

このほか、各種議案につきましては、末尾に提案理由を記載致しておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上、平成28年度の主要施策並びに予算の概要について御説明申し上げます。

本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、基本方針であります「住みたくなる町づくり」推進のため、最善を尽くす覚悟でありますので、議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

なお、細部につきましては、議事の進行に従いまして、御質問がございましたら、私、もしくは

は副町長、あるいは担当課長が御説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間、御清聴ありがとうございました。

○議長（林 賢二君） お疲れさんでございました。

町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題としました30議案につきましては、さきの議会運営委員会において、委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の30議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第12、議案第7号から、日程第41、議案第36号までの30議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第7号から、日程第41、議案第36号までの30議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定致します。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

_____・_____・_____

○議長（林 賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれにて散会を致します。

午後0時25分散会

平成28年 第1回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成28年3月11日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成28年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1 番 上村 勝法君	2 番 本山 真吾君
3 番 澤井 静代君	4 番 久村 昌司君
5 番 橋口知恵子君	6 番 柳迫 好則君
7 番 川野 雄一君	8 番 寺本 信介君
9 番 村上 義廣君	10 番 林 賢二君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西川 裕君	副町長	山田 豊隆君
教育長	塩山 一之君	総務課長	林田 三洋君
振興課長	倉本 健一君	振興審議員	下川 秀美君
振興審議員	財部 大介君	住民課長	新立 啓介君
住民審議員	久村 庄次君	教育課長	椎葉 正盛君

平成28年第1回定例会

一般質問通告表（平成28年3月11日（金）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	橋口知恵子	①未婚の母親及び父親の、寡婦（夫）控除のみなし適用について	①町内の婚姻歴のない母親および父親は、母子及びひとり親と認定されている家族と同じように行政サービスを受けているのか。 また、県内では、未婚の母親および父親の寡婦（夫）控除のみなし適用が広がっている。税法上の寡婦（夫）とみなして、みなし控除を町独自で行う考えはないか。	町長 及び 担当課長
		②低所得者世帯の保育料軽減について	①特定保育または、特定地域型保育を受けた時の保育料金は、国が示した基準額を上限に各自治体によって決定されている。 津奈木町の保育料金表も住民税によって階級区分がされているが、その料金額をどのように分析しているのか。低所得者世帯の保育料を軽減できないか。	町長 及び 担当課長
		③家庭の燃えるごみの野焼き処分と収集方法の改善について	①家庭ごみは、分別して決められた日にごみステーションに出すようになっている。しかし、町内のあるいくつかの地区では、家庭から出たごみを分別なしに野焼きをされている家があり、近所の民家より、干している洗濯物や布団に、焼いた後の灰がついてとても迷惑しているといわれる。町としてこのような状況があるということを認識しているのか。また、このような状況をどのように考えているのか。 町として野焼きをしないように働きかける必要があると思うがいかがか。 ②燃えるごみの収集は、水俣市と同じように指定袋でなくても収集できるようにできないか。	町長 及び 担当課長

2	本山 真吾	①鳥獣被害防止計画について	①鳥獣被害対策実施隊は、町職員のみで構成となっている。主な活動内容は被害調査等、広報・啓発、緩衝帯の設置、技術指導となっているが、実施状況を伺います。 ②町内における有害鳥獣の被害状況と捕獲実績について伺います。 ③捕獲した鳥獣の処分方法について課題ありと計画には記載してあるが、今後の計画について伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について	①熊本県下において、この事業に取り組んでいる市町村数について伺います。 ②この事業に、本町が取り組むべきではないのか伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③学校へのエアコン導入について	①平成28年度、熊本市は全小中学校にエアコンを設置することです。熊本市は学校数も多く、実現しますと県下の小中学校へのエアコンの普及が一気に進むと思われます。 熊本県下の小中学校のエアコンの普及の状況について伺います。 ②エアコンを導入した場合、国庫補助がつくのか、また、地方債、特に過疎債などの利用ができるのか、その場合の本町の費用負担はどのくらい必要なのかなど、財源について伺います。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
		④「津奈木町人口ビジョン」「まち・ひと・しごと総合戦略」について	①2060年の津奈木町の将来展望を3,046人にした理由を伺います。	副 町 長 及 び 担 当 課 長
3	上村 勝法	①つなぎファームの確立事業について	①平成25年度に、「安全・安心な食と農」確立事業に取り組まれているが、耕作放棄地を解消しながらどの程度一般の方々が参加しているのか。 また、ブランドロゴを活用した販売促進の経過・効果はどうか。そして、事業の期限はいつまでなのか。 今後の進展はどのように考えているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

4	村上 義廣	①町道合串福浦線の拡幅改良について	①現在の町道合串福浦線の、合串地区の部分が頻繁に崩れており、3、4年前から町に拡幅工事をお願いしてまいりましたが、平成28年度においても予算に上がっておりません。町としてどのように考えておられるのか伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②県道水俣田浦線の拡幅改良について	②平国地区の県道については、今の合串漁港が完成して以来改良されていません。現在、漁港内道路を使っており大変危険な面もあり、早急に拡幅改良できないのか伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③町の高潮対策について	③2年前に、現在の合串漁港臨港線の階段部分に土のうが積み上げられ、昨年取り除かれましたが、今後はどのようにされるのか伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
5	澤井 静代	①自主防災組織について	①自主防災組織は、自分達の地域は自分達で守るという共通目的で平成17年4月に結成されたと思うが、現在の各地区の取り組みはどうなっているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②男女共同参画社会の推進について	①国の男女共同参画社会基本法が制定されて久しいが、本町のこれまでの取り組みと、今後目指される方向性を伺います。 ②この基本法は、女性を意思決定の場へ参加させることが大きな目的の一つだと思っているがどうか。	町 長 及 び 担 当 課 長
6	川野 雄一	①平成28年度予算における4つの基本目標について	①主要施策の中で、「津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めた4つの基本目標を柱として、長期的な視点で総合的な施策を積極的に推進し、人口減少問題に取り組むと説明されたが、平成28年度予算に4つの基本目標として予算計上してある項目についてお尋ねします。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②町道及び農道の維持管理について	①町では、平成25年度で、町道長寿命化委託事業を18,838千円で実施されているが、その成果と活用についてお尋ねします。 ②平成25年から平成28年の道路維持費予算額と、その内の舗装工事予算についてお尋ねします。 ③事業成果で危険箇所と判定された路線については、どのような対策を考えておられるのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

		③耕作放棄地 対策につい て	①平成２３年度から平成２７年度における 耕作放棄地の推移と、町が実施してい る耕作放棄地対策についてお尋ねしま す。 ②町内において、中山間地域等直接支払事 業を実施していない地域で、耕作放棄 地対策を協同で実施する地域に対し て、町単独補助金を出す考えはないの かお尋ねします。	町 長 及 び 担 当 課 長
--	--	----------------------	--	-----------------------

午前10時00分開議

○議長（林 賢二君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（林 賢二君） 日程第1、一般質問を行います。

6名の方から質問の通告を受けております。1名につき質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願いを致します。また、執行部も明快かつ簡潔な答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、橋口知恵子君、2番、本山真吾君、3番、上村勝法君、4番、村上義廣君、5番、澤井静代君、6番、川野雄一君と致します。

それでは、まず最初に、5番、橋口知恵子君の質問を許します。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） おはようございます。5番、日本共産党の橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおりに順次質問致します。町長及び担当課長の明確で進展ある答弁をよろしくお願い致します。

先日、2月27日、待望の津奈木インターが開通し、2月20日には開通前の高速道路を歩くイベント、ウォークラリーが開催されました。あいにくの雨にもかかわらず、たくさんの方の参加があり、私も7歳と5歳の孫と一緒に参加し、高速道路を歩くという、よき思い出をつくることができました。町長を初め、前々から準備に携わった関係者の皆さん、本当にお疲れさまでした。

さて、きょうは東日本大震災から5年を迎えました。津波による復興は、少しずつではありますが、進んでいます。しかし、東京電力福島第一原発事故は、事故を起こした原子炉の内部はいまだよくわからず、廃炉のめども立っていません。県内外で10万人近い県民が避難生活を送り、震災関連死はふえ続けて、2,000人を超えています。原発周辺では、ふるさとに帰れないまま、原発事故の被害は5年たっても拡大を続けています。国は、拡大する被害を直視して、原発再稼働を中止し、原発ゼロを進めていくべきだと思います。

さて、最近、新聞に目を通していますと、日本の未来を担う子供の貧困問題が連載されています。安倍政権はこの子供の貧困問題に真剣に向き合わず、解決する姿勢もありません。それどころか、貧困世帯に打撃となる消費税増税を来年の4月から実施しようとしています。貧困をますます深刻化するこのような逆行は、絶対に許すことはできません。消費税増税に反対して、子供の貧困の予防に努めていきたいと思います。

それでは、質問に入ります。１、未婚者の母親及び父親の寡婦（夫）控除のみなし適用についてです。

法律上の婚姻歴のあるひとり親世帯には、税法上の寡婦（夫）控除が適用されていますが、結婚歴のないひとり親世帯には適用されません。結婚歴のないひとり親世帯の経済的負担を軽減するために、寡婦（夫）控除のみなし適用が実施されています。

それでは、町内の婚姻歴のない母親及び父親は、母子及びひとり親と認定されている家族と同じように、行政サービスを受けることができますか。

また、県内では、未婚の母親及び父親の寡婦（夫）控除のみなし適用が広がっています。税法上の寡婦（夫）とみなして、みなし控除を町独自で行う考えはありませんか。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

まず、第１点目の、ひとり親と認定されている家族と同じように行政サービスを受けているかということですが、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当、また日常生活支援事業など、同じように必要な支援を行っております。

また、２点目の、みなし控除を町独自で行うことは考えていないかということですが、これは所得税法に基づいて行っておりますので、現状ではみなし控除を行う予定はございません。以上です。

○議長（林 賢二君） ５番、橋口知恵子君。

○議員（５番 橋口知恵子君） このみなし適用について、国会でも質疑、答弁されています。答弁では、寡婦（夫）控除の適用を結婚歴のないひとり親に拡大するための法改正については、検討を踏まえて対応していくという答弁で、保育料については市町村で判断されるものと答弁になっています。町長は、その市町村の判断ということで、今現在行われていないのではないかと私は思いますが、町長、この理由を答弁をお願いします。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 憲法の中にも大体権利と義務、大体併用している条項が多いんですが、義務だけを課しているのは国民は全て納税の義務を負うという、納税の義務を負うという格好で、これは権利じゃなくて義務だけの条項が憲法にあります。

その中で、じゃあ、税関係はどうなのかということですが、所得税法、地方税法あるんですけども、あくまでも国の骨幹あるいは地方の歳入の主たるもの、これによって基づいて公共サービスを行っているわけですけども、やはりこれは税法の改正をしないと、独自で、その町で独自でやるというのは難しいかと思っております。

○議長（林 賢二君） ５番、橋口知恵子君。

○議員（５番 橋口知恵子君） 今ですね、国内では神奈川県相模原市が進んでいて、寡婦（夫）控除のみなし適用、対象事業は２９事業にもなっています。県内では、御存じでしょうけれども、熊本市と宇土市、そして美里町の３自治体を実施しています。

なぜこの寡婦（夫）控のみなし適用が始まったかという、ひとり親家庭として子育てする状況に差がないにもかかわらず、所得に応じて使用料などが決定する行政サービスを受ける際に差が生じているということから、未婚のひとり親家庭に対し寡婦（夫）控除のみなし適用がされるということになりました。

福岡市の場合でちょっとしますけれども、これは全国的に同じだと思いますが、寡婦控除とは夫と死別——これは寡婦というのは婦人のほうですね——夫と死別し、もしくは離婚した、または生死の明らかでない場合に受けられる控除で、税額計算を行う際、所得税で２７万円、住民税で２６万円が控除できます。特定の寡婦に該当する場合の控除額は、所得税で３５万円、住民で３０万円になります。寡夫控除とは——今度は夫のほうです——とは妻と死別し、もしくは離婚した、または生死の明らかでない場合に受けられる控除で、控除額は所得で２７万円、住民税で２６万円になります。

津奈木町でのそれぞれの控除というのは、先ほどお聞きしましたけれども、これと同じということですので、もしですね、この町の事業の中に所得税や住民税の額をもとに負担額や助成額の算定が行われているんですが、その一つの中に保育料があります。この保育料は、未婚のひとり親に寡婦（夫）控除のみなし適用がされた場合、年額どれぐらいの差が発生するのか、ちょっとお聞きします。大体でいいです。

○議長（林 賢二君） 暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に続き会議を開きます。

住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

現在、未婚のシングルマザーという方を把握しておりませんので、現状ではわかりません。

以上でございます。

○議長（林 賢二君） ５番、橋口知恵子君。

○議員（５番 橋口知恵子君） 済みません。本当に件数的にはちょっとわからないということですが、やはりこの普通のひとり世帯の親にすると、もし未婚のひとり親にこの寡婦（夫）控除が適用されとなれば、保育料が低くなるという可能性があります。そして、寡婦（夫）控

除は、この今の保育料ということで安くなるというのは、本当に家庭への負担が軽減するということが明らかなんですけれども、ちょっとよその町でこれがどれぐらいの差が出るかということで見ましたところ、年額12万8,400円という額がですね、安くなったって聞いてますので、やはり津奈木町でもそれが適用されるならば、未婚のひとり親家庭には本当に家庭の負担が軽減すると思います。

そして、あと、ひとり親家庭の子育て、ひとり親の家庭の生活とか子育ては、結婚歴のある、なしに関係なくて、とても大変なんです。ましてや、未婚のひとり親の場合、保育料金などに相当な差が生じています。これでは子供を育てるのに、とても厳しい状況になるのは当たり前ではありませんか。まずは、この保育料に寡婦（夫）控除のみなし適用をしていただきたくと思いますが、町長、答弁をお願いします。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 橋口議員のおっしゃることは十分わかります。ただ、やはり税というのはあくまでも法律によって徴収をする、法律がなければ徴収はできないわけでございます。その中で、いわゆる寡婦（夫）というのが結局定義をされておまして、こういう、さっき橋口議員がおっしゃいましたように、結婚をして死別をする、あるいは離婚をする、あるいは片方の配偶者が行方不明で、裁判所の結果、それは死んだものとみなすという格好での行方不明ですね、この3つが適用されて寡婦（夫）という格好になっているわけですね。

今、問題は子供の問題なんですけれども、いわゆる結婚せずに子供を産んだという、その方をどうするのかということなんですけれども、これはあくまでも寡婦（夫）の定義が税法上こういう人でなければ適用できませんと。おっしゃったように、子供がない場合は、幾らやったですかね、27万ですね、住民税として26万、それと、子供があった場合は、35万と30万というふうに控除があります。

しかし、いわゆる寡婦（夫）という定義を税法上にそれを未婚の女性も入りますという条項が入れば、できるんですけれども、あくまでもそれをみなすという、町独自では、それはできないと思います。あくまでも法律に基づいて税金を取るというのが鉄則でございます。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） じゃあ、この税法上でなければ取れないということは、けども、よその都市、町では取っていますよね。だから、取れないということはないと思います。ただ、町がするか、しないか、そして、ひとり親の世帯を助けてやるか、やらないという、そういうところになると思います。だから、町長が、これはですね、市町村が判断、保育料については市町村が判断するようになっています。これはその判断というのは町長が判断しなければならないことなんです。だから、町長の意思次第で、これは適用できると考えています。

あとですね、先日の3月4日、町長の主要施策である施策並びに予算説明がありました。4つの基本目標の一つに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるとあります。まず、結婚・妊娠・出産はもちろん大切です。しかし、それに重ねて大切なことというのは、産まれた子供を安心して子育てしていけるということではないのでしょうか。結婚歴のある、なしで格差を生むことということは、おかしいと思います。津奈木ではひとり親なら誰でもが産まれた子供を安心して子育てできるというように、町長の御勇断をもう一度伺います。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 話はわかるんですけども、やはり日本の法律というのがあってですね、やはり戸籍というのもございます。だから、結婚は両性の合意によって、いわゆる届け出をし、夫婦であることの、それで家庭が生まれるわけですね。これを戸籍関係まで全部ばらしてしまう、それをなくしてしまえば、それは独自でできると思いますが、今おっしゃった、いわゆる寡婦（夫）控除関係で云々というのはですね、それは法律に基づいてなければできない。

保育料についてはですね、これはやはり所得に応じて、所得に応じて保育料を取りますので、それをなるべく負担がないようにと思って、今の保育料、ここに出してありますけれども、これは国の基準よりもですね、かなり津奈木町は低くなっております。特にですね、1人当たり、大体、保育園児を養うのに、費用としては82万6,000円、平均的にかかっております、1人当たりですね。

通常だったら、国の基準でいきますと、自己負担、保育料としては大体30パーセントを保育料として支払う。ところが、津奈木町は階段を多く設けているためにですね、大体20パーセントで済んでいる。10パーセント、約16万7,000円は、その家庭負担を軽減しているという格好になりますので、決してそういう、何ちゅうんですか、働くためには子供を預けなきゃいけないというようなことからしてですね、それをなるべく支援していきたい。

先ほどの寡婦（夫）控除の場合はですね、多分その税制の中で論議されると思うんですね。これ、将来はわかりませんよ、現行法上は、しかし寡婦（夫）というのはさっきの定義どおり。しかし、将来的にはやはり未婚の母親、これを、子供を産んでいただくわけですから、何とか助けようという方向にはあるだろうと思っております。そういう国の改正があればですね、もう喜んで私たちはそれに従うというふうに思っております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 先ほど保育料の件がありましたけれども、本当に津奈木の町は、この保育料の表を見ても、やはり考慮されています。だけどもですね、この低くなっている状況がまだそれ以上に低くなるんです、これを適用していただいたらですね、はい。

ですので、もうちょっと国への働きかけを十分にまたしていただくということと、津奈木のほ

うでもこのみなし適用を未婚の母親さんのためにしていただきたいというのと、ちなみに、公営住宅法についてはですね、平成27年1月に、平成26年の地方からの提案などに関する対応という方針がありまして、対応にということで閣議決定がされました。公営住宅法施行令の一部改正で、未婚の母または父について、公営住宅の入居者の収入算出上、寡婦（夫）控除の対象とすることとすることとなりました。これは平成28年10月1日から施行となっています。公営住宅使用のときには適用をお願いします。

それでは、2番の質問に入ります。低所得者世帯の保育料金軽減についてです。

昨年12月30日の熊日新聞に、「保育料地域差2.8倍、県内自治体月4万円の開き」と見出しがありました。津奈木町の保育料の最高額は3歳未満で4万7,000円となっており、本当に高いことにびっくりしました。今回、料金表を資料として提出してありますので、こちらのほうを参照しながら、してください。

特定保育または特定地域型保育を受けたときの保育料金は、国が示した基準額を上限に、各自治体によって決定しています。本町の保育料金表も、住民税によって階級区分がされていますが、その料金額をどのように分析しておられるのかということと、あと低所得世帯の保育料軽減はできないかということで質問します。よろしくお願いします。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

保育料につきましては、基準額を国は8区分、津奈木町は、お手元にありますように20区分、管内の芦北町は17区分、水俣市は24区分に階層分けをされております。これは各市町村の実情に合わせて行われております。本町の料金設定につきましては、管内市町の保育料や、国との差額により生じる町の負担額を考慮して決定をしてあります。管内では全体的に芦北町が若干安い傾向にありますが、階層によっては津奈木町が安い区分もございます。また、平成27年度の国の基準との差額による町の負担額は1,165万円となっております。

次に、低所得者世帯の軽減はできないかということですが、平成27年度に低所得者世帯の階層を減額改定をしております。で、28年度は改定の予定はございません。また、平成28年度においては、国の施策により、年収360万円以下の世帯に対して、年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子無償化が実施されます。現在も軽減措置として第2子半額、第3子無償の制度がありますが、現在の制度は就学前の園児が対象となっております。したがって、第1子が小学校に入学すれば、第2子が基準額、第3子が半額ということになります。28年度に改正される部分については、第1子が小学校に入学しても、第2子半額、第3子無償ということになります。

さらに、本町独自の軽減措置と致しまして、年少扶養控除を行っております。これは子供を3人以上扶養している世帯に対して、1人30万円を控除するものです。現在、48人の方が控

除を受けておられます。

以上でございます。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 本当、津奈木町では、国が行っている軽減内容ということで、先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、されています。そして、ひとり親世帯については、非課税の世帯は保育料を無料に取り入れているということです。あと、町での軽減内容ということで、多子世帯への軽減として、同時入園にかかわらず、第3子以降の児童が入所している場合は、2歳児クラスまでの保育料が無料になるということと、あと児童を3人以上扶養している世帯については、年少扶養控除額1人33万ですね、を加味した住民税で保育料を算定するとなっています。

この町の軽減内容についてはですね、負担が減っているという世帯がふえているということで、本当によい施策だと評価します。この基準表、これ渡しておりますけれども、あと27年度ですね、27年度に階級のこのC1というのが、この表からいってC1からD3までの見直しを軽減したということで聞いています。これも考慮されて行われたということですから、本当に評価します。

ですが、保育料金の分析ですけれども、まず所得に応じて保育料がふえるという累進課税方式になっていません。資料の階級区分C2ですね、は所得割額が2万4,300円未満ということで、ゼロ歳から2歳児の保育料というのは1万5,000円です。階級区分のD9ですね、Dの9は、23万5,000円未満で、ゼロ歳から2歳児の保育料は4万1,000円です。C2とD9を比較しますと、D9はC2の所得割額が約10倍になります。しかし、保育料は10倍でなく、2.75倍なんです。低いです。ということから、C2の低所得世帯は、所得は10分の1しかないということでも、保育料は10分の1になってないということです。所得が少ないのに負担が大きいと見れます。

町長にお尋ねします。この保育料の10分の1になっていないということで、所得が少ないのに負担が大きい。この結構負担が大きいということに対して、町長、どのように思われますか。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 保育料は累進課税的になっているわけですがけれども、所得に応じてですね。しかし、それが一番最高額の保育料に比較して何倍かという話で、じゃあ、中堅の人たちがこれだけだから、低所得者は何分の1、マイナス何分の1で、逆に、取らないよりも、あんたたち税金を配りよという話になってしまいます。ですから、公営住宅もそうですが、所得に応じて払うようになってますけれども、大体は、通常はですね、保育料としてこれくらいかかるだろうと、しかし、それは全て税金が投入されてるんですね。だから、自己負担というのは当然起こ

ってくるわけで、それが、何ちゅうんですか、お金持ちだったら月に100万も払えとか何とかになってしまうわけですよ。だから、子供1人に対して幾らぐらいかかる、それに対してはどれぐらい負担をしてもらわなきゃ。

だから、国民年金もおんなじだと思うんですね。負担はそれに応じてやっぱり払うという話ですから、やっぱり使用料、これは今、負担金じゃなくてですね、使用料に変わります。だから、保育使用料を幾らするのかと。これは、だから低所得者にはかなり優遇してある制度なんですね。ですから、これ以上、その所得格差によって低所得者は全てゼロにしろという話ではないんじゃないかと私は思いますよ。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 決してゼロにしろとは言ってません。やはりですね、所得が多い人は保育料を払うというのは、すごく負担にはならないんです。けども、やはり子供さんを産んで、その中に何人もいらっしゃるということで保育料を払うとなれば、そのために仕事をして働いて、その収入があっても、保育料にそれを納めなければいけない。そして、それも普通の正規職員だったらいけども、非正規の場合には本当にバイトとかですね、パートとか、そういう感じでしてますので、所得が少ないんですね。

だから、ちょっと私はこのほうで言いたいんですけども、現状の各階層区分の該当人数というのは、所得割額が低い階層のAとBとCを合計して85人になります。人数的には85人です。で、この津奈木では、20階層区分のうちに所得割額が低い順からこの6階層が全体の50パーセント以上を占めています。これというのは、津奈木町の若い子育て世代の所得が極めて少ないということを示しているんじゃないんでしょうか。だから、それをゼロにしろということじゃないんですね。

これは本当、所得が少ないのに保育料が高いということになりますので、子供の貧困につながるのではないかと、今問題になってます、そういうことにつながるんじゃないかと思います。今、子供の貧困率が問題になっていますけれども、過去20年間で倍増して、13.8パーセントに達しています。安倍首相の日本の政治ですが、子供の貧困率は先進35カ国の中でも断トツ1位です。また、都道府県の中でも熊本は何位だと思いますでしょうか。何とワースト10位です。それで、この10位ということで17.2パーセントになっています。

この子供の貧困の原因としては、先ほど言いましたけれども、子育て世代の非正規労働者が増加して、格差と貧困を生んでいると思います。これは津奈木でも例外ではないんじゃないかと私は推測します。低所得者世帯の保育料の軽減というのは、子供の貧困を進めないためにも、また少子化対策として、そして、先ほども言いました、町長の4つの目標の若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために、子育て支援を強化する対策の一つと考えます。見直しを

された中でも、もう少し低所得者への保育料の軽減をしていただきますけれども——これを提案しますけれども、町長、変わりはないでしょうか。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 所得格差、これはですね、もう自由主義経済の中では致し方ないことだと思います。それをですね、同一労働・同一賃金という方向に持っていきたいわけでしょうけれども、いろんな職場環境あるいは勤めた先の企業、あるいは農業でもたくさん面積を持っておられる方、あるいは少量でも設備投資をして利益を上げられている方、いろいろですね。

ですから、貧困世帯のいわゆる子供たちをどうやっていくかというのは、今、日本の大きな課題だと思っています。で、これを社会的にどういうふうに救っていくのか、このためにですね、いろいろ子育て支援の中で、子育てという消費税のこのアップの部分にも大分入っているんですが、これを8パーセントから10パーセント上げる、その中で子育ての支援のためにどれくらい予算を消費税のうちから、これは全て福祉と子育てに回すということになってますので、その辺が共産党さんは消費税反対ですので、これはなかなか難しいんですが、今の状況では約、そうですね、毎年高齢化が進んで1兆円ずつ大体予算規模が膨らんできております。そういった中で、恒久財源を今求めているわけですが、これを消費税でということで、そのうちから子育てのほうにも回すということになっておりますけれども、その辺がこの前見送りになりましたので、何千億かな、結局回ってきてないわけですが、それは一般財源から何か回すような話です。私も詳しくは知りません。

しかし、なかなか、この方向として、いわゆる親が所得が低くて子供が育てられない、そういう場合の手当て、これはやっぱり社会福祉として全体で育てていく、この方向には間違いないと思っています。ただ、先ほども申しましたように、津奈木町は大体1割自治、予算に出てますように3億円しかありません、自主財源は。あくまでも交付金が14億円ぐらい入ってきて初めて我々としては行政ができるわけで、そのうち自主財源である、補助金じゃないんですから、こういうことをしようと、町独自でしようと思えば、どうしても交付税あるいは住民税を使って独自のことをやらなきゃいけない。そうしますと、なかなかですね、予算上難しい。恒久財源というのはございませんので。

そういう点でですね、非常に国の制度にのっとったことしか、なかなかできないというのが、貧しい町の現状であろうかと思っています。これができるのは、私は東京都だけだと思います、いろんな格好でですね、独自政策が打てるのは。あとはみんな交付金があるから、国の税収ちゅうか、みんなから集めて地方税に回ってきているから、何とかこの自治体を保っていただけますけれども、何しろ1割自治ですから、あとは全てその1割自治の中に食い込んでいくという格好になります。

○議長（林 賢二君） 5 番、橋口知恵子君。

○議員（5 番 橋口知恵子君） 本当この交付金というのは、今回下げられなかったからよかったんですが、またこの消費税の問題ですね、消費税の問題で、ほとんど社会保障と子育てというか、そちらのほうに回すということで今までも言われてきたんですが、それがほとんど回ってません。というのが、じゃあ、その財源はどこに行ったかといったら、軍事費とかですね、そちらのほうに結構回っているということで、私もがっかりしました。その分を本当、国が子育てのために使ってもらえるようにすることを考えていただきたいというのがあります。

あと、少ない交付金と言いますけれども、やはり昨年とは変わりありませんので、今回の予算としてもですね、変わりありませんので、やっぱり今、子供の貧困、そして、あと保育料の問題とか、子育てに対する施策の中でも重要なこととかなんかありますので、そちらのほうにやっぱりしていかなければいけないって、今の子育てを、子供たちをどうにか津奈木町にとどまってもらって、津奈木の町を担っていく青年、少女になってほしいというのがありますので、それはやはり町がちゃんとした施策で子供を育てていかなければいけないと思っております。

本当ですね、この保育料の件については、まだ、今のこの状況がありますけれども、やはり下げられるとなれば、もうちょっと見直されたところをもう少しでも下げていただいたら、本当、保護者の負担は減ると思いますので、少ない財源だけでも津奈木にお金がありますので、その分を少しでも使ってもらってしていただけたら、こちらのほうもうれしいですし、保護者のほうも助かります。あと、国のほうにもですね、ちゃんとこの子供の貧困のことも解決してほしいし、そして先ほど、全体会議というか、そちらのほうでもなったように、やはり保育所が足りないから、都会は保育所が足りないから、なかなかその保育所に入れないというのがあって、いろんな抗議が出てますけれども、やはり都会だからそれができるということはですね、本当ないんですね。やはり都会には都会なりの問題がありますので、都会だからということはちょっと言えないと思います。津奈木では、できるだけのことをそうやってできるように、本当に私たちも微力ですが少しでも考えながらやっていきたいと思いますので、町長よろしくお願いします。

じゃあ、次の3番の質問に入ります。3番です。家庭の燃えるごみの野焼き処分と収集方法の改善についてです。

1、家庭ごみは、分別して決められた日にごみステーションに出すようになっています。しかし、町内のある幾つかの地区では、家庭ごみから出たごみを分別なしに野焼きをされている家があり、近所の民家が干している洗濯物や布団に焼いた後の灰がついて、とても迷惑をしていると言われました。町として、このような状況があるということを認識されているのか、また、この状況をどのように考えているのか、そして町として野焼きをしないように働きかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答え致します。

野焼きにつきましては、電話などにより通報がありますので、認識はしております。年に一、二回、有線放送でも注意喚起を行っております。また、町のホームページにも野焼きの禁止について掲載するとともに、広報紙でも注意を呼びかけているところです。

野焼きへの対処としまして、通報があった場合は、職員2名で現場に向かい、野焼きが見られた場合、焼却物の確認を行います。家庭ごみを燃やしておられた場合は、燃やさずにごみ収集、ごみステーションのほうへ出すよう指導しております。何度も繰り返すようであれば、保健所、警察等へ通報をする旨を伝えております。ほとんどの場合は、法律で焼却禁止の例外規定に該当する農作業などの草や剪定くずの焼却であります。民家等が近くにある場合には迷惑にならないよう心がけてもらうようお願いをしているところです。

以上です。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） いろんな方法でされているということなんですが、だけど、本当、昔はですね、この家庭ごみというのは、簡易焼却炉というか、ドラム缶とか、そしてブロック製の炉を使ったりとかして畑で野焼きをするというのが本日常的でした。けども、それが家庭ごみの野焼きというのは法律上、先ほど言われましたように、禁止されています。なぜならということで確認を、確認というか、再認識ということでしますけれども、これはダイオキシンを出さないため、そしてまた、この煙や悪臭で近所に迷惑をかけないために、野外でごみ焼きをすることは、一部の例外を除いてですが、産廃物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定によって、原則禁止されています。

このダイオキシンというのは、物を焼くときに有機塩素化合物が発生します。その中にこのダイオキシンが含まれていますけれども、このダイオキシンの毒性というのが、私もちょっと見てびっくりしたんですけど、青酸カリやサリンよりも強力とされています。で、これが体内に蓄積とか濃縮することによって、発がん性、そして奇形の、奇形ですね、子供に奇形をつくるということと、あと生殖とか免疫機能への悪影響が報告されています。で、ダイオキシンは、800℃以上の燃焼では発生しないとされていますので、だからというか、されていて、この野焼きというのはですね、300から500℃に大体なるので、それでダイオキシンが発生するそうです。

だから、本当この野焼きはやめなければならないんですが、これにもちょっと違反というのがありまして、もし違反すると、どれくらいかということで、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。法人の場合は何と3億円以下の罰金が科せられるそうです。御存じだったでしょうか。しかしですね、今、私がこの苦情を受けた人にとすると、焼

いている人たちはやはりこういうことはなかなか知らないって思います。そして、何回か注意をされて、やめてくださいとか、あと注意喚起をされると言われてましたけれども、今でも続いているということは、やはりそれがなかなか理解されてないんじゃないかと思うんですね。あと、近所だから言えればいいじゃないかって、ちょっと注意してやればいいんじゃないのっていうことになるんですけども、これがなかなかですね、近所づき合いとか考えると、なかなか言えないっていうのがあります。ということ言われてました。この野焼き禁止ということで、例外規定にされた行為であっても、生活、そしてあと環境上、支障を与えて、苦情のある場合は改善命令とか各種の行政指導の対象とされていますので、今までされてたように対処をお願いします。

ということで、これはですね、3月の通告前にもそういうのがあったんですが、この前、3月8日にも家庭ごみの野焼きをされていたそうで、本当に迷惑されたそうです。というのが、何と役場職員宅ということでした。これというのは、町長、この役場職員宅ということはちょっといかなものかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） いや、私も焼くんですよ。（笑声）いや、私はですね、剪定をやってですね、木くずになります。これをね、水俣のごみに出しよったら、津奈木町の負担がぐんとふえる。これはもちろん人口比とか、そういうので決めてありますけど、焼却炉のですね、負担金、これはいわゆる燃やすのが持ち込みが多ければ多いほど、町の負担が多くなってくるんです。大体は、だから全部燃やしてほしいんですけど、町からすると、しかし、そうはいきません。

やはり京都議定書でですね、1990年を基準年として6パーセント削減するように決まったんですね。ところが、なかなかそれはできてないんです。むしろふえてる。6パーセントのうちの3.8パーセントがいわゆる人工林によるCO₂吸収をしてありますから、大体、企業とか電力会社とかね、そういうところ、CO₂を出すところは、大体は田舎の山、山を持っている人に配らなきゃいけないんです、大体は。CO₂を吸収しているわけですから。実際は6パーセント、企業が出さなきゃいけないんです、都会の人がね。ところが、結局、3.8パーセントというのをCO₂森林吸収、いわゆるCO₂を吸収して、光合成によって木というのをCO₂を固定化して、します。だから、草だとか野菜だとか、そういう木くず、これはまあ燃やしていいんですね。野焼き、これもいいんです。

ただ、CO₂を出すのはプラスチック類、これをやっぱり燃やすと、なかなか、今おっしゃったダイオキシンが発生する。ですから、高焼却炉によって水俣のごみ処理をなさいということになっているんですが、なるべくですね、そして木くずを燃やす場合も、私も5時以降、天気の大体悪い日、布団を干してあるときはやっぱりしません。やはりそういうお布団とか洗濯物を干してある時間帯に燃やしてもらおうと、確かにやっぱり臭いがありますので、木くずであってもで

すね。ですから、それは注意しながら、やっぱり周りの人に配慮しながら、いいとはいってもしなきゃいけないだろうと思ってます。今後は、やはりそういう家庭から出る燃えるごみ、これはしっかりですね、なるべく、何ちゅうんですか、赤い袋に入れて出すように指導をしていきたいと思っております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 指導する立場から、やはり職員宅がすべきではないと思いますので、改善をよろしくお願いします。

そして、この野焼きをされていたという家のところの家庭ごみというのはですね、何と私もびっくりしたんですが、普通のも何もかんも、何もかんも関係なしに焼いって、あげくの果てにタイヤも焼いてたということだったので、ちょっとこれはですね、いかんかなって思いましたので、やはりそういう意識がないと思うんですね。

こうすれば、自分で自分の昔からのやり方でやってたことをそのままやってるということがありますので、やはりそういうのはいけないんだということをですね、この町民の皆さんには野焼きの禁止の意識づけというのが必要だと思いますので、その分、チラシとかですね、有線放送で言ったりとかされてますけれども、なかなか有線放送を聞くときにいらっしゃれば、まだいいんですが、なかなか、いらっしゃらないとかなったときには、もうその場で終わってしまいますので、ちょっと私も資料的にですね、思ったのが、チラシですね、チラシというのが何か結構、野焼きなどの焼却行為については法律で禁止されています、家庭ごみは燃やさずに——これは、済みません、村でした——村のごみ収集へということで、いろんなこう、これはだめですよということをですね、わかりやすく書いてあるんですね。

こういうのを各家庭に配っていただくのは本当いいと思うんですけど、回覧板で回してもらうというのもいいんですが、回覧板はそのときで終わってしまいますので、できたら全戸配布をしていただけたら、これを冷蔵庫にはってもらったりとかですね、ごみを出す種類がありますので、カレンダーがありますので、そこにはりつけてもらうとかですね、してもらえば、まだいいんじゃないかと思います。

あと、罰金がこれだけあるのかということを知ったということになれば、その人もちょっと考えられるんじゃないかと思いますので、こういうちょっと工夫もしていただけたらなって思います。その点で私のちょっと提案ですけれども、そちらのほうをぜひしてください。

時間がありません。2番の燃えるごみの収集ということで質問します。

これを、燃えるごみの収集は、水俣と同じように指定袋ではなくても収集できるようにできないか、どうでしょうか。

○議長（林 賢二君） 住民課長、新立啓介君。

○住民課長（新立 啓介君） お答えします。

先ほどのチラシについては、検討したいと思います。

現在のごみ処理経費は、一部資源ごみの有価物の販売収入はありますが、ほとんどが一般財源で補われております。ごみ処理に係るサービスと負担の関係性が見えにくくなっており、ごみ袋の有料化については、各資源ごみの有価物としての収入につながり、可燃の資源ごみを安易に処分するのではなく、資源ごみへ分別し、可燃ごみを減らすことの経済的メリットとごみの量に応じた公平な負担化にもつながると考えております。

また、可燃ごみを無料化することで、これまで資源ごみとして出していたペットボトルや飲料用紙パック等の資源ごみを安易に資源ごみ袋ではなく可燃ごみとして出されることも考えられるために、指定袋については今後も維持していきたいというふうに考えております。

ごみ袋の有料化については、可燃ごみが平成8年7月から、資源ごみが平成11年から開始されております。これまで分別内容の変更を経まして現在22種類に分別を実施をしております。平成25年度実績で、1人1日当たりのごみ排出量が県内で3番目に少なく、リサイクル率も県内8番目と、町民のごみに対する認識の高さと御協力に感謝をしているところです。

以上です。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 本当、津奈木の場合には幾種類に袋が分かれているんですけども、燃えるごみ以外のプラスチックとか缶々とか瓶とか、そういうのはですね、本当、今のままでも私もよくできていると思います。

というのが、やはり前回は私、ごみの収集を水俣方式に変えられないかということで質問したんですが、やはり水俣の場合には、もう本当に細かくコンテナを持ってきてするというのがあって、それに対してやっぱり高齢化にもなってきたから、そういう月1回でも一緒にしてくれる人とか、当番制にしても、なかなか仕事の問題とかあって、できないんじゃないかということで、今の津奈木のやり方がいいと思いますという返事がありました。

だけでも、この燃えるごみという袋というのはですね、お金は消費者が払うんですが、今、焼却炉がダイオキシンの対応というか、それができてますよね。ということで、水俣は袋をもう普通のスーパーの袋とか、そしてあと薄いブルーの袋で、ロールになっているんですが、それをですね、使ってるんですね。ということは、そのブルーのロールの部分もちょうど安いので、結構枚数もありますから、いいということで、そのほうを使って出すようになっています。津奈木の場合には、やはり燃えるごみの袋というのは、10枚入ってますけれども、ちょっと高いんですね。そして、高いから、あとごみのダイオキシンの問題を考えたら、じゃあ、どれでもいいんじゃないかってなりますので、やはり今あるスーパーの袋とか、ブルーの袋とかに入れて出すこ

ともできると思います。

だけでも、先ほど課長が言いました、やはりいろんなものを混入する、まぜるということで、それがやっぱり、この前、有線放送でも言ってましたね、ごみの分別をちゃんとしてくださいということになったんですが、やはりそれはペットボトルを入れるとか、そういうのをやっぱり町の人で意識をしないと、なかなかそれもできないと思いますので、それはやはりちゃんとしたことを伝えていくというのが必要だと思います。

それで、ダイオキシンの問題にすれば、水俣も津奈木も同じ広域のクリーンセンターで燃やしますので、専用袋は要らないんじゃないかと思います。あと、この袋の代金を、袋を買いに行かなきゃいけないというのと、そしてお金が要るということで、ちょっとそれが野焼きする原因になっているんじゃないかということもちょっと考えられると思うんですが、できたら袋のほうの検討をしていただきたいと思います。水俣のように、あとダイオキシンの問題を考えたということで、普通の袋で出せるように、よろしくお願いします。また検討してってください。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 確かにですね、今、透明袋になって、1枚幾らという格好で津奈木町専用の袋にしています。前ですね、以前、水俣の焼却炉が修理しなきゃいけないときに、水俣も全部、九州産廃か何かに出したことがあるんです。そのときに津奈木から出るごみというのは非常に分別が進んで、非常に評価されました。隣のことを悪く言っちゃいかんのですが、やっぱり混在していると。燃えるごみの中に缶が入っていたり、いろんな格好があったということでですね、できればやっぱりこの透明ごみで指定ごみ、その意識があるからですね、やっぱり分別して下さるんだろうと思うんですね。

水俣の場合は、もちろんついてて、あれされるらしいんですが、それでもやっぱり中に爆発する缶とか何とかが入ってて、よく私たち広域行政を運営してますので、スプレー缶とか、そういうのが燃えるごみの中に入ってて、爆発して、結局、機械を損傷するために、修理代が物すごくかかるという話もございます。できれば、やはり今のとおりですね、津奈木の方式で、ほかのところも全部やっていただいたらどうかというふうに私は考えます。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口君に申します。残り5分となりました。まとめていただきたいと思います。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） そうですね。町長が言われている透明の袋って、透明じゃないんですね、完全な透明じゃないんですよ、燃えるごみは。ちょっとすりガラスのような感じなんですけど、中身のほうは見えるようになってます。あと、スーパーのごみ袋もですね、真っ白い分じゃなくて、透明の分があると思うんですよ。だから、それで、透明だからということはちょっとないんですが。

そうですね。あと、津奈木のやり方で、今の資源ごみの分は本当にちゃんと分別されてて、皆さん出し方もちゃんとよくなってますけれども、なので、そのまま続けていただきたいと思います。あと、燃えるごみだけのほうを私は検討していただきたいなって思いますので、それをお願いします。

あとですね、ちょっと時間がないので、まとめますが、今回、本当に3項目を質問させていただきました。子育ての問題とか、あと子供の貧困の問題とか、これからもですね、国が解決をしなければいけないということもたくさん出てくると思います。けども、津奈木では、やはり国がしなければいけないけども、津奈木ではこういうふうにして、こういうふうに工夫をしたらできるんじゃないかということをですね、考えることはできると思いますので、まずは国に全部をするというんじゃなくて、国のほうにも働きかけをしていただいて、町では少しでも助けてあげる、助けてあげるというか、私は母親なりにちょっと助けてあげたいなっと思っていますので、そういうところを酌んでもらって、また検討していただきたいと思います。

本当に、長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（林 賢二君） 以上で、5番、橋口知恵子君の質問を終わります。

○議長（林 賢二君） 次に、2番、本山真吾君の質問を許します。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、保守系無所属の本山真吾でございます。

平成23年3月11日、5年前のきょう、東日本大震災が起こってしまいました。前回の一般質問のときも申しましたが、被災された多くの方々に哀悼の意を申し上げたいと思います。日本国も、これからも幾多の困難を乗り越えなければならないことがあるかと思いますが、うれしいときも、また悲しいときも、御苦労いただいた先人の皆様に感謝致しまして、次世代のために私たちが勇気を持って立ち向かっていくことを改めてお誓いしたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書のとおり随時質問をさせていただきます。

まずは、農業関連、鳥獣被害に関して質問致します。

御存じのとおり、農業は津奈木町の基幹産業であり、かんきつにおきましては、平成25年の12月の大雪による寒波被害、そして、ことし1月24日の記録的な大雪に見舞われ、2年連続して大変な被害となっております。天候による被害は、農家自身ではどうしようもないのですが、被害の中にも鳥獣被害による被害も最近はひどく、特にイノシシ、ヒヨドリなどの被害も深刻な状態となっております。

津奈木町は鳥獣被害防止計画を作成されておりますが、その中で鳥獣被害対策実施隊は町職員のみで構成するとなっております。主な活動内容は、被害調査、広報・啓発、緩衝帯の設置、技術

指導となっておりますが、実施状況をまずお伺いしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

議員御指摘のとおり、町の有害鳥獣防止計画の中では、鳥獣被害対策実施隊ということで、町の職員の中から5名で組織を致しております。隊長を振興課長、以下、主に振興課自立振興班の班員で構成を致しております。

実施状況と致しましては、大きなものと致しましては、被害の申し出がありました際の被害状況の調査、確認、それと猟友会で組織されております捕獲隊とのわなの設置等につきまして、調整を行っております。こちらが主な活動として行っておりますが、そのほか、チラシ、有線放送などによりまして、広報、注意喚起等を実施を致しております。

また、そのほか、国の補助事業等の活用につきましても検討致しておるところでございます。

今後も関係機関と連携をしながら、鳥獣被害の対策を講じていきたいと考えております。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 鳥獣被害対策実施隊ですね、非常に名前のとおり内容が濃いものでありまして、本来はですね、農林水産省のですね、ホームページからのぞいていきますと、最終的な段階の組織のような取り組みになっております。それで、我が町はですね、役場職員のみとなっております。それで、これはですね、うまく使うと、狩猟税の免除、公務災害に対する補償、市町村が負担した経費の8割が特別交付税措置を受けられるというような、非常に密度の濃い、特に民間の隊員に非常にメリットがあるように書いてあります。

芦北町、水俣市の鳥獣被害防止計画ですね、につきましては、いまだ、その鳥獣被害対策実施隊をこのように、津奈木町のように実施するというような感じでは書いてありません。

したがいまして、もう少し検討の輪をですね、広げて、民間の隊員との連携という話もありましたが、最初からその鳥獣被害対策実施隊に民間の隊員も入れるというような明記をされたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

答えになるかわかりませんが、先ほど申しましたとおり、実際の現在の実施内容につきまして、被害の報告があった際の調査、確認等の作業でございます。日中の作業が主になりますので、本町と致しましては、役場職員というふうなことで業務として当てておりますが、今、本山議員からの申し出がありましたとおり、実際に民間の方、具体的にいいますと、猟友会隊員さんであったり、そういった方になるかと思いますが、その辺の方を入れるということであればですね、今後、関係の猟友会さん等とですね、協議をしながらですね、検討させていただきたいと思いま

す。

○議長（林 賢二君） 2 番、本山真吾君。

○議員（2 番 本山 真吾君） 農業にかかわらずですね、近所、私の地区の近所でもありますけれども、もうしょっちゅう家庭菜園なんかにも今頻繁に出没してですね、困っているような状態です。で、後に言いますちゅうか、私も一応猟の免許を取っているもんですから、期待されて、ちょっと来てくれみたいな感じで言われるんですけども、この文書を見ますと、特にですね、気になったのは公務災害に対する補償なんて書いてありますので、万が一けがをしたときですね、そういうのにも役に立つんじゃないかと思いますので、よく検討していただければいいのではないかと思います。

それで、②の質問なんですけれども、それに伴いましてですね、町内における有害鳥獣、イノシシの被害の状況と捕獲の実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答え致します。

まず、被害の状況でございますが、役場のほうに直接被害を受けられた方から連絡がございました被害報告について御報告致しますと、27年度に限って申しますと、イノシシ、特にイノシシですね、こちらによる畑等への被害の報告が8件、出沒している、イノシシがおったというような報告が7件あります。そのほかにですね、最近ふえつつありますが、猿ですね、こちらの目撃、出沒報告が7件あっております。

被害額につきましては、役場へ報告があったもののしか把握できておりません、集計できておりませんが、こちらでは、先ほどの被害の報告に対しまして、果樹を中心にですね、25アールで、被害額と致しましては約60万円となっておりますが、実際はですね、役場に報告がないものも非常に多いと思いますので、実際の被害額はこれの数倍となると思われております。

特に本町ではですね、イノシシの被害が多うございますので、特に捕獲実績につきましては、イノシシについて御報告させていただきます。

津奈木町では、1年間を通して、特にイノシシ等に対しまして、特別駆除というような形で、猟期以外の期間も有害鳥獣駆除ということで、年間を通して駆除を行っております。こちらの捕獲の実績が25年度で105頭、26年度で198頭、27年度は、現在役場のほうに報告が上がっておりますのが、10月末で報告をいただいておりますが、120頭と報告があります。その後の状況を考えますと、年度末、3月いっぱいでは、大体160頭前後の捕獲実績となる見込みではないかと考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2 番、本山真吾君。

○議員（２番 本山 真吾君） イノシシのほかにも猿の被害も出ているちゅうのと、恐らく、言われましたように、氷山の一角的な要素が強いんじゃないかと思います。近年はですね、言われませんでしたけれども、鹿の鳴き声もかなり聞こえてきて、実際、辻地区ではですね、毎年、猟友会の方が鹿も捕獲されているちゅうか、狩猟されているような状況ですので、おいおい鹿による被害もふえるんじゃないかと大変心配をするところであります。

先日ですね、２月の２６日にＴＢＳ系のＲＫＫ「あさチャン」という番組におきまして、群馬県の太田市でですね、被害額が年間に１，０００万出ているということが放送されました。それで、太田市がですね、６，２００万もの対策予算を組んでいると放送がありまして、大変、対策予算の大きさにびっくりしたわけであります。

実際、私とですね、ここにいます上村議員も農協の青壮年部やＯＢらとともに、狩猟のわな免許を取得しまして、多くのイノシシを駆除しようと日夜頑張っておりますが、駆除後のですね、処理が大変な作業となっております。もう本業の農業に支障が出るぐらい、余計ですね、さっき言われました１６０頭のうち一部にはなるんですけども、夜な夜なですね、穴を掘って処理をするというような状態が続きまして、１０月あたりはですね、ちょっと睡眠不足に陥るぐらい大変な思いをしました。

それで、本町のですね、鳥獣被害防止計画によりますと、全量を回収し、やむを得ない場合は、生態系に影響を及ぼさないよう埋却処分するとなっております。また、過大に捕獲した鳥獣の処分方法、処分場の確保の検討など、捕獲後の対応を検討する必要があると記入してあります。処分場を確保していただければ、大いに結構なことだと思いますが、計画について今後どのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） ３番目の御質問に移っていらっしゃると思いますが、御指摘のとおりですね、町の鳥獣被害防止計画では、捕獲後の個体につきましては、捕獲者——猟友会の隊員さんということになりますが——が全量回収を基本原則と致しておりますが、やむを得ない場合につきましては、埋設処分ということにしております。御指摘のとおりですね、近年の捕獲頭数の増加からですね、回収は一部にとどまっており、実際は捕獲者、隊員さんがですね、埋却処分をされているということは聞いております。

具体的にですね、今後の個体の処分の方法、処理場等も含めてですね、処分場ですね、含めてですね、実際の隊員さんあたりと協議をしながらですね、こういった方法で処分するのが望ましいのかですね、検討させていただければと思います。

○議長（林 賢二君） ２番、本山真吾君。

○議員（２番 本山 真吾君） 明確な、こうするというような計画はないというような感じだと

思うんですけれども、実際ですね、本当、山の中ですね、夜な夜なショベルを持ってきてから掘るんですけれども、柔らかい土地じゃないもんですからですね、石まじりのやつで、ユンボなんかを持っていると、もう簡単に埋設ができるんだろーとは思いますが、非常に本当困ってですね、大変な思いをしています。ぜひ御検討をお願いして、早期に処分場をですね、確保していただければと思うわけでございます。

次の質問に移らせていただきます。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業についてお伺いを致します。

先ほどのですね、鳥獣被害防止策、イノシシなどの駆除について取り組む捕獲員に対し、成獣ならば1匹——1頭ですね、8,000円を支払われるという支援事業のことについてなんですが、近隣の芦北町、そして水俣市も取り組んでおると私は聞いておるのですが、熊本県下においてこの事業に取り組んでいる市町村数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

今ですね、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、こちらにつきましては、国庫補助事業で、代表的な例と致しましては、イノシシ、鹿の成獣ですね、こちらの捕獲に対しまして、1頭当たり8,000円を、これは予算の範囲がございまして、予算の範囲内で支払われるという事業でございまして。

事業の実施主体と致しましては、町、または町の有害鳥獣被害防止対策協議会というものが事業主体になって、補助金を一旦受けまして、捕獲者に対して交付を行うという補助金の流れになります。

御質問の県内での状況でございますが、熊本県内では45市町村中、41の市町村で実施をされております。なお、41の市町村のうち、19が市町村が実施を行いまして、残りの22地区につきましては、協議会のほうで実施をされている状況でございます。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） かなりの市町村がこの事業に参加をしてですね、いるということなんですけれども、実際、私もミカン農家であり、先ほども申しましたが、狩猟の免許取得をしてですね、少しでも我が家のミカンを食いとめながら、そこで取れば、またよその同じですね、仲間のミカン農家、ないしは米でも何でもですけども、農家さんの被害が食いとめられればと思ってからやるのですが、実質的に物すごくですね、手間と労力、そして実際にお金のほうもかかっている状況です。

それで、津奈木町におきましてはですね、わなの提供であるとか、猟友会を通して駆除作業ですね、に対しましては、かなりの金額を助成、補助していただくような現状ではありますけれど

も、芦北町のある、私の近い、やはり狩猟の免許を取っている方に聞きましたらですね、非常にやりがいがあるというような話も聞いておりますし、本町におきまして、この事業に取り組むべきではないのかと私は思っておりますけれども、町長の見解を賜りたいと思います。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 鳥獣被害、これについては表に出ない部分というのがかなり多いと思います。その対策というの、国庫補助で農林水産省でいわゆる地区にこのイノシシが入らないようにする、内野地区あたりでもやっていただきましたけれども、なかなか、これは被害を防ぐというのはなかなか難しい。少なくともなつたと聞いておりますが。

その中でやっぱり頭数を減らしていくというのが一番有効な手段だろうとは思いますが、これは今、審議員が答えましたように、交付税関係——交付税じゃない、補助金関係では1頭8,000円ですか、もらえるということなんですが、これについては国庫補助金ですから、当然、会計検査は入ります。そうした証拠物件、例えば日付、それからどこの場所、それから誰がとったかというのを、ちゃんとした証拠がないと、恐らく、あとは補助金返還をしてくださいという格好になろうかと思えます。

だから、それだけの綿密な、どこで誰がどういうふうな格好でとったかという証拠品を残せるかどうか、これは今簡単にやっているようですが、必ずこれは会計検査が入ると思います。農地・水・環境と同じようにですね、これは本当かというのを確かめに必ず抜き打ち的に来ます。そういったときに、やはり証拠不十分ということであれば、補助金返還という格好になろうかと思えます。

そういうのと、津奈木町が、これは単独補助でございますので、1頭5,000円につき支払っておりますけれども、猟友会のいろんな活動とも合わせまして、大体、1頭につき9,000円から1万円ぐらいに当たるんじゃないかと思っております。

ですから、猟友会あたりの方が、いや、それはもう国庫補助のほうがいいですよということであれば、そちらに切りかえてもいいし、単独事業を、もちろんそれはなくすという格好になります。

ですから、どちらがいいか、猟友会、実際にとられる方、それと国の補助金というのは制限があります。とったから全てあげますというわけではありません。もちろん町も予算の範囲内ということでもありますけれども、ある程度、融通性は利かせておる状況でございます。どちらを判断されるかは、とられる方等々がやっぱりされたほうがいいのではないかなと思っております。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） そのイノシシの問題についてはですね、猟、とる楽しみを主たる目的とされる方ですね、と、我々のほうは、どちらかというと、農産物に対する被害を食いとめ

るために駆除をしたい。もう極端な話を言ったら、津奈木町から一匹のイノシシもいないぐらい駆除をしたいというのが本音なんですね。それに対する手間ちゅうのが、先ほど申しましたように、非常に大変な思いをする。ときにはですね、嫌な思いもしなければいけません。

それで、それに対するインセンティブといいますか、国もそういうことを踏まえて一応1頭につき8,000円ぐらいが妥当であろうということで一応されていると思います。市町村におきましてはですね、ちょっと詳しく調べることができなかったんですけども、併用する、もしくは別の目的、科目で何か猟友会とか駆除員に対してから、頑張ってくれよという形で補助を出しているところもあるように聞いております。

この場で最終的な結果ちゅうかですね、要望を言うには、ちょっと時期尚早なところもありますので、また後日ですね、担当課の方とお話し合いをしたり、また猟友会にも所属しておりますので、猟友会の人にも十分納得していただいてですね、一匹でも多くのイノシシを捕まえて、この津奈木町から鳥獣被害が少しでもなくなるようにですね、みんなで力を合わせていければ、最高の結果になるんじゃないかと私も思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、次にですね、学校のエアコンの導入について、またお伺いをしたいと思います。

前回は質問致しましたが、その後、いろいろですね、反響がありました。導入すべきじゃないかと、たくさんの方からも言われましたし、逆に近い人からもですね、健康面や精神力をつけるのに、つけるべきではないという、やはり町長が言われるような御意見も賜りました。

それで、私の真意ですね、このエアコン問題についてなんですけれども、まっすぐに伝わっていないのではないかなと思ひまして、2回連続になりますが、あえて質問させていただきたいと思います。

まずは、前回は申しましたとおり、熊本県では芦北町、人吉市、球磨郡は、本年度までにですね、平成27年度までに小中学校に対しましてエアコンの取り付けを終えているそうです。そして、ここがポイントなんですけれども、先日ニュースでですね、熊本市においても小中学校へのエアコンの取り付けを市議会において平成28年度から順次行うということを聞きました。その他の市町村でも、全てではないんですけれども、導入は検討している、もしくは導入するという動きがあるということを聞いております。

特に、熊本市が小中学校に導入をするということになりますと、熊本県内の普及の状況はですね、かなり進むことが考えられます。熊本県下のエアコンの普及の状況について、まずは教育委員会課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） それでは、普及の状況についてお答えします。

現在、国はですね、空調設備設置状況等調査というのをおおむね3年ごとに行っておりますけ

れども、最新の調査では、平成26年4月1日現在の調査結果を公表しております。その中で全国の小中学校の設置状況は、普通教室と特別教室を合わせた全体で29.9パーセントの設置率となっております。熊本県下では23.0パーセントで、3年前に比べて8.9パーセント伸びている状況です。

本町におきましては、平国小学校を含めて3つの小中学校の普通教室には設置しておりませんが、特別教室を含めた全体で16.7パーセントの設置率となっております。全く設置していないということではございません。

近隣の市町村では、芦北町が平成26年度に全小中学校に設置しております。水俣市は職員室、保健室には入れておりますけれども、全ての普通教室と一部の特別教室には設置をしておりません。人吉市では、先ほど言われたとおり、全小中学校に設置がされております。また、八代市では、食事室のほか、パソコン教室等、一部の特別教室には入れてありますけれども、全ての普通教室にはエアコンが設置されております。そのために、代替策として全ての小中学校の普通教室には扇風機が設置されているという状況です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 私もですね、夜な夜な、この件に関しましてパソコン等で調べたんですけども、大変、私が知らない部分、特に八代市とかですね、その他の状況も調べていただきまして、本当にありがとうございました。

ちょっとデータですね、出し方がちょっと正確なのかちゅうのがあれなんですけれども、私なりに調べた結果なんですけれども、熊本市の小学校、中学校ですね、エアコン導入が完了しますとですね、恐らく教室ベースで60パーセントぐらい超えるんじゃないかと思っております。そうするとですね、実際、東京がもう100パーセント、小中学校の教室につきましては実施されているような状況ですので、これを機会にですね、恐らく多くの熊本県下の市町村も導入もしくは検討しなければいけないような状況になるんじゃないかなと思います。

それで、真意がですね、伝わってないということを申しましたが、後々、人口ビジョンでこの問題につきまして、またお伺いをするわけなんですけれども、それに関連しますが、子育てのですね、中で、どうしてもこれから若い人が、特に20代もしくは30代になって結婚されてですね、どこで、私たちちゅうか、その人たちの生活をしようかとするとき、子供が産まれてですね、自分ところの根づくところに学校がどうなのかというのは、当然その対象になるかと思えます。その点、設備の面でももちろん検討をされるかと思えます。

エアコンがついてるというイメージよりも、ついてないというイメージのほうがですね、多分、ああ、何かここは少し子供に冷たいとかですね、子育てにあんまり熱心じゃないとか、そういう感じで受け取られるんじゃないかなというのがちょっと非常に心配なわけでございます。

小学生、中学生のですね、体力、健康面につきましてどうのこうのという意図があって質問をしたわけではないので、その辺はちょっと御了承いただければと思うわけでございます。

財政面についてお聞きをしたいと思います。エアコンを導入した場合ですね、国庫補助金がつくのか、または地方債、特に過疎債などが利用できるのか、その場合の本町の費用負担はどのくらいの金額になるのか——どのくらい必要なのかなんです。財源についてお伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 大規模改造事業の中に空調整備として、学校施設環境改善交付金という交付金がございます。対象となる施設は、児童、生徒、教職員が使用する全ての部屋になります。対象工事費は400万円以上で、補助率は対象経費の3分の1ということになります。残りの財源は起債ということになると思いますけれども、その中で過疎債については対象になるようです。この場合、充当率は100パーセントで、後年度の交付税措置は元利償還金の70パーセントになります。

本町では、既に設置してある教室等を除いて、設置が必要な教室は、普通教室、特別教室合わせて、津奈木小学校が11教室、それから津奈木中学校で12教室の合計23教室になります。

1教室当たり140万円程度の経費がかかると予想されますので、本町では全体で3,200万円程度の工事費となる見込みになります。3分の1の約1,000万円が補助金で、残りの2,200万円が起債対象となるということでございます。当初の町の持ち出しはありませんが、最終的には交付税措置がなかった660万円、それとその利息分が町の負担となる見込みです。

このほかの電気代とか修理代等のランニングコストにつきましては、毎年度発生することになりますけれども、その費用につきましては、自主財源を使用することになると思います。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 財政面ではですね、前回、町長の答弁で申されたとおり、つけようと思えばいつでもつけられるよというような設備だと思います。できればですね、やろうと思えばすぐでもできるというのであれば、学習環境改善はですね、子供への一つの投資であります。すぐに検討いただいて導入をしていただけないかと思うところでございます。

先ほども言いましたけど、この後、人口ビジョンについてもですね、関連致しますが、今年度、小学校に入学する生徒はついに30人を切り、29人になったと聞いております。津奈木中学校も、津奈木中にバレーをしたいということで2名の方がわざわざですね、水俣市のほうから来られるということですが、残念ながら1名足りず、一クラスになると聞いております。

子育てをするならぜひ津奈木町でということ声を大にして発信をですね、ぜひしていただ

ればよいと思います。御意見を承ってよろしいでしょうか。教育長でも、町長でも、よろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） ちょっと私に回ってくるかなと思っておりましたけど。（笑声）

先ほど本山議員は、体力とか健康とか、そういう問題では多少違うんだ、違う視点から言っておるんだというふうにおっしゃいました。イメージの問題も一つあると、子育てについてのですね。しかし、教育というのはまさに子育て、それに携わっておるものでございますので、私の立場からですね、少し私の思いといいますか、それを述べておきたいというふうに思います。

これは以前、橋口議員が御質問になったときも大体言っておりますので、そこまで私自身の考え方がですね、変わったわけではございませんが、ちょっと述べさせていただきます。

学校では、学校教育目標の中で、知・徳・体のそれぞれに目指す児童生徒像を設定し、その達成へ向けてさまざまな教育活動を展開しております。教育委員会の教育構想の中でも、学校教育に対して健康と体力向上を目指す学校を掲げています。このように目指す児童生徒像や学校像を掲げて、ビジョンを持って日々努力する立場に立つのが教育です。暑ければ涼しくしよう、寒ければ暖かくしようということは、児童生徒に恵まれた快適な学習環境をつくってやるという意味では、そのとおりだと思いますが、果たしてこのようなことで将来を担ってくれる健康で体力ある若者に成長してくれるだろうかというふうに、一方では思います。

皆さん、子供たちにどのような将来の姿を期待しておられるのでしょうか。恵まれた環境で育てば、環境に恵まれない場所で貢献的に仕事をする、例えば青年海外協力隊員など、世界の劣悪な環境の中でも人道的な職務を全うし、世界の国々、人々に貢献する人材など育っていかないのではないかなというような心配も致しております。英語力を身につけて、しかも人々のために貢献するということができる子供たちに育ってほしいというビジョンを私は持っておりますが、最適でない環境にも耐え、それを克服する強い意思を持たせたい、そう願っております。

私は、教育の子供たちに対するかかわりの第一は、子供たちの持つ潜在能力、健康面からいえば、耐性、免疫力、体力、健康管理能力、維持力等を育てることではないかというふうにも思っております。みずから健康に対する対応力を身につけなければ、健康まで他人に頼って生活することになるのではないのでしょうか。

現状が耐えがたい学習環境であり、これ以上、子供たちに耐えさせるのは酷であり、健康を害するという状況であると判断されるのであればですね、今を生きずして将来はないわけですので、エアコンの導入が考えられると思いますが、最終的には財政上の問題がございますので、私の判断というふうにはなりませんけど、教育に携わっております、それを任せられております私の立場としての考え方は、そういうことでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 前回に続いてエアコンの質問でございますが、前申したとおりですね、今、教育長があらかた申されたとおり、これを教育向上のためというふうにとられるのかどうか、あるいは、あそこの設備が整ってるから子供を津奈木に入れようと思われるのかどうか、そちらのほうからのちょっと誘導だったと思いますけれども、私なんかもですね、やはり一番子供たちに必要なのは忍耐力、精神力、いわゆる何かに耐え得る、そして努力する、ここがちょっと足りてないんじゃないかなと。

今、よく非正規労働者とか何とか言いますけど、今、大学卒のですね、就職をして離農——離職ですね、移り変わる、仕事はするんですけども、せっかく就活をして、移り変わる、1年もたたないうちに辞めて違うところに行く、これが非常に多いそうなんです。これは概して企業経営者あたりからちょっと聞いたことありますけれども、やっぱり辛抱するちゅうのかな、それが非常に今の若い人には足りないというふうに、我々の年代から言わせれば、そうなんでしょうよ。

ですから、小さいときからやはりそういう環境的に云々というよりも、そういうときだからこそ、暑いときも耐え忍んで、やはり集中力を欠かさない訓練は、私は精神力の訓練はですね、その試練を与えるというのは、やっぱり教育の中に入ってもいいんじゃないか。ただ、学力的に向上するとか、そういうだけではなくて、やはりそういう、先ほど東北の方のことも言われましたけれども、耐え忍んででもやはり生きていくその力、これをやはり養わなきゃいけないんじゃないか、その環境の一つとして果たしてエアコンをつけた方がいいのかどうか、それはやはり皆さんである程度議論をしてもらったほうがいいんじゃないかと思っております。

文部科学省あたりではですね、埼玉県熊谷、これは一番暑いところなんですけれども、ここあたりも議論があったそうです。やっぱり賛否両論。やっぱり子供のときからそういう、何ちゅうのかな、涼しいところに入って勉強させる、それも学力向上になるかもしれんけども、いや、そうではないよと、それを耐え忍んでやったほうが結局将来的に社会人としてなったときにいいんじゃないかという親御さんもいらっしゃる。文科省としてはですね、これはうちのに聞いたんですが、副大臣やってましたので、それは文科省としてはどうこうは言えないと。ただ、やはりどうしても子供たちが今の地球温暖化の中で館林とか熊谷とか、そういう38度も40度近くもなるようなところは、これはやっぱりしなきゃいけないんじゃないのという話だったんですが、あくまでもこれはやっぱり皆さんがその学校の校風というのもあります。津南——津南中学校じゃなかった、津奈木中学校は昔から文武両道、勉強もできるが、やっぱりスポーツ関係にも強い、これは昔からの伝統としてあります。

ですから、そういう校風を守る、あるいはそういう子供たちの育て方をどうするのかというの

は、単なる教育環境だけではなくて、やっぱり精神的なもの、これもやはり培っていかなくやいけないんじゃないかと私は思っておりますので、後々ですね、地球温暖化のこともございますし、それから家庭環境のこともございます。そういうこともあわせてですね、つけたがいか、そうじゃないのがいいのか、その辺も議論をお願いしたいなと、考えたいなと思っております。

また、夏休み、冬休みあります。これはやはり、夏休みはたしか7月二十四、五日ぐらいから夏休みに入ります。多分その前のちょっとだと思えるんですけどね、湿気があって非常にちょっと耐えがたいというのは。で、やはり寒いときは寒いなり、暑いときは暑いなりに、やはり子供は順応しなくやいけないんですが、問題は体の順応はできるかもしれませんが、そういう心の問題、これをどう教育という大きい枠の中で捉えるか、これが大きい問題じゃないかなと私は思っております。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 大変ですね、立派な御意見といいますかですね、二人から、大御所からいただいたものですから、私も返す言葉がないなというのが実感なんですけれども。

多分ですね、この話をしても結論は出ないちゅうのがちょっとわかっているんですけども、何せ東京がとにかく公立校が100パーセント、熊本市内も恐らく私の言うことが正しければ60パーセント超えるよと、そうすると、例えば5年先です、10年先ですちゅうときには、えらいおくれてしまいましたちゅう話になりかねんのですよね、折を見てからちゅうか、本心としては、あしたでもすぐつけてくださいと私は言いたいんですけれども、その辺は諸々の事情もありますでしょうしですね、議論も必要だと思いますので、十分検討をお願いしますというふうに、きょうはとどめておきたいと思います。

それでは、続きましてですね、本日最後の質問をさせていただきたいと思います。関連しますので、3回、ひょっとしたら言うかもしれませんけれども。

津奈木町のホームページに掲載されている「津奈木町人口ビジョン」の33ページ、最後のページですが、2060年の将来展望について3,046人と記載されています。なぜこのような将来展望値にされたのかを、津奈木町まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長を務められた副町長に御意見を賜りたいと思います。

○議長（林 賢二君） 副町長、山田豊隆君。

○副町長（山田 豊隆君） 人口ビジョンについてお答えをしたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所、短く言いまして社人研と言いますが、社人研によりますと、2060年に我が国は1億2,000万から8,600万人程度になると記載されておりますし、また津奈木町はですね、2,100人に、その程度になるだろうと推計をされております。

本町におきましても、人口減少に歯どめをかけ、将来に向けた計画的なまちづくりをするため、

町の人口ビジョンを策定を致しました。このビジョンは、町における人口の現状を分析するとともに、住民と人口に関する認識を共有しながら、今後目指すべき将来の方向と、人口の将来展望を示すものでございます。

現状分析におきましてはですね、１９５０年、昭和２５年国勢調査、９、３０３人をピークに減少致しております。生産年齢人口は総人口の推移と比例致しまして減少致しております。２０１０年以降、自然動態で出生者数が３０人前後、そして死亡数が７０から９０名程度で、自然減が続いている状態でございます。町の最近のですね、出生率が１．７４でございますし、その減少傾向でもあります。国はちなみに１．３９でございます。

先ほどの住民とですね、人口に関する認識の共有ということにつきましては、将来の町民の展望をアンケート調査致しました。それで、住民のですね、若者の結婚観とか、あるいは子供を何人産みたいとか、あるいはここに定住をしたいとか、就職場所をですね、どこにしたいとか、そういうのを調査を致しております。そしてまた、今後、将来目指すべきですね、雇用創出、そして新しい人の流れ、それと若い世代の結婚、子育て、先ほどありましたけれども、新しい時代に合った地域づくりなどのですね、施策を、事業を打ちながら、その効果をですね、勘案しつつ、現在の出生率１．７４から２０２０年１．８に、その１０年後、１．９１、２０４０年に２．０３を目指して、そのまま２．０３を目指すということにしております。

そして、社会増減、これに関しましては、近年では２４名程度ずっと自然減少している状態でございますし、２０２０年までにはですね、その半分まで持っていきたいという考えをしております。それ以降は出入りがプラス・マイナス・ゼロということで一応計算を致しております。その結果ですね、先ほど言いました３、０４６人、この程度になるだろうと予測しているところでございます。

以上です。

○議長（林 賢二君） ２番、本山真吾君。

○議員（２番 本山 真吾君） きょうの答弁と致しましてはですね、何か国会の生中継で聞いている官僚の答弁をですね、ずっと聞いているような感じで、非常にあれなんですけれども。

ちょっと自分もですね、熱いところがあるもんですから、まず有識者会議ですね、その中で複数の有識者の方々がこの数字を挙げるときに、いろいろ、けんけんがくがく言われたはずだと思うんですよ。もし私がその場にいたならば、３、０００人、２０６０年に３、０００人に近い人間に目標を設定するちゅうことはですね、まず言うはずがないし、ちょっとショックでもう、何ば考えとっとやみたいな感じになると思います。

いろいろですね、この話をちょっとし過ぎると、３問で終わらないもんですから、ちょっと長く説明をさせていただきますけど、さきのですね、１２月の議会におきまして、私がちょっと厳

しい口調ですね、インター開通とかイベントのことにつきまして、職員の方々に対してちょっと厳しいことを言ったと思うんですけれども、その後、立派な式典とかイベントをしていただきまして、本当、裏方として職員の皆様には感謝をする次第でございます。特にですね、リハーサルなどはもう前日遅くまでされたということを後から聞きましてですね、ああ、やっぱり大した、自分らは言うだけですけれども、実際動かれている方は本当大変なんだと、つくづく思っております。また、その後ですね、イベントですね、つなぎマルシェや、手をつないで歓迎などの町民の津奈木に対する思い入れちゅうかですね、それが本当伝わって、一部の方は涙を流すぐらい喜んでいたんじゃないかなと思います。

2060年といえばですね、私が49歳ですので、あと45年後ぐらいになりますので、もうそろそろあちらのほうにお呼ばれされるぐらいの年になるかなとは思っているんですが、それにしてもですね、ちょっとふがいないというか、ショックな数字であります。

2月20日のですね、NHKで「超少子化安心子育ての処方せん」と題しまして、特集番組がございました。全国で起こっている少子化問題は、非常に深刻な問題であります。若者が結婚したくても、経済的な理由や、安心して生活できない、あるいは結婚しても子供をたくさん産むことにはなかなか問題があるというような前半の話でございました。ところがですね、30分ぐらいして変わしまして、岡山県の奈義町というところが紹介されました。「津奈木」の「奈」に「義」ですね、「義理人情」の「義」、奈義町です。大体人口が今6,000人ちょっとの町でございます。そこがですね、何と出生率が2.81を達成されたということで、非常に大きく取り上げてもらっています。奈義町のホームページをですね、見ますと、人口6,000人を維持するという明確な目標が掲載されております。子育て応援宣言の町など、実にわかりやすく伝えてあります。

また、日本一の子育て村で有名な島根県の邑南町ですね、現在、約1万1,300人ですけれども、2060年には1万人を絶対に切らないということを人口ビジョンにうたっています。

要は目標の設定ですね、町の将来も変わるんじゃないかということを言いたいわけです。私が1年前、この町議会議員に出馬をしたいということで、地域の方や親戚の方々とかにまずは御挨拶回りということで出馬の表明なりですね、お話をしに行っていたときのことなんですけれども、ある年配のおばあちゃんがこう言われました。真吾ちゃんと、自分らは年老いていくけれども、何が一番元気のもとになるか。地域において小さい子供の笑い声や泣き声ですね、成長していく姿が一番の自分らの願いであると、お年寄りにもかかわらず、そういう力強い言葉で励ましの言葉をいただいたわけでございます。その初心といいますかですね、原点に立ち戻ったときに、余りにもこの人口ビジョン、津奈木町が策定するにしてはですね、ちょっとふがいないというか、本当悲しいなというぐらいのあれなんですけれども。

今後、せめてその人口ビジョンをですね、もう1回、有識者会議でも何でもいいですから、して、じゃあ将来、本当に2060年になったときはどのくらいの人口がこの津奈木町にとって一番適切な人口、また目指さなければいけない人口なんだちゅうのをですね、考えていただきまして、できればこの書面にですね、変更の数字をいただくことはできないのか、そういうことを踏まえまして聞きたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） 副町長、山田豊隆君。

○副町長（山田 豊隆君） 人口ビジョンにつきましてはですね、国がもう1億2,000万から8,600万人まで一応落ちますよということが、ある程度統計で出てるんですよ、社人研というところで。それを今度は1億2,000から1億まで歯どめをかけようということを一応前提をしてあります。そこで、各市町村がどれだけまちづくりをして、どれだけ歯どめをかけられるかということで、数字的なですね、これは素直な数字と思います。

津奈木町は、素直に今減少していきますと、2060年には2,100人になるだろうと。先ほど奈義町とおっしゃいましたけれども、私もちょっとホームページを見てみましたら、社人研ではですね、やはり6,000人から2,800人まで減るだろうと予測をされております。ここでは、奈義町ではですね、いわゆるある程度期待値といいますか、素直な、減っていく中で、じゃあ3,000人、4,000人にしようということ、打ち出し方として6,000人に維持していこうという、そういう表現力、記載力があると思いますし、この人口ビジョンに関しましては、ただその意欲がすごく見えるという感じは受けますし、素直なところ、あと5年、10年後、検証していきます。

そのときにこの計画が妥当だったかどうか、それは5年、10年後にならないと、わからないことですから、津奈木町もですね、非常にすばらしい素直な計画をつくっていると思いますし、また奈義町にしましてもすばらしい、これは計画だと思います。その後はですね、すばらしいかどうかというのは、要するに10年、20年後、30年後、それで評価をされるんじゃないかなと思いますし、今の段階で評価するのは時期尚早だろうと思っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 私の思いがちょっと伝わってないなと思ひまして、残念だなとも思うんですけども。

奈義町にしかり、邑南町にしかりですね、目標、できるか、できないかはわからないと思うんですよ。その社人研のデータをもとにしたならこうなりますよ、だから、それを食いとめるためにはこのくらいですというような言い方をすればですね、まさしく、そのことだけで日本全国の市町村がそのデータをただこうつじつまを合わせただけのような感じにすればいいと思うんです。

が、ここがまた世の中の目標を持つことの重要さといいますかですね、どこに向かって走っていくのかというのがはっきりしないと、まずは物事は進まない。

私は、この津奈木町がですね、誰のものかと考えたときにですね、私たちの今住んでる津奈木の住民のものであるというのは、ちょっとおかしい。2060年の、そこに今目標とされている人たちの、その未来の津奈木町の住民から私たちが預かっているような面があると思います。2060年になったときに果たしてこの3,000人、ひょっとすれば2,000人ぐらいになるかもしれませんけれども、そういう状況になってまちづくりがされているような状態のときにですね、そのときの町民の皆様が喜んで、ああ、先人は頑張ってくれたなというような目標の数字なんでしょう。

やはりここはですね、幅広く有識者以外の方の意見も聞いて、本当にどこを目指すのか、または町長みずから、いや、やっぱりこの2060年、3,000人ちょっとという数字はあんまりだということをぜひ言っていてくださいね、もう一度、5,000人以上、町民の数をふやして、みんなが幸せになるような津奈木町をつくっていきたいというぐあいにしていただければ、非常に議員としてもやりがいがありますし、町民の皆様にもぜひ一緒に頑張りましょうと言えるんじゃないかと思います。

時間もちょうどになりまして、取りとめのない質問にはなりましたが、ぜひ機会をつくっていただいてですね、もう一度、そういう人口ビジョンに対しましても十分検討して、明るい未来の津奈木町になるように計画を立て直していただけるように願ひまして、本日の私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（林 賢二君） 以上で、2番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（林 賢二君） ここで暫時休憩を致します。午後はですね、1時から始めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 賢二君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

次に、1番、上村勝法君の質問を許します。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 皆さん、こんにち。1番、上村勝法でございます。議長の許しがありましたので、通告書どおり質問致します。

午前中はですね、2名の議員さんから質問がありまして、熱い答弁がありましたもので、ちょっと昼一番で、私の質問は一つなんですけど、それに負けないぐらい一生懸命質問したいと思い

ます。よろしくお願いします。

では、いよいよ先日、津奈木インターが開通致しまして、おかげさまで盛大なオープニングセレモニーが開かれまして、物の流れ、車の流れ、人の流れと、新たな流れがこの津奈木町に生まれました。そして、本日は東日本大震災が起きまして5年がたち、亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

なお、津波により福島原発の破壊で住めない、生活できない、作物をつくれないなどと広大な土地が機能しておりません。改めて生産者、消費者の方々は、食と農の大切さを見直すようになりつつあります。そこで、この津奈木町も今取り組んでおられますつなぎFARMの確立事業についてお伺い致します。

まず、平成25年度から、安全・安心な食と農と水俣・芦北地域創造事業を活用し、町独自として取り組まれておられますが、耕作放棄地を解消しながらなどと、どの程度一般の方々が参加しているのか。また、つなぎFARMのブランドロゴを活用した販売促進の経過、効果はどうか。そして、この事業の期限はいつまで可能なのか。最後に、今後の進展はどのように考えておられるか。

まとめた質問で、説明しづらいでしょうが、執行部の方々にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

御質問の「安全・安心な食と農」確立事業ということで、「つなぎFARM」という愛称で事業を推進してございますが、この事業につきましては、環境省の環境首都水俣・芦北地域創造事業を活用致しまして、肥料、農薬による地下水の汚染を初めとする環境破壊の抑制、それとあわせて、肥料、農薬に頼らない農産物の栽培で他産地との差別化を図りまして、肥料、農薬等の資材を減らすことによりまして、こだわりの農産品をつくりまして、そのブランド化による農家の所得向上を目指しておるところでございます。

どの程度の参加があるのかという御質問でございますが、まず簡単に事業の内容につきまして御説明を致しますと、まず農業実践塾ということで、果樹編と野菜編を開催しております。こちらは、無肥料、無農薬や減肥料、減農薬によります栽培管理の方法等を講習会を開いて開催を致しておるところでございますが、この講習会に対しましては、直近の27年度の実績でございますが、野菜編が6回の開催で、延べ88名の参加がございました。果樹編につきましては、9回の開催で、延べ160名程度の参加があつてございます。

栽培管理につきましてはですね、少しずつではございますが結果が出ている生産者も出てきておるようでございます。

また、それとあわせてですね、料理教室、各種講習会等を開催致しまして、その野菜、果

樹等の活用方法、それと環境配慮型農業の重要性ということを広く周知をしておるところでございます。27年度では、料理教室が5回開催を致しておりますが、延べで90名、講演会を1回行っておりますが、こちらも90名の参加がっております。非常に関心の高まりを感じておるところでございます。

質問の中にもございましたが、同時に、あわせて、耕作放棄地の解消事業、こちらも実施を致しております。こちらにつきましては、JAの青壮年部などに委託を行いまして、25年度からの3年間で5カ所、面積はわずかでございますが、2,500平方メートルの耕作放棄地を解消を致しております。

この耕作放棄地の解消事業につきましては、耕作放棄地を解消した後ですね、小中学生と連携を致しまして、事業の趣旨に基づきました環境に配慮した無肥料、無農薬で大根栽培、減肥料、減農薬によるサラダタマネギの栽培を致しております。この事業におきましては、JAの青壮年部を初めと致しまして、地域住民、特に農林女性部であったり野菜隊などの方々が、農作業の状況に応じまして、5名程度から10名程度参加をいただいております。

単に耕作放棄地の解消だけではなくですね、地域住民が一体となりまして、また小中学生に對しまして地域農業のすばらしさを伝えながら、将来農業をやってみたいと思うような人材が少しでも育てばということで、後継者不足の解消にもつなげたいと考えて事業を実施致しております。

また、同時に、これらの安全・安心な農産物ですね、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、非常に食に対する安全・安心に関心が高まっておりますので、それらを宣伝、販売していくために、都市圏、主に大阪、福岡、熊本、こちら3カ所で津奈木町の観光PRとあわせて物産展を実施致しております。特にですね、物産の特産品、農産品の宣伝、販売と津奈木の観光PR、先ほどから出ておりますつなぎFARM、こちらのロゴであったり、段ボール、レジ袋、そういったものを活用しながらですね、この津奈木町の活動のPRを行っております。

特に、本年につきましてはですね、ことしの2月、津奈木インターが開通を致しましたので、それとあわせて、赤崎郵便局等ですね、書籍販売のPRも同時に行っております。特に、都市圏物産展ではですね、リピーターあたりにも非常にふえておりまして、常に持っていった農産物等につきましては、完売というふうなことでございます。グリーンゲイトあたりにも非常に問い合わせがふえておるというようなことを聞いてございます。今後のですね、本格的な販売にぜひつなげていければと思っております。

現在、安全・安心な食と農推進委員会、こちらもあわせて並行して開いておりますが、こちらのほうで津奈木町独自の認証基準、肥料、農薬等の削減目標をですね、こちらを定めた津奈木町独自の認証基準というのを検討を致しております。この認証基準が決まることによりまして、

既に作成した、先ほど御説明致しましたブランドロゴ、レジ袋、段ボール等を活用した販売体制も整っていくと思っております。こちらにつきましては、はっきりとした数値での効果というのは現在あらわれてはおりませんが、今後ふえていくものと考えております。

今後の事業の期限等の御質問でございますが、こちらにつきましては、昨日も御説明致しましたとおり、環境省の補助事業をこちら現在活用してございますが、今のところ28年度までを予定を致しております。ただ、この事業の必要性、実施の継続の要望等を踏まえましてですね、他の有意義な補助事業等の検討を行いながら、当然環境省への補助事業が継続できるよう要望も致しておるつもりでございますが、そういったものを検討しながらですね、ぜひ継続していければと思っております。

ただ、同じ事業をそのまま継続するのではなくて、今後の展開と致しまして、ぜひ生産の拡大、販売体制の確立を図りながら、キーワードとしてですね、この事業を現段階で確実に実行しまして、今後の展開につなげていきたいと考えております。

○議長（林 賢二君） 1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

今答弁がありましたように、耕作放棄地を活用していくためには、小中学校またJA青壮年部、婦人部などの各団体との連携により活動されてるということかと思います。町がですね、このように25年からの事業でパンフレットをつくられてると思うんですけど、詳しい内容等、物すごく素晴らしい内容で記載されております。つまり、モデル事業として栽培、生産、加工、販売と地域のブランドイメージの確立を目指しているのだと思います。

私もこの事業の一環でですね、先ほど実践塾に1回ほど参加したこともあります。物すごく刺激を受けまして、これからの農業のあり方、そして今から消費者が求めるものに着目し、実践されてる様子が見えがえします。

しかしながら、理想と現実とは少し違っていて、さまざまな問題、課題も発生しているのではないのでしょうか。そのあたりをですね、28年度までは確実に事業はされるかとは思いますが、問題点、課題点、ありましたら、少しお聞かせ願えればと思います。もう少し具体的に、もし問題点があれば。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） まず、問題点、課題ということでの御質問でございますが、問題点、課題、両方共通のものでございますが、まずはこれまでの慣行栽培、これに皆さん慣れていらっしゃると思います。極端な言い方をしますと、自然栽培ではですね、荒れ放題の中にその作物があるというような状態になるおそれもあります。そういったことで収量が確保できるのか、ちゃんとしたものができるのか、つくられる方がそういった不安がまずございます。そういったことを

払拭するためにもですね、栽培塾等を繰り返して行いながらですね、皆さんにそういった共通認識を持っていただいて、そういった栽培に少しでも取り組んでいただきたいと考えております。

あと、今後のことになるかもしれませんが、まず販売ですね。収穫されたものをいかに販売していくか。自然栽培、減農薬、減肥料ということになりますと、どうしても病気であったり、そういったリスクを負うことになります。それなりの高い値段で取引をしなければ、なかなか農家そのものが収益につながるということになりませんもんですから、その辺の販売体制をしっかりしながら、先ほども申しましたが、都市圏等でこういった宣伝活動をしながらですね、まずつなぎFARM、この存在をPRしながら、販売体制の強化、確立というのが今後の課題になるかと思っております。

○議長（林 賢二君） 1 番、上村勝法君。

○議員（1 番 上村 勝法君） 今の説明で大体わかりましたけど、一応28年度までにですね、この事業があるとして、その後も続ける、継続されるのであれば、一つの節目としてですね、区切りをつけて、改めて事業の計画の立て直し、当然基本構想は残したまま、また農業者ばかりでなく、林業、水産業、1次産業全体で取り組み、生産者を初め、職員そして事務員も巻き込んで盛り上げていく必要があるのではないかと思います。

今、この津奈木はインターも開通しまして、メディアでも、先ほど言われましたとおり、赤崎水曜日郵便局など、メディアでもですね、知名度も増してきております。そのあたりを活用し、さらに6月ぐらいには光ケーブルも開設されますし、通信環境も整い、情報の流れも活発になるかとは予想されます。

このようなチャンスを生かしてですね、よき流れをとめずに、よき流れというのはちょっと最近は……

はい。なかなか軌道に乗るまではですね、粘り強く発信していくことも大切ではないかと思っております。今後ともそうやって継続していくような形で願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 今現在は、環境省の補助金をもらってこういうことをやってるわけですが、一番問題点なのは、今後販売と量をいかに確保するかですね。無農薬という簡単に言いますが、非常に難しい私は挑戦だと思っております。

市場相手の、市場ですね、通常の市場、デコポンみたいにある程度規格品があって、糖度が幾らで、どういうふうな格好で、かさで送る、トラックで送るところまでは、これはもちろんできないだろうと、津奈木の状況を考えますと。そうしますと、域内でやはり販売をする、地域内で販売促進をする。あるいはポイント的に、そういう減農薬あるいは無農薬を主力にするレ

ストラン、そちらに買っていただく。そういう販売ルートを確立しないと、なかなかこの事業というのは、ただ趣味でやってる事業ではですね、長続きしないと思います。

そこで、高齢者向けに簡易ハウス等の補助金も出しておりますが、こういう若い人だけでなく、高齢者の方もやっぱりそういうハウスを利用して、無農薬栽培あたりの、できれば品質的にも遜色のないものをつくっていただいて、ある程度無農薬ですから、ある程度値段も高く売れるような作物、この作物の選定も非常に難しいと思っております。

今後、販売ルートの問題が一番ありますので、今上村議員がおっしゃったように、光ネットあたりでですね、販売促進をどういうふうにしていくのか。あるいは、今交通量が向こう3年間は津奈木にふえますので、外来者で、あそこには無農薬のそうした健康食品的なものがあるというものをどうやって売り込んでいくのか。これが一番課題ではないかと思っております。やはり売れないと、お金にならないと、これはやっぱり経済としても成り立たないし、趣味で花を植えるような問題とは全く違いますので、ぜひこれを成功させるように努力を致したいと思っております。

今後ともいろいろお世話になりますけども、議員さん方、農業をやっておられる方もいらっしゃると思いますので、どうやったら販売がうまくいくのか、どうやったらその無農薬というものに興味を持って買っていただけるのか。その辺を懸命にしながらですね、販売促進をやっていききたいと、こういうふうに考えております。

○議長（林 賢二君） 1 番、上村勝法君。

○議員（1 番 上村 勝法君） 町長、ありがとうございます。

そのように、やっぱり一番の課題は販売まで結びつけるのが重要な課題になってくるかとは思っています。そのあたりはやっぱり 6 次産業化といいますか、フードバレー構想とかありまして、八代のほうとかにも視察に行きまして、そのような加工の研究施設とかを利用しながらですね、工夫しながら販売していったりとか、また最初の品目の選定、何を育てるのか、何を売り出すのか、そのあたりもよく吟味しながら、皆さんで協議しながら、今後とも事業を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 賢二君） 以上で、1 番、上村勝法君の質問を終わります。

○議長（林 賢二君） 次に、9 番、村上義廣君の質問を許します。9 番、村上義廣君。

○議員（9 番 村上 義廣君） こんにちは。9 番、村上義廣でございます。よろしくお願いします。

私、久々のといいますか、何年ぶりの一般質問でございます。なかなかですね、いろいろ私も考えてまいりましたが、これまで一般質問あんまりやったことがございません。大体私の一般

質問と申しまして、大体お願いごとが大変多ございまして、そのたびに私は役場に、ここに来たときには、ほとんど各課に行きましてお願いをしておりましたわけでございます。きょうはひとつお願いになるかもしれませんが、よろしくお願い致します。

その前に、平国小学校の閉校式のときには、教育委員会初め、町当局におかれましては、大変御支援、御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。また、地域の皆さん方も大変すばらしい閉校式だったということで喜んでおられました。また、今後がどうなるか、跡地問題いろいろありますけれども、地域の方々と一緒になって、また考えていきたいと思っております。

また、本日はちょうど5年ぐらいになるということで、東北の津波から教訓を得まして、高潮対策ですね、これが二、三年前に目を向けられたんじゃないかと思うんですが、その点におきまして、海岸線においては赤崎の港、また今後は、今行われております福浦のほうですね、防波堤の工事行われておりますけれども、徐々に海岸線のほうもよくなるんじゃないかと期待を致しているところでございます。

また、この前開通致しましたインターにおきまして、津奈木町にとりましては期待の持てるんじゃないかというふうに思っております。執行部の皆さん方、また、議員の我々も一緒になって盛り上げていければというふうに思っております。

それでは、順番どおり通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1番目のですね、町道合串福浦線の拡幅改良についてですが、現在の町道合串福浦線の合串地区の今公民館があるんですが、その後ろの部分になるんですが、ここが雨が降るたびに頻繁に土砂がばらばら崩れてくるということで、これは長年合串地域の皆さん方から要望が出ておりました。

これは三、四年前からですね、町のほうにも拡幅工事をお願いをしていたんですが、なかなか予算の都合いろいろあったと思うんですが、これが27年度、去年は測量の委託料、これが上げておられて、終わったと思うんですが、本年度、28年度においては、これが予算に計上しておりませんでしたものですから、私がちょうどここで伺うわけでございますけれども、町としてこのように、これをどのようにしてまた進めていかれるのか、どういうお考えがあるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 御質問にお答え致します。

この箇所については、地域住民のほうから要望がありまして、海側に拡幅する計画で、平成26年度に測量設計を行っております。また、27年度には用地測量設計も実施しております。当初の計画によりますと、28年度で用地買収、それと登記を行い、29年度より工事着手して

いう予定と考えておりました。

しかし、昨年8月の台風により、当該箇所ののり面からですね、落石等が、結構大きな落石がありまして、車両通行どめとなったことがあります。そのため、のり面の安全対策をですね、強硬なものにしなければ、通行車両の安全確保ができないっていうふうに判断しまして、現在のところ、そののり面についてですね、対策をどうするのか検討を行っているところです。まだ結論が出ておりませんので、今のところ28年度の予算のほうには計上しておりません。やらないということではなくてですね、今の計画以上に安全対策をやっぱり講じる必要があるっていうふうに我々のほうで判断をしたため、検討期間を設けたっていうことです。

今後、地権者、また地区との協議もですね、必要になるかと思います。そのときはどうぞ御協力をよろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 今、課長が答えたとおりなんですけど、当初、あそこ、急に家が1軒あって狭くなっておりまして、のり面がいつのころじゃったかな、滑るちゅうんですか、しょっちゅうばらばら来てたんですけども、少し崩れた年がございました。二、三年前やったかな。

それで、片面だけで、要するに釣り上げて広くするというだけでは、やっぱり土砂崩れということも考慮に入れると、やっぱ片面だけでの拡張測量ちゅうことではいけないんじゃないかということになりまして、今のり面の側をどういうふうにした、なるべく費用がかからないで土砂を防ぐ方法はどうすればいいのかという検討をしてるわけで、決してやらないちゅうことではございません。やるのはやるんです。やるのはやるんですが、もうちょっと安全確保を十分考えながら、拡張改良工事に入りたいというふうに思っております。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 私もですね、いろいろ聞いておりまして、町長の答弁のとおり、地域の人に対しましては説明はしております。やらないのではありませんと、やるのはやるんですと、今町長が言いましたとおりにですね、のり面の件についてどういうふうな施工でやるのか、私本人、素人にはそれはわかりませんから、役場の方が、担当の方がですね、地域に対してどういう説明をされるのか。

私としては、どういう施工でやったほうがいいのか、ちょっと待ってくださいと。これにはどれくらいの予算がかかりますからという説明があれば、地域の人たちも安心されるんじゃないかと思うわけです。でも、私から説明するにしましては、ただ予算が幾らかかるのかはつきりわかりません。どういう施工でするかもわかりません。ただ、やるにはやるんですけど、もうちょっと待ってくださいと、ここはちょっと困難ですからと言うしか説明はできないわけ。ですから、私が一番願いたいのは、担当課あたりからですね、地域に対して何らかの説明をいただければという

ふうに思っているところです。

ですから、これも再三言われておりますもんですから、去年はのり面の立ち木を切っていただきました。これも台風とか、ああいうときには木が揺れて、土砂が余計くずれますもんですから、立ち木だけは早めに切ってもらえんでしょうかということで、前役場の方々に、町から切ってもらったわけなんです、どうしてもですね、その後は石が、今言ったように、雨が降るときにはどさっときます。雨が降らなくても、天気がよくてかんかん照りのときには、石がぱらぱら、今度は逆に乾燥して落ちてくるわけです。

それを通行される地域の方々が、非常に危ないということで、再三私のほうに申されてくるわけですが、またそれも、もう一つあるんですが、スクールバスですね。あそこはスクールバスが通っております。スクールバスが福浦からこちらに来るときに、もしそこに土砂崩れがあった場合は、今度はバックしなければ、あとは迂回するところはないんです、あそこは。もう道が1本しかありません。だから、バックしてずっと行くにも、何百メートルもバックしなければいけないといかんということで、運転手のほうも、ここで、こりゃもしストップしたら大変だわということも聞いております。

一番大事なのは、そのぱらぱら石が落ちてくる、その危険度をですね、地域の方が申されるもんですから、それに関しては何とかこの対応せないかんというふうな思いで私は一般質問したわけでございます。これも当初申しましたように、お願いになるかもしれませんが、金網とかを最初、応急的な工事でもしてもらえんかという要望がありましたもんですから、こういうふうな形になったわけですが、金網にするにしてもどういう工事するかわかりませんが、その点できればですね、そういう方法があれば、考えてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） できるだけですね、早めに結論を出したいと思います。

あその場所は結構のり面が10メートル以上ありまして、途中途中やっぱり石が結構大きな今も点在するみたいです。のりの下のほうですけど、ごろごろ来るような状況で、大小石も点在してますので、要は全体的に施工するのか、それとも道の横ですね、そこに擁壁等をつくって、ある程度ポケット状に、万が一崩れてもそこでとまるようにするのか、そこら辺考えてですね、できるだけ早目に検討を致して対応したいというふうに考えております。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） どうもありがとうございます。そういうふうな考えがあればですね、ぜひ私も地域の方には、こういうふうな考え、今現在こういうふうに考えておられますというふうな回答をしなければなりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ最後に、この件について最後なんですが、私から地域の方にそういう申し上げるのもいいんですけども、これはもう長年地域の方々もおっしゃってるとおり、何とか町のほうからですね、そういう対策、また方法など、どういう理由で、ことしも、また予算もつかなかったのか、どういう理由で長くなるのか、そういうのも説明をできたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） コンサルあたりをですね、ちょっと入れまして、ある程度方針っていうか、こういう形でいきたいというある程度できてからですね、詳しく住民の方に説明を致したいと思います。もし、すぐにでも説明したほうがいいっていうことであれば、これからどういう方向で我々が今進むべき道を説明はしたいと思いますけど。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） どうもありがとうございます。それを聞きまして、私も安心致しました。そういうことで、今地域の方々には申し上げたいと思っております。

それでは、2番目の問題に行きたいと思います。これは、県道水俣田浦線の拡幅改良についてでございます。

これはですね、平国地区の県道においてはもう、今この大泊から赤崎まで、大体もうきれいに進んできております。赤崎のところでちょうど海岸で橋のところがあるわけですが、そこが通過できるようになり、すればもう大体ですね、2車線ですずっとつながるんじゃないかと思うんです。それがずっと来て、平国に来たときに、今現在においてはですね、これ平国の漁港ができたのが、今組合ができたのが昭和58年ですかね——に多分できたと思うんですが、この58年にできる前に、ちょうど2年ぐらいになるかな、港ができたときに、今の平国地域内の県道は改良されたわけでございます。それ以来、平国地域の県道については一切手がつけられておりません。それはもう町長も御存じかと思います。

なぜならば、やはり私が思いますには、今の臨港線ができて、漁港関連道路ができました。その間、ずっとそこを利用してですね、あそこは道がちょっと広くなりまして、いろいろ中のほうにも道ができて、道路ができて、それを利用して車も通ってありましたもんですから、そう不便は感じていなかったわけです。しかし、不便は感じていなかったけれども、そこは要するに漁港専用道路ですから、一般の車があんまりそこを通行したら非常に危険な面があるわけです。

その危険な面っていうのは、そこの中にですね、その道路を利用して釣り客なんかも来られます。そしてまた、その道路の片方側に、道路の前側のほうは加工場がありましてですね、御存じのとおり、加工場のほうから人夫さんたちが今その加工品を持って行ったり来たり、また冷凍

品を冷蔵庫に入れたり出したりで、荷車っていうやつ、あれで押したりずっと通行するわけで。

だから、今まで事故というのは大した事故はありませんでしたけれども、あそこは直線道路になっておりまして、途中に排水溝があるんですね。走ってくるときに、車のごとんごとんて音しますもんですから、すぐ見れて、すぐ見るもんだから、すぐわかるわけですね。それをしながら、ずっと今まで事故とかはありませんけれども、非常に頻繁に加工のされる人たちが行ったり来たり、また業者の方、鮮魚をされる方々がトラック、4トン車とか大きい車をとめていると、影からは見えないという状況で非常に危険は危険なんです、あそこは。だから、その道を広いからそこを通っているだけであって、本来ならば、県道が漁協の入り口から真っすぐ平国橋のところまでですね、改良されれば、もうほとんどあそこの裏道のほうを、県道のほうを普通の車は通れるから、事故の率も少なく、安全・安心な通りになるんじゃないかというふうに思っております。

こうしてですね、一般質問の中でこれをしゃべるのも、要するに大泊あたりも非常に危険なところがありました。もう改良されて、立派になりました。赤崎にしても、大型はあそこは通れないということで、あそこに橋をかけてもらって、そして今通れるようにもなると思うんですが、そういう状況で、平国は何とか今申しましたように、漁港ができたおかげで道を利用してあったから、まあそう急がんでもいいんじゃないかちゅう考えがあったもんですからですね、そう口には出しませんでしたけども、今後はもう赤崎まで来ましたもんですから、あとは平国に移ってくるものと期待をしておるわけです。

そして、一つは、今福浦のほうから今度はまたこっち来てますね。福浦のほうから。これが、福浦のほうからまた平国まで来るのに、いつ、どれくらいかかるのか、これがまたちょっと予測がつかないという状況なもんですから、できれば今申しましたように、漁協の入り口から平国の県道ですね、地域内の県道を拡幅改良できないかということをお尋ねするわけでございます。少し長くなりましたけども、よろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 議員御指摘のとおり、現在県道が狭いためにですね、この地区を通り抜ける車は、津奈木漁協前の漁港内道路を県道のような認識でですね、通っている状況です。漁港の反対側には、議員おっしゃったように、加工施設等もあり、漁業関係者がですね、道路を渡る場合もあり、通行の際には注意が必要です。

本来の県道については、熊本県芦北振興局土木部が、平成26年7月25日にですね、県道水俣田浦線の福浦地区の事業計画について、平国地区でですね、地元説明会を実施した際、地元より、道幅も狭い上に、朝夕は車も多く、芦北町の改良が進めば車の交通がさらに多くなるということが予想されることから、こちらをですね、優先に安全な状態にしてもらえないかという要望はされたということですね、県の会議録のほうにも記載されておりました。

また、その回答として、県からは、地域のために道路はつくるものであり、人家連担区域でもあることから、優先的に整備することを強く要望されれば、検討するっていうふうに回答されております。また、この箇所についての改良の要望はですね、先日、2月の25日なんですけど、先月なんですけど、芦北振興局の土木部長がですね、来られたときにも、町のほうから当該箇所の要望事項を伝えております。

今後も県に強く要望したいというふうに考えておりますので、今後とも御協力をよろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 村上議員がおっしゃる箇所は、重々私もわかっております。ただ、県がですね、赤崎は最優先でございました。これはもうユンボを積んだ10トントラックあたりが通れないということでございますし、両サイドに家があると、それで、何とかバイパスをつくろうということで、福浜漁港、赤崎の漁港はそのため前に出した経緯がございます。20年、30年かかってやっと前に出たわけですけども、そしてやっと赤崎の今橋がかかりつつあります。ことし中には完成を致します。

そうしますと、こちらから行けば、もうずっと赤崎を越えて、平国の漁港入り口前までは一応改良になるわけでございます。今おっしゃっておところは、漁港の入り口から右のほうに狭い、これも点々と家はあります。しかし、拡張できないような場所でもございませぬし、またその先の、あれは、名前はちょっと忘れましたが、山下さん、区長さんがおられるカーブのところでね、これは上下非常にもう無理な場所でございます、家屋移転と、それから擁壁等々がございませぬし、この2つ、2カ所がネックになっております。

問題はその2つをどういうふうにしてやるのかということで、県の土木部のほうで検討した結果ですね、合串への漁港関連道、これを利用して議員の前を通過して、先の平野さんという土地があって、今は転売されましたかね。そこをある程度上って一番頂上に着くという格好に今やっておるんですが、何せ漁港関連道は水産庁がつくった道でございます。県道は、今度は県がつくる道、その併用ができるかどうか、非常に今検討をされております。

あと一つおくれた理由はですね、やっぱり議員がおっしゃったように、漁港関連道、それから漁港区域内の道路、これが結構広いもんですから、いわゆる県道を通らなくても通過できる状況にあるということからおくれたと、一つは。福浦のほうは、どうしてもやっぱりつづら折りで狭いもんですから、一部は拡張してもらいましたけども、抜本的に水俣田浦線として県道拡張するならば、向こうのほうがある程度優先できるんじゃないか。優先というよりも、同時並行的に向こうのほうで設計が進んでおります、はっきり言えば。着工も恐らく福浦地区が先になるでしょう。

問題は、平国地区はその漁港関連道との兼ね合い、これをどういうふうにするのか、それが一番問題だろうと思っております。我々からすれば、水産庁だろうが、県だろうが、道は道だけけん同じじゃねえかと思うんですが、そういう施工するところにとっては大変な問題ですね、併用するというのが非常に難しいということでございます。

そういうことで、また県のほうにも御要望をして、なるべく片方でもいいから同時着工ぐらいしてくれよというふうに言っていきたいと、陳情したいと思っております。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 大変期待のできる御答弁でありありがとうございました。なかなかですね、事故が起きてから、これはもう非常に遅いということでございますんで、道路あたりは危険がないように、安心して通れるようなですね、どこもこら、津奈木全体を含めまして同じなんですけれども、危険な場所は優先順位を先に進めていただいて、改良していただくよう要望をしておきたいと思います。

次に、3番目に行きたいと思います。これは町の高潮対策についてなんですが、これも先ほど申しましたように、東北の大震災の後にですね、高潮に関して目を向けられてやったと思うんですが、これは2年前に、現在の合串漁港臨港線の階段部分、ここに土のうを積み上げてもらいました。2段、3段、2段ぐらいうったかな、積み上げてもらったんですが、これがですね、昨年やっと撤去されたんですけれども、これも私は地域の方々に、これはいつ撤去すつとですかと、非常に不便で困っておりますということが去年、おとし、これはもう言われたんです。だけどおとしは、まだ台風シーズンが終わらないから、せいぜい10月ぐらいまで待ってもらえませんか。その後には多分撤去してもらえらるだろうというふうに、住民の方には私独自に説明をしてたんで。

ところが台風シーズン過ぎても、あくる年に塗りかわって、去年の7月、8月やったかな——にやっと撤去するようになったんですが、もうそのときは既に、その土のう袋もただ釣り上げて撤去できる状態じゃなかったんで、もうぼろぼろ破れて、もうそげな草の芽が出るぐらいになってました。だから、これはもうこれは早くしないと大変だと。もし土のうが崩れて道路のほうにこぼれたり、石ころがこぼれたりしたら、あそこは直線だから、臨港線非常に車がスピードを出して走ってるんで、だからそういう点からして、私が再三お願いをしたところが、県の、先ほど申されたように、県からはですね、振興局のほうから来られたときに、私がちょっと説明をして、ここはいつごろとってもらえんですかと言ったら、もうすぐ撤去してもらって、今じゃありません。

それは、その前に2カ所、地元の要望の方々が言われたもんですから、台風シーズンがもう終わったらすぐに2カ所は撤去してもらったんですよ。そういうことで、あと残りの7カ所あって、

5カ所分を何とか撤去できんかということでしたところ、今申しましたように、私がこうこう理由でもうちょっと待ってくれんですかと、台風シーズンが終わるまでは待ってくださいというふうにしとったところが、もうそれが終わって、明くる年になりまして、やっとなったという状態でございます。

とったのはそれでもういいんですけども、あとこれはですね、またどういうふうにするのか。まだそこも、ちょっとしたら台風シーズンになってくると思うんです、ことしもですね。したら、そのときにまた土のうを積むのか、それよりほかの方法であそこを波どめといいますか、潮どめといいますか、ああいう格好でするのかですね、この辺がまだはっきりしてないもんですから、町としては県のほうに、もちろんあそこは県の臨港線ですからですね、どういうお願いをされるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 議員が言われるように、合串漁港は県管理の漁港ということで、議員が言われましたけど、ある程度経緯も含めて、今後の対応っていうか、いう話をちょっとしたと思います。

熊本県の漁港漁場整備課のほうにですね、確認を致しました。そのことについてお答え致します。

平成26年度に台風時の高潮や越波の対策っていうことで、臨港線沿いにですね、の開口部7カ所に土のうが設置されておりました。その後、議員言われたように、沿線住民との協議です、2カ所の土のうが撤去されております。また、27年11月には、土のうの損傷もひどいことから、残りの5カ所も撤去されて、全て撤去されております。

今後のことについてなんですが、県のほうの回答と致しましては、今後同規模のですね、台風が予想される場合には、同様な措置を講ずるっていう回答でした。また今後、国、県の基本方針としましてはですね、海岸等の開口部については、基本的には閉鎖するっていう方向でですね、考えてるようです。大型土のうであると使用するのに支障があると思われますので、板状の差蓋形式で実施してもらうようにですね、県のほうに強く要望したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 今の答弁でですね、閉鎖するという言葉があったんですが、これは何のために、なら開けたのかというふうにまた話が戻ってくるわけなんですけども、もちろんそこを頻繁にですね、使っており下りをしたりとかするわけではないわけで、緊急の場合に、もうどうしても下に行かねばならんとか、子供がどうしても下に遊びに行つてどうのこうので落ちたから、テトラポットのあれで遊んどって落ちたからというときには、どうしてもそこを行かなけ

ればいけない状態なんですね。

だから、そういう利用するのは、頻繁には利用しないわけで、だけでも、最初あけるのに、あけてるっていうのは、何のためにあけたかということをもた言われるわけですよね。だから、これはもちろん、もうできれば何か開閉式にしてできるような要望を、町のほうからですね、県のほうにさせていただいて、そういう今までのとおりに、今7カ所あるんですけども、最低でもそれを何カ所かは残してもらえるようなですね、努力をしてもらいたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） なかなか国と県の方針として閉鎖するっていうことを言ってますので、町としてはそこら辺返答ができないんですけど、閉鎖するにしてもですね、先ほども言いましたとおり、板状のやつを入れ込むちゅうか、そういったところも多分あるかと思うんですけど、そういう方法でできればなというふうに考えてるところです。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 今私、閉鎖と聞きましたもんですから、もう使えないようにするのかなと思いましたがもんですから、今言ったわけです。だから、今課長が申されましたようにですね、閉鎖といっても板状のやつを差し込んだりとかすれば別なんです。だから、いきなり地元の方に、私が帰ってから、ここはもう閉鎖ですよと言ったときに、どういうか、ここはこうなっってこうと言葉になりますもんですから、閉鎖といってもこういう格好でしますよという説明を私はせないかんわけですよ。だから、その点を詳しく言ってもらわないと、ちょっとですね、私もなんですけれども。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 私も詳しいことは知りませんが、閉鎖というのがですね、開口部分ずっと堤防があって、ここをこう開いておりますよね。ここを行ったり出たりする。結局台風のときには波が来てここに流れ込むから、これを土のうで塞いだと。

今県と県の防波堤等々についてはですね、ここはもう仕切りなしに全部つるがってしまおうと。ただし、ここにおける階段は設けて下ると。干拓堤防の一部がありますね。あれは浜のその新川の堤防、ああいう形式で階段があって、堤防の高さまできて、またおりるというような方策はすると思います。

しかし、それにしましてもね、7つもね、それをやらなきゃいけないちゅうことですから、相当時間はかかると思うんですよ。ですから、応急的、これは臨時的です。臨時的に、課長が言いましたように、差蓋方式の、例えばステンレスでちょっとつけてもらって、板をここに差し込むという台風時とか高潮で非常に波が道路側に打ち込むというときは、そういう格好ですればいい

んではないかと、そういうお願いを致したいと思っております。結局恒久的には恐らく階段をつくって、また階段でおりにいくと、両方にですね。

多分そういう形式になると思いますので、多分これは震災、やっぱり5年前にさかのぼった、あれはもう大型堤防を乗り越えてきたわけですが、中にはその差蓋形式のやつが破損して、そこからどんと入ってきた。それが教訓になって、これは塞いでしまうと。そのかわり、階段状にこういうふうにおりにいく方策に切りかえたんだらうと思っております。あれはあくまでもですね、漁民のための、漁民ていうか住民のための、要するに浜んこらち言いますけど、私たちは、浜の砂地あたりに行くためのあき、あいたところだったと思います。

しかし、ああいう大型の津波あたりが来た中でですね、17メートルも来りゃ、もう堤防何にも役に立たないんですが、それ以下のところからもやっぱりそういう切ってあったところから潮が入ってきて水浸しになってしまうというようなことが考えられるんじゃないかという話です。ですから、ずっと待つとるわけにいきませんので、できれば土のうじゃなくて、そういう臨時的に差蓋方式で、浜はそれでしてあります。臨時的にお願いしたいというふうに思います。

○議長（林 賢二君） 9番、村上義廣君。

○議員（9番 村上 義廣君） 今町長の言われたとおりですね、私も県の方に聞きました。そして、課長が申されたとおり、これは県としては、ここはもう塞ぎたいと、閉鎖したいというふうに言われたんです。だから私は聞いてました。だから、きょうこう言うのはですね、今町長がさっき言いましたステンレスのあれをつけて、板を差し込んでするというような方法もあるんじゃないんですかちゅうのは、私が県のほうに提案したんです。したら、県のほう、ああそれもいいですね、一応考えましようぐらいにもうそこで終わったんですけれどもですね。

先ほども町長も言いましたけど、私もここの津奈木川の干拓の先の階段なんかは、もう堤防の高さに階段をまずこうして、それからおりるようにしてあります。浜のほうに行けばですね、橋渡っていけば、そういう格好でしてあるわけです。開閉式にしてあるちゅうのは、芦北にしてもどこにしても、そういう方法でしてあるわけです。今の臨港線ができる前は、護岸工事でやったときは、そういうコンクリートをちゃんともうさくってあって、板を入れるようにつくってあったんですよ。今回の、今回といいますか、もう、こん臨港線ができたときには、それは何もなくて、ただあけたままだったもんですから、今言うように、土のうでも積まないとちゅうことになったと思うんですけれども、今後はですね、今町長も申されましたとおり、もう何らかの方法で開閉できるような格好にしていいただければ、住民の方もまた安心するんじゃないかというふうに思います。

大変長くなりましたけれども、いい期待の持てる御答弁で、本当にありがとうございました。これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（林 賢二君） 以上で、9番、村上義廣君の質疑を終わります。

○議長（林 賢二君） 次に、3番、澤井静代君の質問を許します。3番、澤井静代君。

○議員（3番 澤井 静代君） 皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。3番、澤井静代です。

議長の許しがありましたので、先日提出致しました通告書のとおり、順次質問を致します。

先ほどから話題に上がってますが、きょうは3月11日、東日本大震災が発生した日です。きょうで5年目です。最近報道機関では、さまざまな特集が組まれています。けさのニュース番組では、いまだに避難生活を余儀なくされてる方が17万4,000人ほどいらっしゃるということでした。私たち議員も昨年の11月、震災地への研修の機会をいただき、それぞれが深く胸に刻んだ思いがあります。復興はまだ始まったばかりであると感じました。

本町におきましても、昨年の8月の台風やことし1月の記録的な寒波による積雪や凍結があり、私は初めて落雪への注意も悟りました。雨も怖いほど激しく降るときもあります。いつ、どこで、何が起こるかわからない状況の中で、また高齢化社会において、地域のきずなや見守り体制は大切だと感じております。

そこで、1番の質問に入ります。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという共通目的で平成17年4月に結成されたと思いますが、10年を過ぎて現在の各地区の取り組みはどうなってるのか伺います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

まず、本町の自主防災組織ですが、町全体を一つのですね、自主防災組織として、各地区を支部と位置づけをして組織をされています。平成17年4月にですね、発足して、自主防災組織規約を整備しておりまして、各地区でも支部規約、役員名簿、連絡網などの整備をしていただきました。また、町からもですね、災害要援護者名簿等の提供を行っております。

その後もですね、定期的に研修や訓練を行っておりますが、各地区で少し温度差があるようです。また、区長の任期の交代等々もありまして、活動が停滞している地区もございます。平成27年度は、4地区が自主的な訓練を実施しているというふうに報告を受けています。

以上です。

○議長（林 賢二君） 3番、澤井静代君。

○議員（3番 澤井 静代君） 議会だよりでも平成13年9月の90号では、この自主防災についての特集が組まれたりもしてます。その平成17年4月に結成された当時は、支部長、副支部長までは各地区から出されたことも伺っております。でも、私がですね、今回この東日本大震災

の発生の日に、この一般質問の日にちと日程が重なりましたので、ぜひその後はどうなってるのかなという思いがありまして、質問事項に上げてましたら、うちの地区もまだということでした、今度の日曜日にですね、21日です。申しわけございません。21日月曜日の祭日の夕方の地区役員会議の中で、自主防災組織設立及びってということでほかの項目と一緒に上がってました。

っていうことは、その時点では、支部長、副支部長まではできてるということでしたが、何か今回は、またさらなるきちんとした組織をつくるという話を聞いてますが、そこらふきの指導はどのようになさってるのか、伺います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 設立のその17年となっておりますが、当初はですね、各地区、規約も設置していただいております、支部役員等も選出していただいております。ただ、先ほども申しましたとおりですね、その中で引き継ぎ等々がうまくいっておらず、消滅みたいな形のした組織もございますので、再度その見直しを行いまして、設立にそぐ支部の体制を整えていただきたいというふうなことは町からも要望してございます。

それと、平成28年度からになります、役場とですね、社会福祉協議会のもので、見守り活動と協力してですね、各地区で防災マップによる危険箇所の把握などの共通認識を持つための図上訓練ですね、図の上の訓練と書きますが、図上訓練の定期的な実施をぜひ実施していただくよう呼びかけを行ってまいろうと思っております。

それに、本年4月4日にですね、津奈木町あんしん見守りネットワーク事業の発足会議が行われます。これに伴いましてですね、地域の核となるものがですね、自主防災組織と地域の見守り隊だと考えておりますので、その後高齢者や要援護者、子供たちが安心して生活できるネットワークの事業として、今後はその中で取り組んで、地域のその自主防災の活性化も図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、もう一つ大きなのが、本年ですね、11月6日に熊本県と県南市町村による合同訓練、これを実施したいというふうに考えておりまして、本町ではですね、想定される複数の災害に応じた実践的な訓練、外の訓練ですけど、実際に避難する訓練を行いたいというふうに考えておりまして、今回は新川、古川、大泊、日当、日添、福浦、6地区の自主防災組織が一応参加することになっております。これ以外の地区についてもですね、この日に災害を想定した自主的な訓練を行っていただくようにですね、一応呼びかけをこちらから行います。

前回の区長会のときもそういうお話をしたんですが、3月の区長会のときもそういうお話をし、訓練を行った上でのまた組織の見直しというのがやっぱ必要になってくるんじゃないかというふうに考えておりますので、その旨実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 3番、澤井静代君。

○議員（3番 澤井 静代君） 今総務課長から答弁をいただきまして、今住民課でお考えの見守りネットワークと連携をした地域の一体化した組織づくりということだったと思いますが、この期限ですね。結局今までも平成17年度に発足をされて、もう10年たちますよね。それでもまだでき上がってない状態。これではやっぱり今の現状を見たときに、本当にいつ何が起きるか、ことしはどこで何が起きるんだろうという不安の中で皆さん暮らしてらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、こういう中で、やっぱりきちんと期限を区切って、いつまで、ことしはもう何月までには全地区でできませんかとか、自主防災ですので、どこまで行政のほうをお願いができるのかわかりませんが、そこらふきは、でも自分たち、命にかかわることですので、それは、そのくらいはお願いをして、いち早くある程度の地区が、この組織ができるようお願いをしていただければありがたいかなと思います。

そしてもう一つ、災害時の私たちの連絡網ですね。私も議員になりまして、これでやっと1年間経験をさせていただくという形になりますが、いざ大きな災害が起きたときには、もちろん私たちにも招集がかかるのですが、そういう連絡網とか、また防災無線ですね。電源が切れたときに、結局孤立した地区、これも出ないとは限りませんので、そういう無線の設置、配置といえますか、そういう状況はどうなってるのか、わかりましたらお願いを致します。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 一応電源が切れた場合とか、停電が当然ある場合がございますので、一応有線放送は発電で動くようにはなっておりますが、台風等々による欠線も考えられるということで、避難所を町で指定しておる箇所にはですね、衛星電話を各所配置をしております。そこで連絡網をとるようにはしておりますが、消防のほうもですね、とりあえず無線機を持っておるんですが、その点検は各部署で行っていただくようにというふうにしております。

当然災害が起きますと、混乱しますので、役場がすぐ対応して出ていけるか、各地区に全部出ていけるかということは限りませんので、議員おっしゃるとおり、地区の自主性がですね、育つように、鋭意こちらでは働きかけて、そういった防災に強い組織ができるように、こちら支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 3番、澤井静代君。

○議員（3番 澤井 静代君） 本当に何が起こるかわからない現在におきまして、公助、これは状況次第では当てにならないといえますか、そういう中においてはやっぱり自助、共助、自分の命は自分で守り、日ごろおつき合いの地域の方は地域で守る、そういう体制づくりは本当に大事だと思いますので、今後本当に区長会の中でも、そういうのをじっくり話をさせていただいて、早

目の全地区の設置ができればいいことじゃないかなと考えてますので、今後とも努力をよろしく
お願い致します。

それでは続きまして、2番目の質問に入ります。

2番目は男女共同参画社会の推進についてですが、これは、国の男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日の公布、施行だと思います。それから、これも今ではこれまでの啓発活動の
成果で、随分生活の中にも男女共同参画という言葉がなじんできてはいるんじゃないかなと感じ
ております。

これについて、本町のこれまでの取り組みと今目指されてる方向性といえますか、取り組みに
ついては、住民向けと役場内に分けて説明をいただければありがたいと思います。よろしくお願
い致します。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

男女共同参画に関する取り組みということですが、基本的には行政サイドからは、まずは人材
育成のための教育は必要だということが一つ。それと、皆様方の意識の改革もあるんじゃないか
というふうに思っております。組織のほうも当然それに伴って、考え方も変わらないといけない
ということはあると思います。

町ではですね、一応啓発に向けましてはですね、現在産業界、地域界、子育て、学校、生涯教
育などの分野で活躍していらっしゃるメンバー8名で構成する男女共同参画推進懇話会を、年
3回は定例会として、それ以上開催しております。懇話会の役員を中心として啓発活動を行って
おりますが、今はですね、現会長はですね、県の男女共同参画推進委員としても活躍されてお
ります。定期的な活動と致しましては、毎年小中学校へポスターや川柳の作品を募集して、その優
秀な作品には表彰を行ったり、親子を対象と致しました料理教室を呼びかけてつくって啓発に努
めたり、その部分の写真を展示したり、それと講演会等を開いて啓発を進めたりという形をとっ
ております。

本町ではですね、平成27年に第2次津奈木町男女共同参画プランを策定して、「誰もが心を
つなぎ合うやさしさと希望に満ちたまちづくり」ということで、それを目標に計画に沿って取り
組んでいるところです。国のほうもですね、平成28年度から第4次男女共同参画基本計画とい
うのがスタートします。昨年ではですね、女性活躍推進法というものもできあがりました。

そこで、町としても、委員の選定とか、そういったことにつきましてはですね、女性の方がな
るべく登用できるような形をとりたいというふうに考えておりますが、女性の方をお願いしても
ですね、なかなか受けていただけないというところも現状なんです、これにめげずにつていう
んですか、社会推進が加速されるようにですね、女性の進出が、推進してまいりたいというふう

に考えております。

○議長（林 賢二君） 3 番、澤井静代君。

○議員（3 番 澤井 静代君） 実は、私、その男女共同参画推進懇話会のメンバーの一人でもありました。今課長がおっしゃったことは、全て経験してきたことであります。津奈木町男女共同参画プランのテーマとしては、「誰もが心をつなぎ合うやさしさと希望に満ちたまちづくり」を目指してっていうことを掲げて取り組んでまいったのも存じ上げております。

今住民への啓発活動は、全てこの男女共同参画懇話会の中で、いろんな1年間の計画をやっていますが、それだけっていうことなんでしょうか。済いません。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 啓発活動は、もう広報とか懇話会でやってる啓発活動に限るんですけど、ぜひですね、内閣府がですね、一応昨年発表したデータによりますとですね、議員の皆さんのですね、地方議会における女性の議員の割合がですね、どんどん上がってまいりまして、都道府県では今議会では8.9パーセントあります。市区議会では13.8パーセント、町村議会ではもう8.9パーセントとなっております、これは女性の立候補の比率とですね、ほぼ同じ比率だというふうに言われております。

津奈木の議会を見ますとですね、10人中2人が、20パーセントという高い、全国でも先進的な議会だというふうに私も思っております。ぜひ我々に限らずですね、女性議員の方々にはこの懇話会等に参加していただいてですね、指導をいただくなどですね、先導を切って女性の進出にですね、御尽力いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 3 番、澤井静代君。

○議員（3 番 澤井 静代君） 懇話会のほうに出席してもいいということでしょうか。

先ほど、女性活躍推進法なるものも安倍政権の中でですね、うたわれてますが、今回町長に聞きます。この基本法は、私の一番の思いとしては、女性を意思決定の場へ参加させることが大きな目的の一つだと捉えているんですが、例えばさまざまな委員会がありますよね。そういうのを、先ほど総務課長のほうからは、なかなかお願いしても出ていただけないというのもちょっとおっしゃいましたが、町長の中では、女性の参加状況の割合、どのように考えて選抜をしてくださってるのか。津奈木町の女性をどのように思っているのか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） これはもう男女共同参画社会の中では働き方のもございますけども、いろんな行政面でもですね、女性がやはり意思決定の場に出て、やっぱり構成要因となるようにと

いうことは、これは、流れとしてはそのように感じ取っております。

その中でもですね、教育委員会でございますとか、ないのが農業委員の方々、これが男性ばかりでですね、現地調査その他があるものですから、できれば女性から1人、これも全国農業委員会のほうからですね、女性を登用してくれとお願いしております、お願いするんですけど、なかなかこれは断られておる。現在は男ばかり。今度は、民生委員のほうはですね、男性が不足なくて、女性のメンバーが主力になってしまっていると。やっぱりバランスよくですね、そういう意思決定や働く場合には、うまくなったらいいなとはこちらは思ってるんですが、思いどおりは行きません。

しかし、なるべくですね、能力に応じたいろんな意思決定の場所があると思いますので、そういう、私は能力的にはですね、変わらないと思うんです、男女それぞれ。ただ、問題なのは、どうしてもハンデがあるのは肉体的な問題、肉体労働をしないといけない。これはやっぱり男性のほうが得意。しかし、今度はいろんな周りの方とのきめ細かな接遇ちゅういいですか、そういうのは女性のほうが断然これは能力が上だろうと思っております。

そういうところでですね、やはり得意分野、得意分野もあるだろうと思いますので、その得意分野でない部分については、なるべく男女比率っていうんですか、男性だとか女性だとか性差別がないような登用の仕方とか、そういうのは考えたいと思っております。

それから、前のちょっとさかのぼって答えませんでしたけども、自主防災組織ですね。これは当初、多分神戸震災があって、あれだけの火災があったり瓦れきがあったり、それにはもちろん消防団、広域消防、自治体、断れたそうですが自衛隊、こういうのがあったんですが、しかしやっぱりあれだけの大規模の災害になりますと、それだけでは救出できない。となりますと、やっぱり隣近所、その地区、エリア、これがもう大事になってくるということで、町内会的な組織、自主防災組織をつくりなさいと、つくってほしいという要望がありました。

ほいで、津奈木町も17年だったですかね、100パーセントできたんです。区長さんが中心になって、消防団を卒業された方が副になっていただいて、全部落できたんですが、その後区長さんが変わられたり、そういう組織体があるのはあるんですけども、メンバーの交代によってはっきりしてないというところもございますので、そこあたりをはっきりさせるというふうに考えております。

話は飛びますが、男女共同参画につきましては、今後津奈木町にとってはですね、やっぱり大きい担い手である、やっぱ半分は女がいるわけですから、この方々の能力、それから知力、体力を生かしていただいて、大いに活躍してもらいたいというふうに考えております。

○議長（林 賢二君） 3番、澤井静代君。

○議員（3番 澤井 静代君） 町長には両方まとめて御答弁をいただきました。

本当にそれぞれの特性を生かし、認め合って、そして社会を築いていく、これが男女共同参画のもとになる考えだと思います。津奈木町がやり手で元気がいいといひますか、明るくてといひますか、おおらかな女性がたくさんいひますので、そういう女性の力を大いに引っ張り出していだいて、またそういうことで人材育成にもつながっていくといひますので、今後もこの男女共同参画社会をより津奈木がお手本になりますように、町長初め、執行部の皆様には御尽力をいただきまして、今後ともますます津奈木町が住みたくなるまちになりますように祈念を致しまして、今回の一般質問を終わらしていただきます。

○議長（林 賢二君） 以上で、3番、澤井静代君の質問を終わります。

○議長（林 賢二君） ここで暫時休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に続き会議を開きます。

次に、7番、川野雄一君の質問を許します。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 7番、川野雄一でございます。

本日は一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。一般質問通告書に基づいて、順次質問を致しますので、よろしくお願いを致します。

まず初めに、平成28年度当初予算編成における4つの基本目標についてお尋ねを致します。

町長は主要施策並びに予算説明で、平成28年度予算編成においては、これまでの住みたくなるまちづくり事業のさらなる推進強化を図るということで、特に、昨年度策定した津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めてある4つの基本目標、一つ、安定した雇用を創出する。二つ、津奈木町への新しい流れをつくる。三つ、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる。四つ、時代に合った地域づくり、安全な暮らしを守るを大きな柱として、長期的な視点に立った総合的な施策を積極的に推進し、人口減少問題に取り組むと説明された観点から質問を致します。

質問に入ります。

平成28年度当初予算に4つの基本目標として予算計上してある項目についてお尋ねを致します。特にですね、総合戦略に基づいてあるものについては、詳細にお願いを致します。

○議長（林 賢二君） 副町長、山田豊隆君。

○副町長（山田 豊隆君） お答えを致します。

平成28年度の主要事業、4つの基本目標がございました。その中で、順次予算計上されたも

のを御披露したいと思います。

基本目標の一つであります安定した雇用を創出する。これにつきましてはですね、農業振興計画と致しまして、野菜振興事業、それと中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、耕作放棄地解消対策事業、担い手育成支援事業、県南フードバレー推進事業が農業振興でございます。林業振興につきましては、森を育てる間伐材利用推進事業、森林整備地域活動支援交付金、林業木材産業振興施設等整備事業、これは民間になります。それと、木育推進事業。水産関係の計画と致しまして、マガキ養殖事業助成金、それと福浦漁港漁村再生交付金事業、それと漁港水産基盤ストックマネジメント事業でございます。商工業推進計画と致しましては、商工会への補助金、夏まつり補助金、その他、水俣・芦北雇用創造協議会への職員の出向致しております。もろもろ予算的にはですね、2億9,000万程度を計上をしております。

2番目の基本目標になります津奈木町へ新しい人の流れをつくるということにつきましてはですね、地域づくり計画としまして、ふれあい祭り事業、津奈木町元気づくり補助金、フィールドミュージアム体験事業、それと観光振興事業と致しまして、舞鶴城公園整備事業、つなぎ温泉「四季彩」設備改修事業、広報計画と致しまして、広報事業、光ブロードバンド行政情報発信事業がございます。住宅計画と致しましては、公営住宅の改修事業、さくら団地分譲事業です。住宅用太陽光発電システム設置事業、定住促進各種補助金がございます。これは転入者のみでございます。それと、地域おこし協力隊導入事業、これは2名ほど雇いたいなという考えでございます。以上、基本目標と致しましては、金額と致しまして約1億9,000万程度と予算計上致しております。

基本目標の3でございますけども、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるという、これが基本目標の3でございます。保健医療計画と致しまして、健康管理事業、それと水俣病発生地域リハビリテーション強化支援事業、それと子育て支援事業でございます。社会福祉関係と致しまして、放課後児童健全育成事業、老人福祉事業、それと障害者福祉事業、ひとり親家庭等支援事業となっております。学校、教育関係と致しまして、ALT活用事業、それとICT教育推進事業です。社会教育と致しまして、社会教育及び社会体育の推進事業、それとB&G海洋センター事業です。など、基本目標の予算計上と致しまして、約3億5,000万程度を予算計上をしております。

最後の基本目標4でございます。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る、これにつきましては、先ほどありましたけども、防災計画と致しまして、防犯カメラを設置致します。それと赤崎地区高潮対策工事、消防防災施設整備事業、それと自主防災の活動事業ですね。それとコミュニティ計画と致しまして、コミュニティ助成事業、それと毎年つていいですか、道路愛護作業の支援事業、それと水利用計画と致しまして、簡易水道統合整備事業です。環境保全計画と

致しまして、ごみ処理場の整備事業、これはストックヤード事務所関係をつくる事業でございます。それと合併処理浄化槽設置整備事業、生活関連施設計画と致しまして、光ブロードバンド基盤整備事業、それと同じく光ブロードバンド加入補助金、旧赤崎小学校跡地利用活用の構想策定事業、それと生活交通バス対策事業、これはつなぎタクシーを含みます。肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金、交通安全計画と致しまして、交通安全施設の設置事業ですね。それと文化振興計画と致しまして、美術館住民参加型アートプロジェクト事業、ふるさと文化再考事業、各種文化講演会等の事業を予算計上をしております。基本目標の予算の合計額と致しまして、3億2,000万円程度計上致しております。

以上、1から4、基本目標を述べましたけど、大体予算計上と致しましては、11億5,000万円程度一応計上を致しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 詳細に説明をしていただきまして、ありがとうございます。

しかし、私が質問した中身ですね、総合戦略に基づく新規事業というのがどれぐらいあるかというのを聞いたかったんですが、それがわかりますかね。わかったらお答えいただきたいと思います。何件ぐらいあるのか。

○議長（林 賢二君） 副町長、山田豊隆君。

○副町長（山田 豊隆君） 総合戦略に基づいた計画ですね。これ、一応今の言った中でですね、木育推進事業とか漁港水産ストックマネジメント事業、それとつなぎ温泉「四季彩」設備事業、光ブロードバンドですね、それと公営住宅、定住促進、地域おこし、それと防犯カメラ、ごみ処理場整備ストックヤード関係、それと光ブロード関係が2件ございます。今11ぐらい新規になります。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 今なぜそれを聞いたかといいますとですね、昨年度津奈木町総合戦略策定ということで策定されておましてですね、5年間でそういう戦略に基づいて津奈木町を元気にすると。先ほども出ましたが、人口ビジョン関係おいても、三千何百人を定めてやるということでございますので、私が感じた中では、大いに期待をしていた中で、余りにも少ないんじゃないかということで今質問さしております。

それではですね、次の質問がですね、4つの基本目標としていったように、予算計上してあるのが継続事業が多くて、新規事業、特に少ないというように思われますが、その理由について伺います。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） それは、私のほうからお答え致します。

まず一つは、補正予算等で審議していただきました繰り越す分の加速化交付金の7,200万の中に、平成28年度で計画しておりました新規事業が回ってるというのが一つございます。これは、ですけど、平成27年度の国の加速化の事業です。

平成28年度は、じゃあどうなのかという話ですが、平成28年度ですね、地方創生に係る新型交付金についてはですね、去る3月1日に取り扱い案の説明があっております。まだここは案で、まだ素案でございますが、ちょっと加速化交付金の制度とは変わっております。

項目には3つタイプがあります。まず、自立性、官民協定、地域間連携、政策連携が必ず盛り込まれて先駆性のある事業であることが条件の先駆タイプというのが一つ。次に、先駆的優良事業例の横展開を図る事業であることが条件の横展開タイプ。最後に、既存事業の隘路を発見し、打開する隘路打開タイプという3タイプの構成になっております。

これはいずれも国が作成しているデータベースのリーサスなど、客観的なデータや実績評価に基づく事業設計が必要で、KPI設定及びPDCAの整備のもと、必ずこの盛り込まなければいけない——KPI設定ですね——ということになっております。

この要件を満たしている事業は、新年度事業には残念ながら存在していないため、内容を今後検討致しまして、進めてまいりたいというふうに思っております。議員の皆様の意見を、またこれにいただければというふうにも考えております。

新型交付金はこれまでと違い、2分の1の交付事業となっているため、慎重に対応しなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ここで暫時休憩をさせていただきます。

午後2時44分休憩

午後2時47分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に続き会議を開きます。

7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 先ほど総務課長のほうからの説明で、まあ、基本的に28年度に予算要求がされてない理由というのがわかりました。まあ、基本的には要綱が3月に届いたということで、かなり厳しい要綱になっているというのが1点目だと思います。まあ、今まで役場、行政がやっていたように計画をまあ役場のほうでつくって住民が余りですよ、全然参加しないじゃないわけですよ、余り参加しないでつくって、それを計画として実行に移していたということは、だめだというふうな声に今聞こえました。

やはり、この総合戦略にうたってあるとおりですね、計画の推進と検証というところに住民との協働推進ということがうたってあります。これが一番だと思っております。何をするにもこのようにやはり人口が少なくなってくると住民を巻き込んで計画から実行やっていくということが成功する道ではないかと思っておりますので、まあ、今後はそういう要綱等、検証されながら多いに行政、住民、そして産学というんですか大学とかいろんな研究所と一緒に計画をつくり議会のほうにも提案をされてくるということでございますので、私たちとしても、その辺を来たときにはチェックをしながら津奈木町のために尽くしていければと思っております。

まあ、そこで住民との協働ということで、今回先ほども出ておりましたけれど、基本的にはそれを検証し、する機関としてですね、津奈木町まち・ひと・しごと創生有識者会議というものが、まあできております。それは、先ほど言ったようにいろんな検証、そして、今回の骨子案についても二、三回審議をされていたということを聞いております。私たちもきょう終わってから多分その冊子が配付されるんじゃないかと思っております。そこで、座長であられる山田副町長に、まあこの骨子案、人口ビジョンでも両方でいいんですが、どのような意見が出されたのかについて伺います。

○議長（林 賢二君） 副町長、山田豊隆君。

○副町長（山田 豊隆君） はい。え、津奈木町まち・ひと・しごと創生有識者会議ということがございまして、委員が9名で構成されてございまして、その中で先ほどありました、この創生総合戦略、それと人口ビジョンをそれぞれ審議を致しております。その中でですね、やはりいろんな意見というのがございまして、人口ビジョンもそうです。多くしたほうがいい、じゃあ、そのまま行ったほうがいいと、それはもう両方意見はございますし、まあ、ある程度の何と言いますか、こう津奈木がこの辺で落ち着くんじゃなかろうかなという意見、まあそこで落ち着いたわけでございますし、そして、また津奈木町の産業と致しまして1次産業ですね、これが根幹でございまして、そちらのほうにも力を入れたほうがいいじゃないかという意見も出てございますし、そして、また、津奈木のほう南九州西回りインターができました関係上、あるいはそういう1次産業が物流が発展しますので、そちらのほう少しは期待できるんじゃないかという意見と、それと、まあ光ブロードバンドがことしの6月にできますんで、全国展開あるいは世界展開ができる、何と言いますか、インターネット関係、これができたので、そちらも期待できるんじゃないかかなと、あるいは、もうネット販売とか、移住、定住の情報もそれで発信できるというような、そういうですね今までないような展開が少しはできるんじゃないかかなということをですね、ここにある程度盛り込んであります。まあ、先ほど言いましたその雇用関係も1次産業なくして、ここは発展できないという意見はかなり出たことを報告しておきます。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7 番、川野雄一君。

○議員（7 番 川野 雄一君） はい。まあ、その有識者会議で出た意見というのを私が同感する部分がですね、やっぱり 1 次産業の振興、これなくしてやっぱり津奈木のそういう発展はないんじゃないかと思っておりますので、その辺については、また有識者会議の中で来年度、検証されながらやっていかれると思います。

これについてはですね、後ほどあと 2 問のほうで質疑を致しますので省略を致します。

まあ、基本的にまあ創生総合戦略の制作の企画実行の基本方針ということで骨子案をいただいているんですが、まあこれによりますと住みたくなるまちづくりの実現のための、ために津奈木町振興計画及び水俣・芦北地域振興計画で策定した方針を基本に近隣市町村と連携を図り、人口減少対策と本町の創生に向けて取り組むということになって、計画期間が 5 年ということでございますが、もう既に 2 7 につくった、今 2 年目に入っているわけですね、あと 3 年目ということで、先ほど総務課長が申しましたように、かなりそういう厳しい取り扱い要綱、交付要件だとしてもいいじゃないかと思っておりますが、それをクリアして、やはり私が思うにはですね、そのしっかりとしたこの事業経過、実施経過を立てて、この総合戦略を実行していかなければ、やはり人口の 3, 0 0 0 人にも到達しないしですね、そういうのを到達しないんじゃないかと思っておりますが、やはり先ほど総務課長のほうが、前はですね加速化交付金のように 1 0 0 パーセント来ると私たちも思ってたんで、しかし、今の要綱によると高くて 2 分の 1 と、あとの 2 分の 1 はその町費を入れなければならないということでございます。まあ、基本的に町費を入れるということについては、やはり自主財源が乏しい本町にとっては、かなり苦しい決断をする場面も出てくると思いますが、まあ町長にお尋ねしますが、そういう 2 分の 1 になってもこの総合戦略を達成するためにですね、町費をでも出してやるというような覚悟があるのかどうかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） まあ、あの竹下内閣のときに 1 億創生資金というのが人口に関係なく 1 億円ずつ、まあ東京であっても 1 億円、津奈木町であっても 1 億円、全市町村にまあ、あの来たんですが、これはあのあくまでも自分たちでこの 1 億円の使い道を考えなさいと、何に使ってもいいとハードであれ、ソフトであれ、物を買うのであれ、ということで非常に需要が高かったんですね。今度の交付金関係の事業というのは、まあ先ほどから説明したとおり、まあいわゆるハード事業には余り使いなすな、ソフト事業が 2 分の 1 以上ないとだめですよ、それから、それに付随するまあハード事業は認めましょうと、それからあと一つ問題なのは、目標設定をして事業やって、その効果がなければもうだめですよという非常にあの厳しい使い勝手になってるんですね。ですから効果というのが、じゃあこれだけの目標数値をもっていきましょう、それによっ

て効果が余り上がらなかった事業、これはだめですよという必ずチェックが入るようになっておりまして、まあ、我々からするとあんまり使いにくいなという感じが致します。で、やはりあの、将来的な津奈木町のことを考えれば、やはり現在ではお年寄りが多いんで、なかなかインターネット関係を使ってお仕事をするとか、あるいはその何かお買い物をするとか、非常にまだそういうインターネット関係を使用する家庭というのが少なくなってきておりますが、まして、将来的には今の現在のまあ60以下の方々は、ほとんどもうそういうのに手なれておりますし、ましてやあの小学校、中学校では、そういうICT教育を初め、インターネットを使った教育もなってます。これがもう一般化されてきましたので、いわゆる、その津奈木の将来に向かってはこの光ブロードバンド等を使った、いわゆる世界とつながる施策は、これは必要かと、これはもうある程度やっていかなきゃいけない。その中でいろんな農業関係、その他についてはですね、やっぱり津奈木のその町に合った生産性が上がる、あるいは、そのさっきの補助金はあったにしても、余り効果がない、これは継続をする見直しをしていかなければいけないだろう。だから、やはり津奈木町があって、この地域経済、あるいは地域の総福祉につながるようなものについては、ある程度、自主財源をつぎ込んでもやらなきゃいけない。その見きわめが今後必要でないかというふうに思っております。だから、国税だからといって2分の1しか来ない、それならこれも多額につぎ込んで税金をぶち込んで効果が上がらない事業を存続するのと言われるれば、私はそこは見直しが必要ではないかと思っております。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） はい。今、町長の答弁に私は今感動をしているところでございます。今、申されるとおりですね要綱においては、もう国にも金がないわけで、そこでやっぱり、先ほども言いましたように住民との協働、住民の意見をよく聞いて住民と一緒に計画をつくり、それを実行し、そして喜びを分かち合うと、このスタイルをもっていく方向が一番だと思って、それで町長がおっしゃったように2分の1補助がつくから、100パーセントあるからということで飛びついても、あとのなかなかその1回限りで終われば全然効果があらわれませんので、でけたら地道にでも知恵と金を出さん、知恵を出してですね、そういう事業を見つけて、この地域総合戦略の実施を完全にして津奈木町を元気づけたらいいと思っております。

それでは、最後、まとめのものになりますが、まあ総合戦略の目的であるこの人口減少に歯どめをかけ、まあ仕事づくり、人づくり、まちづくりが効果的に連動して、本町の全ての住民が希望を持ちながら安心して暮らすことができるように、もう何回も言いますが、住民と協働で総合戦略を推進して町長が目指しておられます住みたくなるまちづくりの実現を目指して頑張りたいと思います。

それでは、次に質問に移らさせていただきます。

次に、２番目の町道及び農道の維持管理について質問を致します。

町では平成２４年度から２５年度で町道及びトンネルの長寿命化を図るために、まあ路面正常調査、これは全体の延長が９０．３キロメートル、構造、舗装構造物調査委託業務、これは多分地質、道路の地質調査を１６０地点、それと道路の土工構造物の総点検業務委託、これは１３路線です、ね３４キロを実施をしていると、そしてもう１点、トンネルの点検委託業務、これは津奈木トンネルでしょうかね１３１．５メートル、この４件を１，８３８万８，０００円で実施をされております。まあ、その成果とこの成果品についてどのように活用されているのかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答え致します。

平成２４年度の繰り越し事業で路面正常調査、トンネル点検、のり面の防災点検を２５年度に事業を実施しております。この中で修繕が必要な路面調査については、昨年の９月議会の一般質問で本山議員のほうに答弁していますが、重複しておりますが、調査で１２６路線、総延長９０．３キロに測定車を走らせて、路面のひび割れ、わだち掘れ、平坦性の調査を実施しました。その結果、維持管理指数に基づき、施工の目安は早急な修繕が必要な路線と、修繕が必要な路線と、注意箇所の路線と、望ましい管理水準の路線との４区部に４段階に区分されます。

本町の路線は、最も悪い区分の早急な修繕が必要な路線はありませんが、その次の修繕が必要な路線が６路線あり、残りの１２０路線は、注意箇所及び望ましい管理水準の路線となります。

維持管理指数に基づき、修理が必要な６路線と交通量を考慮して補修・修繕を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ７番、川野雄一君。

○議員（７番 川野 雄一君） はい、どうもありがとうございました。まあ、基本的に調査は終わって、まあそのこの有効に利用されていないということではないかと思っております。まあ、私たちが当初予算の説明を受けた時にはですね、この路面正常調査委託業務等実施をし、有利な補助金を使ってそういう舗装関係の工事を推進するというようなことを聞いておりましたが、それは実施されていないということですか、いなければその理由についてお尋ねします。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答え致します。

国の交付金を活用して、事業を進める計画でございましたが、国の内示率が平成２６年度で５６パーセント、それと２７年度で４１パーセントと年々減少しており、橋梁の長寿命化事業を重点的に補助金が配分されておりますのが現状です。

舗装修繕は補助事業での実施採択は厳しい状況ですので、修繕が必要な路線については、優先的に単独事業で実施できればと考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） まあ、補助事業で全然ないわけじゃなくて50から40に下がったということは、まあ申請をしたらできる可能性があるということではないかと思いますが、まあ今、単独でもやっていきたいということで、まあ提案されましたので、また後のほうに、あのほうに出ております、そのときに町長のほうにお聞きしたいと思います。

それでは、2番目の平成25年から28年の道路維持費予算額とそのうちの舗装工事の予算額についてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答え致します。

道路維持予算額とその内容の舗装工事の予算額につきましては、平成25年度が2,015万6,000円で、うち927万6,000円で舗装工事を実施しております。

平成26年度は、4,220万9,000円で、うち2,623万7,000円で舗装工事を実施しております。

平成27年度は、654万3,000円で舗装工事の実績はありません。

平成28年度は、2,533万6,000円で、うち1,833万6,000円で男島団地線と合串福浦線の舗装工事を路面正常調査に基づき計画をしております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） はい、今あの25、26、28の維持費予算額と舗装関係の予算を聞きましたが、まあ基本的に維持管理ちゅうのは、例年500万ですね、これは通常の道路の管理ということで組まれていると思います。しかし、今言ったように25年度においては、まあ2,000万のうちの1,900万ぐらいですかね、これで多分3路線ぐらい舗装工事をされていると思います。26年度においては、今言ったように2,400万円、これで12路線の舗装をされていると、まあ27年度に至ってはゼロということで、そして28年度はことしは男島線、合串福浦線の舗装、水道工事絡みと一つは聞いております。

まあ、私たちが思うにはですね、先ほどの調査によりかなり整備をすべき舗装箇所があるということであるのに、なぜ各年度によりこのように予算額に大幅な増減があるのかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 平成26年度が金額のほうが大幅に上がっております。その分につきましてはですね、町の経済対策で道路の舗装工事を実施しているため予算額が増加しています。と、28年度より町の単独事業として2路線を実施したいと思っております。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） それでは、27年度においては、まあ私が推測するには27年度においては四季彩関係等において1億五、六千万、光ブロードバンドにおいても1億等の金が出されたというので、それが関係あるのかどうか、私は多分会計はないんだと思いますが、その辺についてどちらか、そのゼロということについて、どのような理由があったのかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 舗装だけないということではなくて、改良工事が入っております、あの例えば水光社の横の河原線とか町道駅前線ですね、あそこもやってるんですね、舗装自身は、だから道路改良工事の中に含まれている。舗装だけの単独分はないという話であって、全然やってないということじゃありません。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） はい、町長、それはわかってて今聞いているんです。私は、要するに先ほど言ったように、25年と繰り越しで25年度で路面正常調査をやったと、今、舗装に特化して聞いている。それも十分承知の上です、道路維持と道路新設改良がある中で舗装関係を聞いているわけですので、まあ、多分、忙しくてやれなかったのか、予算関係ではないと思いますので、その辺については今答えが出てこないんじゃないかと思います。

それで、今のそれを踏まえて、次に、もう3番目に移ります。

事業成果でですね、まあ私の言葉がちょっと悪いんですが、危険箇所と判定された路線については、どのような対策を考えておられるのかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答えします。

舗装の路面正常調査の維持管理指数の結果に基づき、劣化、老朽化や修繕が必要な路線については、実施していかなければなりません、橋梁補修を重点的に補助金が配分されていますので、舗装、修繕は、修繕は厳しい状況です。ということで28年度は、単独事業で修繕以外の路線の補修、修繕を実施していきたいと考えております。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） はい、今、橋梁と舗装を一緒にしてもらって困りますよね。基本的に私がもっと言いたかったのは、それが出たならばですね、橋梁の維持補修、橋梁の何かね、

橋梁の長寿命化計画、あるいは25年度でやって、もう既に26から実施設計、28においても橋梁の工事に入っておりますよね。それはそれでびしっとやりながら、やっぱり舗装関係がかなりこう傷んで、そして全国的にも路面がそういうことで傷んでいて訴訟関係に、まあ町が払わなければならないというようなことが全国で多発したと、事故等受けてこの調査をなささいというのが本筋ではなかったと、目的でなかったと思います。それをやったならば優先的にその有利な補助金をつけるよという考えでやって、橋梁についてはもう既におそくからその長寿命化計画をしながらもう実施をしてるわけです。ことしですね、2つの橋梁を。そこで舗装関係についてもですね、やはりその計画に基づいて荒れてるところについては、傷んでいるところについては、やるべきではないかと私は今、まあこれは町長に聞くべきだと思いますので、町長、今、何か修繕が必要な区間が6路線とかあるということでございますので、そちらのほうについてはですね、やはりこの計画的にもう金のほうも2,000万前後は要らないと思うのですね、順次やっていけたらですね、それを年次計画を立てて実施していただくというのは考えはないのかどうかについてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） えっとですね、全面的なその改良というのが、その今Aに属する非常に危険だと、今すぐ補修しなければだめですよというのが、まあ津奈木町の7路線ですか、6路線ですか、なかったと。B路線については、Bというまあひび割れていると、将来補修しなさいよというのがあると、まあこれについてはですね、その危険度あるいはその交通量等々判断してやるというのはいいんです。

ただ、やっぱりあの道路舗装だけじゃなくて、いろんな格好の事業がございますので、やっぱり予算の関係上削らなきゃいけないのもあります。しかし、そのAでもこれをしなければ行政責任を取られるようなのは、そりゃ直ぐしなけりゃいけないと思っております。ですから、ある程度、これはただちょっと我慢しなきゃいけないねとか、そういうひび割れぐらいのところはですね、悪いところから順次、やっぱある程度計画的にやったほうがいいのではないかと私は思っております。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 今、町長おっしゃったように3以下の早急な修繕が必要な区間はゼロだそうで、その下の修繕が早急じゃなくて必要な区間、そのまた下が要注意化の区間、これは多分、部分的な舗装でいいと思う。

今、町長おっしゃったようにですね、なぜこれを言うかということ、もう高齢者がふえられて、あの手押し車っていうんですかね、あれをもう歩道関係が荒れて押して行けないということで、わざわざ遠い道を回って買い物に行っておられます。そういう事情もあるものですから、それで

今、町長おっしゃったように全体的には、過疎債の適用も昨日の段階で受けない部分もあるということでございますので、単独でやるということについては私も今、先ほど27年度は事業が多かったんじゃないかと言いましたけれども、基本的にはもう四季彩関係もある程度、29年一段落つけばブローバンドも引かれました。あとはやっぱりその間において少しおくらせていた、そういう維持管理、舗装関係、道路新設改良も駅前線、河原線、ほんでこんだ、赤崎、もうほとんど終わりますね。そういうある程度余裕ができますので、資金的には町長、御心配多分ならないと思いますので、その辺を舗装のほうにこう回していただいてですね、十分にこう安心して暮らせるようにしていただければと思います。その辺、どうですかもう1回。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） まあ、あの現状見てですね、判断をしていきたいと思います。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） ありがとうございます。まあ今、前向きな言葉として捉えて期待をしております。

それではですね、次の最後の質問になりますが、耕作地放棄対策ということで質問をさせていただきます。

まあ、確か平成25年やったですかね、米の政策見直しというようなことが行われたと思います。それによって米に対する補助金等もかなり減ってきたということ、そしてまた、農業者の高齢化、担い手不足等によってですね、本当に耕作条件の悪いところから耕作放棄地が増加して、今、まさに優良農地までに鳥獣被害、そしてまた、病虫害の被害が出てる現状であるという観点から質問をさせていただきます。

3の1の質問に入ります。

平成23年から平成27年度における耕作放棄地の推移と町が実施している耕作放棄地対策についてお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） はい。それではお答え致します。

耕作放棄地の推移と町が実施している対策についてお答え致します。

この耕作放棄地については、毎年、農業委員会のほうで10月に調査を毎年行っております。年度別の耕作放棄地の面積についてですが、わかりやすいようにヘクタールで示したいと思います。平成23年度101ヘクタール、平成24年度100ヘクタール、平成25年度101ヘクタール、26年度99ヘクタール、27年度97ヘクタールというふうになっております。一応四捨五入してヘクタール単位で申し上げました。

津奈木町が実施している対策についてなんですが、まず農業委員会のほうで農地の貸し借り等

を行い、まあ、耕作放棄地がですね増加させないっていう取り組みを行っております。現在 138 件、約 56 ヘクタールの貸し借りを行っており、まあ年をとり耕作できなくなった方から、まあ意欲ある方々にですねバトンタッチしてもらい、継続して農地を守ってもらうということを行っております。

また、振興課のほうで実施している対策としましては、国庫補助事業、熊本県単県補助事業、町単独補助事業を活用して 21 年度、国庫補助事業により 6,400 平方メートル、単独事業により 1 万 3,800 平方メートル、22 年度に単県及び町単独事業により約 4,000 平米、合計 2 万 4,000 平米を解消しております。

また、先ほど上村議員の質問でも財部審議員のほうで答えましたが、つなぎ型安全・安心の食との確立事業で、まあ J A 青壮年部による耕作放棄地解消事業としまして、25 年度から 3 年間で 2,500 平方メートルを解消を行っております。

平成 28 年度についても、単県補助事業、町単独補助事業として 42 万円の補助金を計上しております。

また、中山間直接支払事業、多面的機能支払い事業を推進し、協働活動による耕作放棄地の発生防止に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7 番、川野雄一君。

○議員（7 番 川野 雄一君） えっと、今、あの私が聞いた耕作放棄地の推移ということで、100 ヘクタールとか、まあ 23 年度が 131 だったですかね、そして 27 年度が 111、それは耕作放棄地ですかね、違うんじゃないですか。推移、そう捉えていいんですかね耕作放棄地として。

○議長（林 賢二君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） ええ、耕作放棄地ですね、23 年度が 101 ヘクタール、24 年度が 100 ヘクタール、25 年度が 101 ヘクタール、26 年度が 99 ですね、27 年度が 97、これは毎年なんですけど、先ほども言いましたとおり、農業委員の人たちが各地区に行って調査をして上げた数字です。

○議長（林 賢二君） 7 番、川野雄一君。

○議員（7 番 川野 雄一君） 何かすれば、私たちはもう山手に住んでいるものですから、よく散策とか散歩をするときに年々ふえてきているように思うんですよ、耕作放棄地が、また再生可能な耕作放棄地じゃないですか、違うんですか、私が聞いたのは 23 年から 27 年度における耕作放棄地の推移ということで、発生状況でもいいんですが、どれくらい、それは 1 町以下になると違うんですか。その辺、どうも私、今、合点しないんですがね。耕作放棄地が……。

○議長（林 賢二君） 暫時休憩を致します。

午後 3 時 20 分休憩

午後 3 時 22 分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に続き会議を開きます。7 番、川野雄一君。

○議員（7 番 川野 雄一君） 今、私がちょっと質問が悪かったと思いますが、私はその全体では多分減っていると思いますが、基本的に畑とか、今言うように水田についてはですね多分、耕作放棄地がふえているんじゃないかと思っております。

それで、あの今言うように、その対策によって 2 つの対策があると今説明されましたですね。耕作地解消緊急対策補助金、国・県、3 万、3 万、6 万というようなことで、これによっても少しは解消しているよと、そしてもう一つは、多分、耕作放棄地活用事業委託料というようなことで、大根、タマネギプロジェクトというんじゃないかと思って今、そちらのほうで 2 反 5 畝ぐらいがやっていると、これは多分 J A 先ほど出ましたように小・中学生ですかね、それと地元の人が、まさにこれはいい例ではないかと思っております。

まあ、それでは次の質問に移ります。

私はふえてるという観点から質問させていただきますので、町内においてはですね本当に先ほど説明でもありましたように、中山間地域直接支払、そして多目的機能支払補助金等そういうのを活用している地域においては、本当にこの耕作放棄地、そして鳥獣被害等も余り出ていないんですね。しかし、それを実施していない地域、まあこれは川一つ隔ててあるわけですね、同じ町内にも、そのようなところにはかなり今言ったように耕作放棄地もふえてきているし、鳥獣被害、病虫害が発生しているということでございますので、私はやはり、このそういう補助事業、国庫補助の適用を受けていない地域に対してですね、それは個人では多分無理だと思いますので、そこを協働で作業するというようなところに、町独自の補助を出せないかどうかについて町長にお尋ね致します。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） え、私もあんまり不勉強なところがありますけれども、まあいわゆる中山間地直接支払保障制度なんかがまとまってこうあるんですけども、そういう飛び地辺りも中山間地のその直接支払対象に今度制度変更がなつてできるというふうに、前はまとまってこうしてなければいけなかったんですが、飛び地辺りもその協働でそれができるというふうに改正されたそうでございます。ですから、協働でその今持っている面積以外にそこで協働でやられたら、その対象に、国庫補助の対象になるそうでございますので、それを利用されたらどうかなと思いますけれども。

○議長（林 賢二君） 7 番、川野雄一君。

○議員（7 番 川野 雄一君） 町長、それはちょっと認識、まあ制度はできたんですけど、ちょっと現場を余り知らないんじゃないかなろうかと思って、私たちはもう実際、今三期対策をやっているんですよ、現地において、まあ中尾地区ですけど、まあ多分、古中尾・倉谷にも、まだ山の方だから条件が悪いと思うのですね。そのような中で飛び地も当然川を挟んで補助対象に入れていたということでしたが、なかなかそこは既に耕作放棄地になってる部分もあるし、その辺の人たちも加入をなかなかしたくない部分もありますし、そして私たちもまた受け入れたら、そこがしなかったらもう 5 年分のかなり何百万の補助金返還がありますので、そこがちょっと無理な部分がある。一番いいのは、それにみんなで協力してやるということがいいんじゃないかと思った。

私は、先ほど一つの例として説明がありました、この耕作放棄地活用事業委託、今言うに大根とかタマネギを環境省の補助がそうですね、つくっているんな三者が協働でやって商品開発をして販売までやるということになるとですね、そこには今環境省の 9 割の補助がついているということ。町長は、そういう環境省に詳しいからですね、そういうモデル的なあれが導入できないのかについてはどのように考えておられますか。

今要するに、大根プロジェクトは要するに中学生とか J A の青壮年部、そして地元の人たちがつくって、それをスライスして切り干し大根、いや、寒漬けにして今後中学生がグリーンゲートで販売する。まさに、それが一つの取り組みとして認められて 9 割の補助と、で、できればですね私が言いたいのは、今おっしゃったように個人にそういう補助金を出すというのはいけないと、しかし、そこを放っていたらもう優良農地まで及んでくるわけですよね、今鳥獣被害、そういういろんな被害が、して私が一番懸念するのは、町長、緑と彫刻の町づくりということを推奨されておりますので、本当に景観が悪くなるのですね。そして、農地のもつ多面的機能もその損なわれるというようなことで、ひいては住居地近くまでイノシシが出て、もう黙ってたら本当に住民に危害を加えて、そういう事故等も起きるんじゃないかという、そういう懸念の中で今、質問してるわけ、それで、まあ今言ったようにそのそういう地域に対して町単独の補助金を、まあいい言い方ですと津奈木町型直接支払制度というのを検討していただければということで、どうです。

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ええ、まあ、あの環境省のやつはまあ環境にやさしい負荷のかからない物をつくれというのが条件でございますので、全てのただ耕作放棄地を単なる、その農作物をつくるというわけには対象にはならないと思います。環境省のやつはですね。

だから、あくまでも J A 委託して、その環境にやさしい物を、無農薬野菜をつくるということで、あれは補助対象になっていると思う。あれは別ですから、この耕作放棄地の中山間地と別で

すから、あれは9割補助、8割補助ですよね。これは中山間地がもう中山間地制作ができる、まあ要するにいろんなその制度ありますけども、町単独ではちょっと難しいと思います。

○議長（林 賢二君） あ、川野議員に申し上げます。残りもう5分切りました。まとめた
いただきたいと思います。はい、7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 町長、今言ったの重々わかってですね、要するにそういうところ
に協働でする場合にですね、津奈木型の直接支払制度と言ったのは、さっきの大根プロジェクト
とタマネギも一緒ですよ、両方で協働しながらつくるからその補助が出ているわけです。（「そ
れは違う」と呼ぶ者あり）私は、そういうべきと先ほど聞きましたので、そういうふうに理解し
て、今、まあよかです、そんならもう時間がありませんので、あとは先ほど言った総合戦略の中
にも中山間地等の直接支払事業やまあ耕作地対策として多面的機能支払い事業の活用や、耕作放
棄地を解消、活用し、これからが大事ですよ。新規作物の実証、栽培やオーナー制度、農業体験
等を実施していくとともに、単県事業での営農開発の取り組みや菜の花プロジェクトの実践等
について、今後検討していくということを、できたてほやほやの総合戦略に書いてございますので、
やはりその辺をよく検討していただいて、まあ有識者会議もありますので、もうこれ以上、耕作
放棄地をふやして津奈木の景観を台なしにして、町民にそういう被害を加えるイノシシ等が危害
を加えないような施策をとっていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わら
していただきます。よろしくお願い致します。

○議長（林 賢二君） 以上で、7番、川野雄一君の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

○議長（林 賢二君） 以上をもちまして、本日の日程は終了致しました。
本日はこれにて散会致します。お疲れさんでした。

午後3時31分散会

平成28年 第1回（定例）津 奈 木 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成28年3月18日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成28年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 津奈木町税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第23号 津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第24号 津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第25号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第26号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第27号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第22 議案第28号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第29号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第30号 平成28年度津奈木町一般会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第34号 平成28年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第35号 平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第30 議案第36号 平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第33 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第34 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第37号 津奈木町過疎地域自立促進計画の策定について
- 追加日程第2 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 発議第1号 町長専決処分事項の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

- 日程第11 議案第17号 津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 津奈木町税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第23号 津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第24号 津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第25号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第26号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第27号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第28号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第29号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第30号 平成28年度津奈木町一般会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第34号 平成28年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第35号 平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第30 議案第36号 平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第33 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第34 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第37号 津奈木町過疎地域自立促進計画の策定について
- 追加日程第2 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 発議第1号 町長専決処分事項の指定について

出席議員（10名）

1 番	上村 勝法君	2 番	本山 真吾君
3 番	澤井 静代君	4 番	久村 昌司君
5 番	橋口知恵子君	6 番	柳迫 好則君
7 番	川野 雄一君	8 番	寺本 信介君
9 番	村上 義廣君	10 番	林 賢二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西川 裕君	副町長	山田 豊隆君
教育長	塩山 一之君	総務課長	林田 三洋君
振興課長	倉本 健一君	振興審議員	下川 秀美君
振興審議員	財部 大介君	住民課長	新立 啓介君
住民審議員	久村 庄次君	教育課長	椎葉 正盛君

午前10時00分開議

○議長（林 賢二君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 議案第 7 号 津奈木町行政不服審査会条例の制定について

日程第 2. 議案第 8 号 津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第 3. 議案第 9 号 津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第 4. 議案第 10 号 津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第 5. 議案第 11 号 津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第 6. 議案第 1 2 号 津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第 7. 議案第 1 3 号 津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第 8. 議案第 1 4 号 津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について

日程第 9. 議案第 1 5 号 津奈木町情報公開条例等の一部改正について

日程第 1 0. 議案第 1 6 号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第 1 1. 議案第 1 7 号 津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

日程第 1 2. 議案第 1 8 号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第 1 3. 議案第 1 9 号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第 1 4. 議案第 2 0 号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 1 5. 議案第 2 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 1 6. 議案第 2 2 号 津奈木町税条例の一部改正について

日程第 1 7. 議案第 2 3 号 津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について

日程第 1 8. 議案第 2 4 号 津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について

日程第 1 9. 議案第 2 5 号 津奈木町体育施設条例の一部改正について

日程第 2 0. 議案第 2 6 号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 2 1. 議案第 2 7 号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 2 2. 議案第 2 8 号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

日程第 2 3. 議案第 2 9 号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について

日程第 2 4. 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度津奈木町一般会計予算

日程第 2 5. 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 2 6. 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 2 7. 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第 2 8. 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第 2 9. 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第30. 議案第36号 平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（林 賢二君） お諮りします。日程第1、議案第7号津奈木町行政不服審査会条例の制定についてから、日程第30、議案第36号平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの30議案を、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第7号から日程第30、議案第36号までの30議案を、一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案について、お手元に配付のとおり、各常任委員長から、審査結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興委員長、柳迫好則君。

○総務振興常任委員長（柳迫 好則君） 総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第7号から議案第13号まで、議案第15号、議案第17号から議案第21号まで、議案第23号、議案第28号から議案第30号まで、議案第33号、議案第35号から議案第36号までの20議案であります。

審議に当たっては、担当課長、審議員及び班長の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第7号津奈木町行政不服審査会条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明の後、「審査会の委員は5名以内とあるが、メンバー構成はどのようになっているのか」の質問に対し、「法律上、審査庁と処分庁に分類されますが、審査庁は実際に審査請求に対して審査を行う機関で、審査会が行います。委員として、総務課長、振興課長、住民課長、教育課長及び外部委員として、法律関係で弁護士及び税務関係で税理士等を想定しています。処分庁は税の確定通知の各種通知等を発出した担当課になり、税の通知に関する審査請求であれば、住民課が担当課になりますので住民課長は審査委員の対象外となり審査会メンバーから外れます」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第8号津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明の後、「健診等は、これまでも年休を取らずに行っていたのではないのか、こ

れを明確にするということなのか」との質問に対し、「職員が人間ドックを受診するときは、現在も職務専念義務免除を認めています。この条例は、法で定める職務に専念する義務以外の項目について、他の市町村等の状況を確認した上で明文化するもので、自主研修や健康診断、人間ドック受診時等に関して条例で明確に定めるものです」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第9号津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明の後、「これまでに事例はあったのか」との質問に対し、「この条例の制定については職員から要望を受けて制定するものではありません。県市町村課からの助言を受け、国家公務員に準じて制定するものです」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第10号津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第11号津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第12号津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方公務員法第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第13号津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明の後、「特定空き家等に関する予算措置は単独予算となるのか、また空き家対策として定住促進等が考えられるが、計画策定の状況はどうなっているか」との質問に対し、「現在のところ、予算措置に関する補助は確認できておりませんので、単独予算となる見込みで

す。空き家対策に関する計画は、今後策定予定です」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 15 号津奈木町情報公開条例等の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、行政不服審査法が施行されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要があるためであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 17 号津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例を整備する必要があるためであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 18 号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、津奈木町議会議員等の報酬月額について、県内の動向などを総合的に勘案し、所要の改正を行うものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 19 号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、行政不服審査委員、認知症初期集中支援チーム検討委員及び保育園長の報酬の追加、並びに平国小学校統廃合に伴う関係委員の廃止に伴い、改正を行うものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 20 号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、町長、副町長及び教育長の給料月額について、県内の動向などを総合的に勘案し、所要の改正を行うものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 21 号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、平成 27 年人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に準じて一般職の職員に対して支給する給料月額等を改正し、また平成 26 年人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しを実施するものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第２３号津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明の後、「元本割れが心配であるが、そのリスクに対してどのような対応をするのか」との質問に対し、「リスクとして、経過利息、オーバーパー時の額面超過額、売却損失がありますが、資金管理方針に基づき、受取利息、売却益及び総額の基金利息で対応し、元本割れはしないように対応する予定です」との答弁がありました。

また、「効率的な運用をするために、運用を審議する場があるのか」との質問に対し、「公金運用会議を毎年３月に開催します。歳計現金保管計画と基金運用計画を定め、どのように運用していくかを検討致します」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第２８号津奈木町漁港管理条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由について、近隣市町村の漁港管理の調査をした結果、漁業権に基づく占用料は徴収しない旨条例で定めており、本町も同様の取扱いに改正するものであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第２９号津奈木町簡易水道条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由について、水道料金の不納欠損処分について、現在、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがなく、時効期間を過ぎても処理できない債権があり、本条例で定める必要があるためであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第３０号平成２８年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

まず歳出より申し上げます。

款２、総務費の一般管理費で、「バス借上は、昨年から利用実績はどうだったのか。また、利用できる団体として、どのような団体が考えられるか」との質問に対し、「現在まで利用実績はありません。各種団体への周知不足も考えられますので、周知を徹底します」との答弁がありました。

企画費で、「赤崎小学校跡地利活用設計策定事業業務委託料の説明によると、基本構想を作成するため２７年度にワークショップを３回開催し、それに基づいて基本設計を行いますという説明を受けたが、検討した基本構想はどうなっているのか、また事業に対して補助金がつくのか」との質問に対し、「基本構想としては、公園整備関係とウッドデッキの整備などが主なものです。事業実施については環境首都創造事業ということで、９割助成事業を活用してこの事業は進めております」との答弁がありました。

「予約型乗合タクシー運行委託料として係る費用は、導入前の平国線に係るバス運行補助金と比較した場合どうなっているのか」との質問に対し、「昨年度の予算計上を上限として予算計上しています」との答弁がありました。

「ウッドスタート玩具製作等委託料や、木育キャラバン開催委託料の予算が計上されているが、その目的と、町内に事業実施を希望する企業があるのか、また事業に対する補助金はあるのか」との質問に対し、「目的としては、環境省が推進する事業で、木の温もりのあるおもちゃを生まれた子供に誕生祝いとして贈るという中で、ふるさとでつくられたおもちゃに愛着や親しみをもってもらい、地域産材の特産品開発や雇用拡大の狙いを図るもので、町内の業者が機械を入れてサンプルを現在制作しています。また、補助金はなく単独事業であります」との答弁がありました。

諸費で、「防犯カメラの設置は住民からの要望により設置するのか。また、補助金助成はあるのか」との質問に対し、「住民等からの要望ではなく、昨今の犯罪抑止力や犯罪が発生したときの早期発見・解決の理由により設置します。補助金助成は確認できていませんので、単独事業となります」との答弁がありました。

款4、衛生費の環境衛生費で「合併浄化槽の普及率はどれくらいか」との質問に対し、「平成26年度末現在で73.61%です」との答弁がありました。また、「毎年必ず1千数百万円予算計上し、実績はその半分以下であるが、どう考えているのか」との質問に対し、「予算計上は循環型社会形成推進地域計画5カ年計画に基づいて、国・県の指導により計上しております。今後は適正な予算執行を実施するために、住民への説明会を開催して普及促進を図りたい」との答弁がありました。

款5、農林水産業費の漁港建設で、「漁港建設費の水産物供給基盤機能保全計画とあるが、町内漁港の悪いところを整備していく計画をつくるのか」との質問に対し、「大泊漁港、福浦漁港について、悪いところを陸上及び海上から調査をして、今後の保全工事に向けての調査及び機能保全計画の策定業務になります。この計画を立てていかないと補助事業として保全工事ができないことになります。その期限は平成29年度までです」との答弁がありました。

「農業委員会として、最近問題と考えていることは何か、それに対してどのような対策を行っているのか。また遊休農地の全てに意向調査をしているのか」との質問に対し、「耕作放棄地の解消が一番の問題ではないかと考えております。対策としては、農業委員に遊休農地の把握をもらい、その農地に対して意向調査を行っており、現在調査漏れしている農地もあるので随時調査していきたい」との答弁がありました。

農業振興費で、「有害鳥獣対策補助金は100頭分計上されていたが、去年はそれ以上に獲れたのではないのか」との質問に対し、「有害鳥獣対策補助金は、27年度9月補正で増額をして

あります。当初の見込みとしては100頭を推定したところで計上をしております。今後獲れる実績等を勘案しながら検討をしたいと思います」との答弁がありました。

款7、土木費の道路維持費で、「町道舗装補修工事が2路線計上されているが、路面状況の委託調査に基づいて実施しているのか、また道路維持に対してどのような要望があるのか」との質問に対し、「路面状況の委託調査に基づいて実施しています。道路維持についての要望は、排水路関係や路面の陥没、路肩にある立木の伐採等に関するものです」との答弁がありました。

款8、非常備消防費で、「4分団に購入予定の小型動力ポンプはいつごろ配備される予定か、また積載車の更新時期の目安はあるのか」との質問に対し、「郡ポンプ操法大会が6月末から7月初旬に開催される予定ですので、練習開始前までには該当する分団に納品する予定です。積載車については特にありません、目安としては、交換や修理等が頻繁になる時期です」との答弁がありました。

歳入について申し上げます。

「平成27年度予算を見ると、福浦漁港整備事業や合併浄化槽設置補助金など、年度末に予算が大幅に減額され、年度末においては予算残を基金に積み立てている状況であり、このような予算計上をしていると、本来必要とされる道路舗装などのインフラ整備ができないのではないか」との質問に対し、「振興課の事業については、計画を基にした予算額と実績がかけ離れているものもあるため、他の予算や起債枠を圧迫しており、正確に予算計上するよう指示しています。補助事業では、補助枠が圧縮された場合は新たな事業展開を図るなど、対策を講じるよう指導しています」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第30号平成28年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で、可決しました。

次に「議案第33号平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

説明の後、「水俣市水道使用料が昨年度当初予算と比較して2倍になった理由は」との質問に対し、「小津奈木水源の水質が悪くなったことに加え、岩城簡易水道統合事業に伴い水俣市からの給水利用区域を広げたことによるためです」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第35号平成28年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第36号平成28年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、福浦漁港、合串福浦線舗装工事箇所、合串漁港、赤崎川嵩上事業箇所、津奈木中学校

裏舞鶴城公園整備箇所、河原線改良事業箇所、公営住宅西迫団地建替え事業箇所等の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました２０議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

平成２８年３月１８日、総務振興常任委員長、柳迫好則。津奈木町議会議長、林賢二様。

○議長（林 賢二君） 以上で、総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） おはようございます。教育住民常任委員長報告を申し上げます。

３月４日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、７日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第１４号、議案第１６号、議案第２２号、議案第２４号から議案第２７号まで、議案第３０号から議案第３２号まで及び議案第３４号の１１議案であります。

審議にあたっては、担当課長、班長、及び担当者の出席を求め、慎重審議しました。その結果を報告致します。

まず初めに、議案第１４号「津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

介護保険法第１１５条の４５にある認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況等について検討し、関係機関との一体的な認知症施策を推進するため、この条例を制定する必要があるためです。

「検討委員会と認知症初期集中支援チームの構成メンバーでは、重複する人がいるのか」の質問に対して、「認知症サポート医や包括支援センター職員は重複する」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第１６号「津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い条例を改正する必要があるためであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第２２号「津奈木町税条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるためであります。また軽自動車税に係る納期の変更を行うため条例を改正する必要があるためであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第２４号「津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、津奈木町スクールバス使用料について津奈木中学校を無料としたため、条例を改正する必要があるためであります。委員から「スクールバス使用料で、保育園等利用者はそのまま徴収するのか。また、保育園等利用者は何名いるのか」の質問に対して、「時期により変動はあるが、保育園が６名、幼稚園は３名程度である。保育園等は、義務教育ではなく原則保護者が送り迎えすることになっているため、そのままである」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第２５号「津奈木町体育施設条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、平国小学校の廃校に伴い、学校施設を運動公園として管理するため、新たに施設名称の変更及び使用料の設定を行う必要があるためであります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第２６号「津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定により、従来、居宅サービスの利用定員１８人以下の通所介護事業所を地域との連携や運営の透明性の確保など、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型通所介護を創設したことに伴い、条例を改正する必要があるためです。

「居宅サービスから地域密着型通所介護になった場合、人員基準についてはどうなるのか」の質問に対して、「利用定員１８人以下の小規模な通所介護事業所を、新たに地域密着型サービスとして創設されるもので、人員の配置基準について変更はない」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第２７号「津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定により、介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、条例を改正する必要があるためであります。

「本町には対象事業所はないということであるが、今後必要になるということで条例改正が行われるのか」との質問に対して、「国の基準の改正に伴うもので、事業所の有無に関わらず条例改正が必要であるが、このサービスは新設のほか、既存のグループホームでも実施可能である」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第30号「平成28年度津奈木町一般会計予算」中、住民課及び教育課が所管する科目について報告します。

まず、住民課保険班歳出で、「後期高齢者はり・きゅう・あんま施術利用料助成金で、医療手帳等との併用はできるのか」の質問に対して、「併用することは可能である」との答弁でした。

歳入では、各保険事業の保険基盤安定負担金が主であります。

税務班歳入で、「徴収の時効は何年か。分納もあるのか」の質問に対して、「時効は5年で、分納も申し出があれば生活状況を把握し納税確約書を書いてもらい分納に応じている。また生活困窮状態にある人は滞納処分の執行停止基準に照らし合わせて、給与調査、生命保険調査、不動産調査等を行った上で、該当すれば随時不納欠損を行う」との答弁でした。

福祉班歳出では、社会福祉総務費において、「臨時福祉給付金と年金生活者等支援臨時福祉給付金の違いは」の質問に対して、「臨時福祉給付金は、町内在住で住民税が非課税の方に対して3,000円給付される。現在見込みとして1,700人を対象としている。年金生活者等支援臨時福祉給付金は平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になれる方に対し、1人当たり3万円が給付される。現在見込みとして970人を対象としている」との答弁でした。

地域見守り活動推進事業委託料の内容と年間計画はあるのか」の質問に対して、「社会福祉協議会に委託している事業で、専門スタッフ2名で活動している。地域の高齢者や障がいのある方などが地域で生活するため、地域全体で見守りを行うための事業で、主な活動は、各地区単位での座談会を開催し、各地区で対応策を考えている。また各地区での交流を深めるために公民館を開放したサロン活動等にも参加している。座談会は、当初3年間で全地区を支援する計画になっている」との答弁でした。

老人福祉費において「シルバー人材センター事業費補助金の内容は」の質問に対して、「水俣市シルバー人材センターと広域的取り組みとして行うための初期投資分で、水俣市との高齢者の人口割で計算した額となる。この中には、広域化に伴う諸経費が含まれている。なお負担割合等については、水俣市及びシルバー人材センターと協議を行い決定した」との答弁でした。

障害者福祉費では、「障害者福祉サービス費の内容と利用者数は」の質問に対して、「障害福祉サービスを受ける場合は、審査会にかけられ、相談支援事業所の支援員がつき、要望や問題を聞いた上でプランを作成することになっている。また定期的に事業所等も含めてプラン見直し等の会議を行っている。利用者数は、身体（15施設、20人）、知的（34施設、33人）精神（11施設、19人）の方が利用されている」との答弁でした。

児童措置費については、「児童手当の受給者数は」の質問に対して、「人数にすると約

490人程度で、延べ5,888人である」との答弁でした。

歳入では、「児童クラブの利用人数と料金はどうなっているのか。また、多子世帯支援事業は何人目から対象になるのか、その内容は」の質問に対して、「児童クラブの通常時利用者数は15人、夏休み等長期休暇の際は20人で、料金は夏休み月1万円、通常月6,000円である。多子世帯支援事業は3人目からで、同一保育園で3人目からの入園児の保育料が無料。現在対象者が15人である」との答弁でした。

住民班歳出では、「環境美化作業の参加者はどのようになっているのか。年一回実施との説明だが、年一回でいいのか」の質問に対して、「環境美化作業は、国道等の危険箇所を取りやめ、場所も縮小しており、現在の参加者は婦人会と役場職員のための参加となっている。美化作業とは別に道路管理員などにより定期的な清掃は実施されており、共同作業としては一回程度と考えている」との答弁でした。また「地区のごみ箱の規格は決まっているのか。地区で固定化を実施する場合、材料支給等の対応はできないか」の質問に対して、「ごみ箱作成は町内業者に依頼しており、コストをかけず容量のあるものということで現在の規格のみとなっている。設置後は、資源ごみの報奨金もあるので、ステーションの固定化も含め地区で維持管理されるようお願いしている」との答弁でした。

保育園費の歳出では、「現在嘱託の保育士が多いが、保育士は足りているのか」の質問に対して、「国基準の子供の人数に対しての保育士人数は足りている。しかし、嘱託の保育士は勤務時間が5時間45分なので、各クラスに6時間以上の常勤保育士が必要なことは、県の指導監査でも指摘を受けているので、改善の検討をしていきたい」との答弁でした。「保育園には、園児の防犯上、防犯カメラは必要だと思うが、防犯カメラは設置してあるのか」の質問に対して、「防犯カメラはない。事務所のセキュリティと、ペンダント式通報ベルはある」との答弁でした。

次に教育課が所管する科目で、小学校費では「平国小の跡地利用の計画はどうなっているのか」の質問に対して、「具体的な方向性は、まだ決まっていない。今後地元の要望等を聞いて検討していくことになる。今のところ、体育館や運動場の利用は、今までどおりの利用を考えている。」との答弁でした。

中学校費では「学級支援員を必要とする子供は、増加傾向にあるのか」の質問に対して、「27年度津南学級1クラスに2人、28年度に1人ふえる。また、自閉情緒学級1クラスが新設となり、子供の症状によって、クラスが異なり増加傾向にある」との答弁でした。

生涯学習班歳出において「地域未来塾は具体的にはどのような活動を行うのか」の質問に対して、「津奈木中学校で、学校の授業にさまざまな理由で学習習慣が身につけていない生徒等を対象に、教員OB等で英語・数学を補助的に教えている」との答弁でした。「活動期間は5日間と聞くが、講師謝金等を増額してもっと力を入れるべきではないか」の質問に対して、「津奈木中

学校と検討し、平成２９年度以降で対応したい」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第３０号中、住民課及び教育課所管の原案は、全会一致で可決しました。

次に、議案第３１号「平成２８年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について報告します。

歳出では、「出産一時金はどのように支払われるのか」の質問に対して、「通常、４２万円以内であれば医療機関から国保連合会を経由して町が支払をするため、窓口での自己負担はない。４２万円に達しなかった場合は、差額分を支給する」との答弁でした。

「基金を活用した事業を考えていないのか」の質問に対して、「基金の活用ではないが、平成２８年度からは健康寿命を延ばすことに着目して新たに健康づくり事業を始める予定としている。基金の活用については今後検討する」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第３２号「平成２８年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について報告します。

歳入では、「保険料が前年度より減額しているが、被保険者数はどれくらい減少しているか」の質問に対して、「当初予算策定時には１，１２９人で、昨年から６人減となっており、保険料の減額については、国保同様に５割と２割の軽減対象が拡大されたことにより、対象者が増加したためである」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第３４号「平成２８年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について報告します。

歳出では、「特定入所者介護サービス費で、該当となる低所得者の基準は何か」の質問に対して、「住民税非課税世帯で、預貯金が単身なら１，０００万円、夫婦なら２，０００万円以下の人になる。その他、年金収入等により段階がある」との答弁でした。

歳入では、「保険料や交付金が減額となっているが基金取り崩しは１，５００万円で足りるのか」の質問に対して、「基金の取り崩しについては、第六期介護保険事業計画どおりである。なお、繰越金次第では積立も検討したい」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現場視察の結果報告をします。

ごみ処理場、平国地区周辺交流拠点センター（仮称）建設予定地、津奈木保育園、津奈木小学校の現場視察を行いました。

以上、教育住民常任委員会に付託されました１１議案については、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

平成28年3月18日、教育住民常任委員会委員長、寺本信介。津奈木町議会議長、林賢二様。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 賢二君） 以上で、教育住民委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質問を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第36号までについて、順次、討論・採決を行います。

議案第7号津奈木町行政不服審査会条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号津奈木町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第１０号津奈木町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１０号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第１０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議案第１１号津奈木町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第１１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議案第１２号津奈木町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１２号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第１２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号津奈木町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１３号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号津奈木町情報公開条例等の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第１７号津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１７号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第１９号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

議案第２０号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２０号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２１号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２１号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

議案第２２号津奈木町税条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２３号津奈木町退職手当基金条例等の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号津奈木町スクールバス使用料徴収に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議案第２５号津奈木町体育施設条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２５号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

議案第２６号津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議案第２７号津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

議案第２８号津奈木町漁港管理条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２８号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議案第２９号津奈木町簡易水道条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

議案第３０号平成２８年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。

お諮りします。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成28年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号平成28年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成28年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

議案第３４号平成２８年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第３４号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号平成２８年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第３５号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第３５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３６号平成２８年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（林 賢二君） 全会一致です。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

日程第３１．議員派遣の件

○議長（林 賢二君） 日程第３１、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第３２．議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第３３．総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第３４．教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（林 賢二君） お諮りします。日程第３２から日程第３４までの、各委員長からの閉会中の継続調査の申し出３件を、一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第３２、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第３３、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第３４、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第３２から日程第３４までは、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第１．議案第３７号 津奈木町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（林 賢二君） 議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定を致しました。

追加日程第１、議案第３７号津奈木町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第37号津奈木町過疎地域自立促進計画の策定についてを御説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年6月27日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、法の執行期限が5年間延長されたことに伴い、新たに平成28年度から平成32年度までの計画を定めるものでございます。

本計画を定めるには、法第6条第1項の規定により議会の議決を得る必要があります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号津奈木町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（林 賢二君） 追加日程第2、議案第38号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第38号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

去る3月9日、町内業者6社が参加し、指名競争入札を行いましたところ、本案事業者が落成しました。工事内容は、平国地区に木造平屋建て延べ床面積435平米の交流センターを新たに建設するものです。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 発議第1号 町長専決処分事項の指定について

○議長（林 賢二君） 追加日程第3、発議第1号町長専決処分事項の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。4番、久村昌司君。

○議員（4番 久村 昌司君） 発議第1号町長専決処分事項の指定について御説明申し上げます。

法律上、町の義務に属する損害賠償の決定で、その額が100万円以下の及び町が当事者である和解で、その目的の価格が100万円以下のものについて地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項として指定するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号町長専決処分事項の指定についてを採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 賢二君） 以上で、本日の日程は全て終了致しました。これにて会議を閉じます。

これで、平成28年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時24分閉会

○議長（林 賢二君） ここで、町長から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。
町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議長のお許しをいただきましたので、第1回津奈木町議会の閉会にあたりまして、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

本日を含めまして、15日間の長きにわたり慎重なる御審議をいただき、提案致しました全案件につき御承認御議決をいただき、まことにありがとうございました。

平成27年度補正予算では、地方創生加速化交付金による新しい試みを含め、ソフト事業を中心に予算編成を行い、多くの事業が平成28年度への繰り越し事業となりますけれども、平成28年度事業とあわせて町の活性化につなげていきたいと思っております。

平成27年度予算で、光ブロードバンド整備事業、また平国交流センターの新設、赤崎水曜日郵便局の書籍出版や、西野達代と住民の協働作業による津奈木町裸島ホテルプロジェクトなどの多くの新しい試みを御承認をいただいたところでございます。

平成28年度は西回り自動車道津奈木インターの開通により、流入人口の増加を観光開発や定住人口へとつなげていきたいと思っております。そのことが地域経済を活性化させることと期待を致しております。行政、また民間、住民の相互連携により住みたくなるまちづくりにつなげていきたいと思っております。

議会開会時には、桃や桜の花のつばみも小さなものでございましたけれども、本日は重盤岩の花桃や山桜が満開になっております。重盤岩も日本の奇岩百景の94番目に選ばれました。今後、四季を感じられるよう舞鶴城公園の樹木等の選別をしながら、素晴らしい観光スポットとしてPRしていこうと思っております。議員各位も健康に御留意いただき、これからも素晴らしい御提言をお願い申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 賢二君） 閉会の御挨拶を申し上げます。今、津奈木町議会第1回定例会におきまして、上程されました案件につき、長期間にわたる議員各位の慎重審議の結果、全案件、原案のとおり議決をみましたことは、議員各位の御清励によるたまものと深く感謝を申し上げます。

今定例会は、平成28年度の骨格予算であります。主要施策の中で4つの基本目標を柱として総合的な施策を積極的に推進し、人口減少問題等に取り組むと掲げてあります。その4つの目標が達せられますと、素晴らしい津奈木町ができて上がるものではないだろうかと思っております。

4つの目標が間違いなく実を結びますように努めていただきたいと思います。限られた財源の中

で事業を運営することは、大変難しいと思いますが、職員各位の御努力を期待申し上げたいと思います。

終わりになりますけれども、暑さ寒さも彼岸までと申しますが、日に日に日差しも暖かくなっているように思います。議員各位には、また、執行部におかれましては、今後ともますます健康に御留意され、町民の福祉と町政発展のために、より一層御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶と致します。御苦労さまでございました。

午前11時24分終了